会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「米の生産調整対策の実施状況等について」

平 成 ２ ８ 年 ７ 月

会　計　検　査　院

農林水産省は、生産者に対して生産した米を全量政府に売り渡す義務を課していた食糧管理法（昭和17年法律第40号）施行期に、米の生産量が増大し、政府において米の売買に伴う多額の損失が生ずることになったことなどのため、昭和44年度から米(主食用米）の生産量を調整するとともに、水田において主食用米以外の作物への作付転換等を実施した農業者に対して交付金等を交付するなどの施策(以下「生産調整対策」という。）を実施してきており、平成26年度までの生産調整対策に係る交付金等の交付額は計約9兆0576億円に上っている。

25年12月に、内閣に設置された農林水産業・地域の活力創造本部は、行政による生産数量目標の配分を前提とした米の生産調整対策が、農業の担い手の自由な経営判断や市場戦略を採っていくことを著しく阻害し、意欲のある担い手の効率的な生産を大きく妨げる原因となっているとして、30年度を目途に、米の生産調整の見直しを含む米政策の改革や米の直接支払交付金の廃止等を内容とする農林水産業・地域の活力創造プランを決定した。これを受けて、農林水産省は、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した上記米政策の改革を進めている。

このような状況の中で、これまで実施されてきた生産調整対策の内容、成果、課題等を分析して検証することは、今後の改革の着実な実施に向けて有益であると考えられる。

本報告書は、以上のような状況を踏まえて、これまで実施されてきた米の生産調整対策の実施状況等について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成28年7月

会計検査院

目　次

1　検査の背景 ・・・

エ　水田の活用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
オ　生産調整対策のメリット及びデメリット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
(4) 生産調整の見直しに向けた取組の状況等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
4　所見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
(1) 検査の状況の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
(2) 所見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

別表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。
・上記のため、図表中の数値を用いて算出しても計数が一致しないものがある。

事 例 一 覧

［個々の農業者に係る農業者間調整後の生産数量目標面積換算値が主食用水稲の作付面積等と同一となっていて、米の生産量の抑制に結び付いていないもの］
＜事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

［生産数量目標の達成又は不達成について、集落単位で達成となる場合は集落単位、集落単位で不達成となる場合は農業者ごとに判定するなどしていて判定方法が統一されていないもの］
＜事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

［参加農業者のほとんどが不達成農業者となっていたり、生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者としたりしているもの］
＜事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

［未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積について現地確認等により確認していなかったもの］
＜事例4＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

米の生産調整対策の実施状況等について

検　査　対　象	農林水産省、27道府県協議会、160地域協議会
米の生産調整対策の概要	米の生産量の抑制や水田の有効活用等の観点から、米（主食用米）の生産量の調整を実施するとともに、水田において主食用米以外の作物への作付転換等を実施した農業者に対して交付金等を交付するなどの施策
上記に係る交付金等交付額	9兆0576億円（昭和44年度～平成26年度）

1　検査の背景

(1) 米の生産調整対策の背景

農林水産省における農業施策は、平成11年に農業基本法（昭和36年法律第127号）が廃止されるまでは同法等に基づき、11年に食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）が施行された以降は新基本法等に基づき、それぞれ行われてきた。また、各種農業施策のうち主要食糧である米の管理等に係る施策については、昭和17年7月から平成7年10月までは食糧管理法（昭和17年法律第40号。以下「食管法」という。）等に基づき、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）が施行された7年11月から16年3月までは食糧法等に基づき、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」（平成15年法律第103号。以下「15年改正法」という。）が施行された16年4月以降は15年改正法による改正後の食糧法（以下「改正食糧法」という。）等に基づき、それぞれ行われてきた。

米の管理等に係る施策に関する法制度等の変遷を示すと、図表1のとおりである。

図表1　米の管理等に係る施策に関する法制度等の変遷

区分		食管法（昭和17年7月～平成7年10月）	食糧法（平成7年11月～16年3月）	改正食糧法（平成16年4月～）
法制度	国の役割	国による米の全量管理 （政府への売渡義務）	国の役割は備蓄運営に限定	
	流通システム	食糧管理制度 （厳格な流通規制） （昭和44年度） 自主流通米の導入	計画流通制度 （緩やかな流通規制）	法改正 計画流通制度の廃止
米の生産調整の基本方針等		政府米の在庫量の急増や過剰米の処理に係る巨額な財政負担の発生 （昭和44年度） 生産調整の試行的実施 （昭和45年度） 生産調整の緊急措置としての実施 （昭和46年度） 生産調整の本格実施	米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進 （国が生産、出荷及び流通に関する計画を策定）	米政策改革大綱による改革開始（平成16年度） 米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進 （生産者の自主的な努力を支援） 米政策改革大綱による改革の第2段階（平成19年度）

平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等を契機

また、米全体の需給状況等（政府が生産者から買い入れた米（以下「政府米」という。）の在庫量の状況を含む。）について、昭和35年産米（以下、「年産米」についても「年度」と表記する。）から平成26年度までの推移を示すと、図表2-1のとおりである。

図表2-1　米全体の需給状況等の推移（昭和35年度～平成26年度）

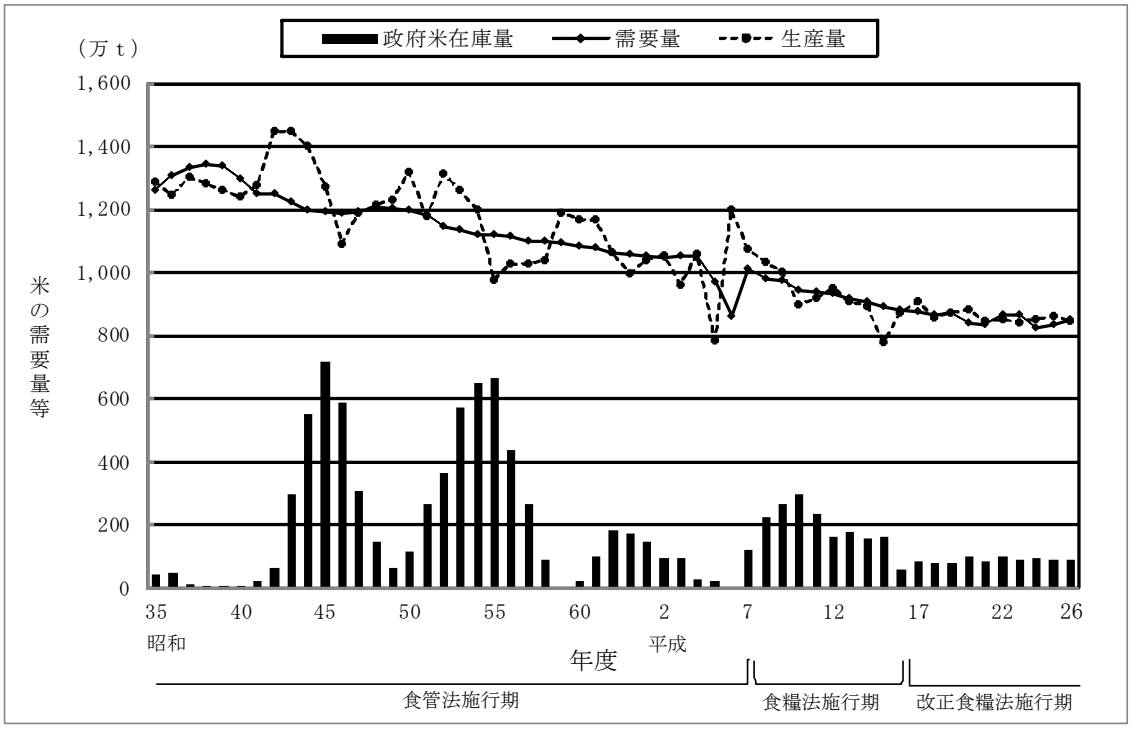

注(1)　「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「米の全体需給の動向（昭和35年～）」を基に作成

注(2)　需要量は、国内消費仕向量（陸稲を含み、主食用のほか、飼料用、加工用等を含む数量）である。国内消費仕向量は、「国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量（又は＋在庫の減少量）」によって求められる。

注(3)　生産量は、水稲及び陸稲の収穫量を合計した数量である。

そして、米の管理等に係る施策の変遷や需給状況の推移について、7年10月までの食管法施行期、7年11月から16年3月までの食糧法施行期及び16年4月以降の改正食糧法施行期の別にみると、おおむね次のとおりである。

ア　食管法施行期

食管法は、米不足が常態化していた戦時中に、食糧の需給及び価格の調整並びに流通の規制を行うことを目的として制定された法律であり、生産者に対して生産した米を政府に売り渡す義務を課し、政府が都道府県知事の許可を受けた卸売業者等に売り渡すことなどとする食糧管理制度が採られていた。

食管法施行期における昭和35年度から平成7年度までの米全体の需給状況等の推移をみると、図表2-2のとおり、米の需要量は、昭和38年度にピークを迎えて、その後は減少に転じており、40年度までは生産量が需要量をおおむね下回っていたが、41年度に生産量が需要量を上回ることになった。そして、42年度から45年度までは豊作となり生産量が需要量を大幅に上回ったことから、政府米の在庫量が急増することになった。

政府は、食糧管理制度の下で、米の収穫前に生産者から事前に売渡しの申込みを受けた数量の米を全量買い入れることとしていたが、生産量が増大する中で、生産者からの買入価格が卸売業者等への売渡価格よりも高く設定されていたため、政府において米の売買に伴う多額の損失が生ずることになった。このような状況の中で、米（主食用米）の生産量の調整（以下「生産調整」という。）を実施するとともに、水田において主食用米以外の作物への作付転換（以下「転作」という。）及び作物の作付けを行わない休耕等（以下、転作と合わせて「転作等」という。）を実施した農業者に対して交付金等を交付するなどの施策（以下、生産調整と交付金等の交付等の施策を合わせて「生産調整対策」という。）が44年度に試行的に実施されることとなった。また、同年度には、国民の良質米への志向が高くなってきたことなどを背景として、政府米以外に政府を通さずに集荷業者等を通じて流通する自主流通米が認められることとなった。

そして、生産調整対策は、その後も引き続き政府米の在庫量が増加したことから、45年度は緊急措置として実施され、46年度から本格的に実施されることとなった。また、同年度から49年度までの間は、過剰米を飼料用として安い価格で売り渡すなどの処理を行ったことに伴い、財政負担が必要となった。生産調整対策の本格的な

実施等により、政府米の在庫量は一時的に減少したものの、50年度以降、生産量が需要量を上回り、再び政府米の在庫量が増加して、過剰米の処理に伴う財政負担が必要となった。

図表2-2　米全体の需給状況等の推移（昭和35年度～平成7年度）

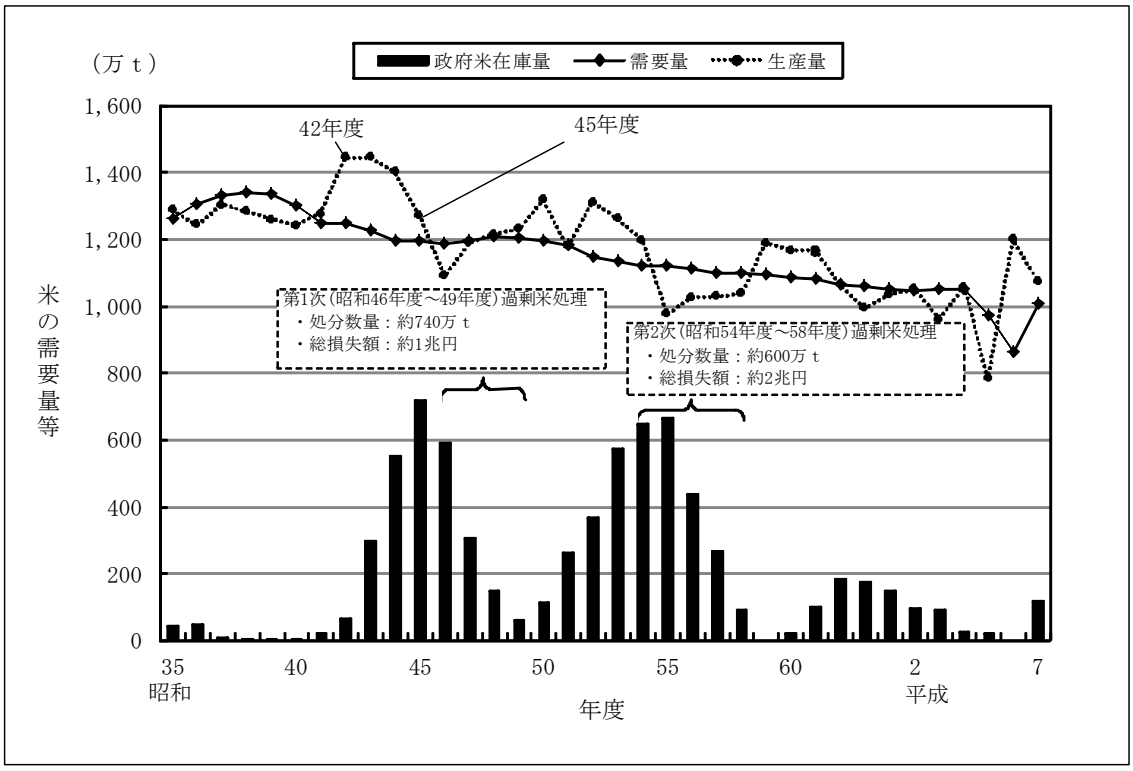

イ　食糧法施行期

食管法は、食糧管理制度の下で認められてきた自主流通米の流通量が政府米を上回るようになったことなどに加え、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受けてミニマム・アクセス米を輸入することとなったことなどを契機として、(注1)7年に廃止され、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする食糧法が制定された。

そして、食糧法により、政府米に代わって自主流通米を流通の主体とするなどの米の流通規制の緩和が図られたが、民間流通が未成熟であるとして、国が生産、出荷及び流通に関する計画を策定し、これに基づく生産者の出荷義務、自主流通計画の策定義務等の規制措置等を組み合わせることにより、計画的な流通を確保する計画流通制度が採られることとなった。また、生産調整が食糧法上に明文化されて、政府は、米の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進を図ることとなり、国内産米の買入れについては備蓄目的に限定して行うこととなった。

食糧法施行期における8年度から15年度までの米全体の需給状況の推移をみると、図表2-3のとおり、依然として米の需要量は減少傾向で推移しており、米の生産量を抑制するために、引き続き生産調整対策が実施された。計画流通制度は、15年改正法が施行されるまで継続されて、この間、生産量は需要量を上回ったり下回ったりしていた。

（注1）　ミニマム・アクセス米　　ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受けて、最低輸入量を設定して輸入機会を提供することとなったことに伴い輸入された外国産米

図表2-3　米全体の需給状況の推移（平成8年度～15年度）

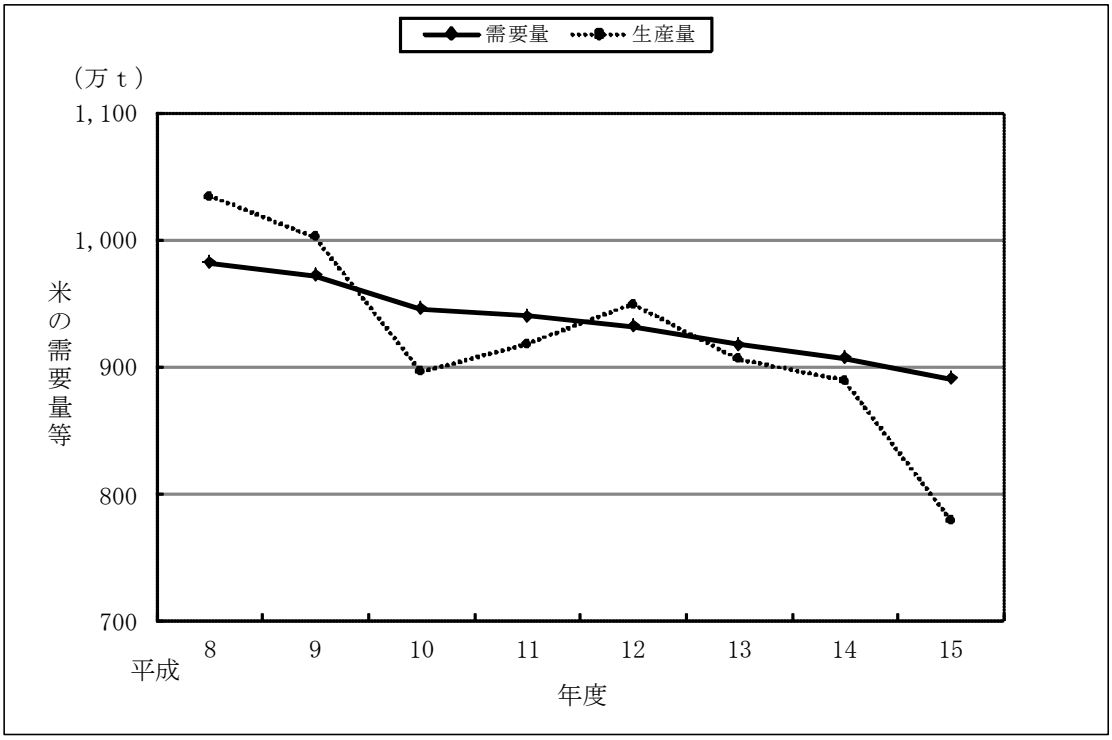

ウ　改正食糧法施行期

食糧法においては、米の流通規制の緩和が図られたことなどから、流通業者の新規参入が増加するとともに、消費者のニーズが多様化するなどして、徐々に民間流通が成熟してきた。そして、計画流通制度は、その必要性が減少するとともに、多様な流通の阻害要因となり、農業者が需要に応じた生産の努力を怠るといったモラルハザードが生ずる原因となるようになった。また、米の在庫量の増加や米価の下落を引き起こし、水田農業の経営が困難な状況になるとともに、消費者のニーズの多様化に対応した米の安定的供給の必要性が高まった。

このような状況を踏まえて、農林水産省は、14年に水田農業政策・米政策の大転換を図ることを目的とし、消費者重視及び市場重視の考え方に立った需要に応じた

米づくりを推進するなどとする米政策改革大綱（平成14年12月農林水産省省議決定）を策定し、これを受けて15年改正法が制定された。そして、同省は、16年度から米政策改革大綱による改革を実施することとするとともに、米の流通規制を原則廃止することとした。

改正食糧法においては、食糧法の前記の目的に加えて、政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における水稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて行うよう努めなければならないこととされた。

改正食糧法施行期における16年度から26年度までの米全体の需給状況の推移をみると、図表2-4のとおり、米全体としては生産量が需要量を上回ったり、下回ったりしていたが、米全体のうち生産調整の対象である主食用米の需給状況の推移をみると、図表3のとおり、需要量が減少傾向を示すとともに、生産量が需要量をおおむね上回る状況が続いてきた。

図表2-4　米全体の需給状況の推移（平成16年度～26年度）

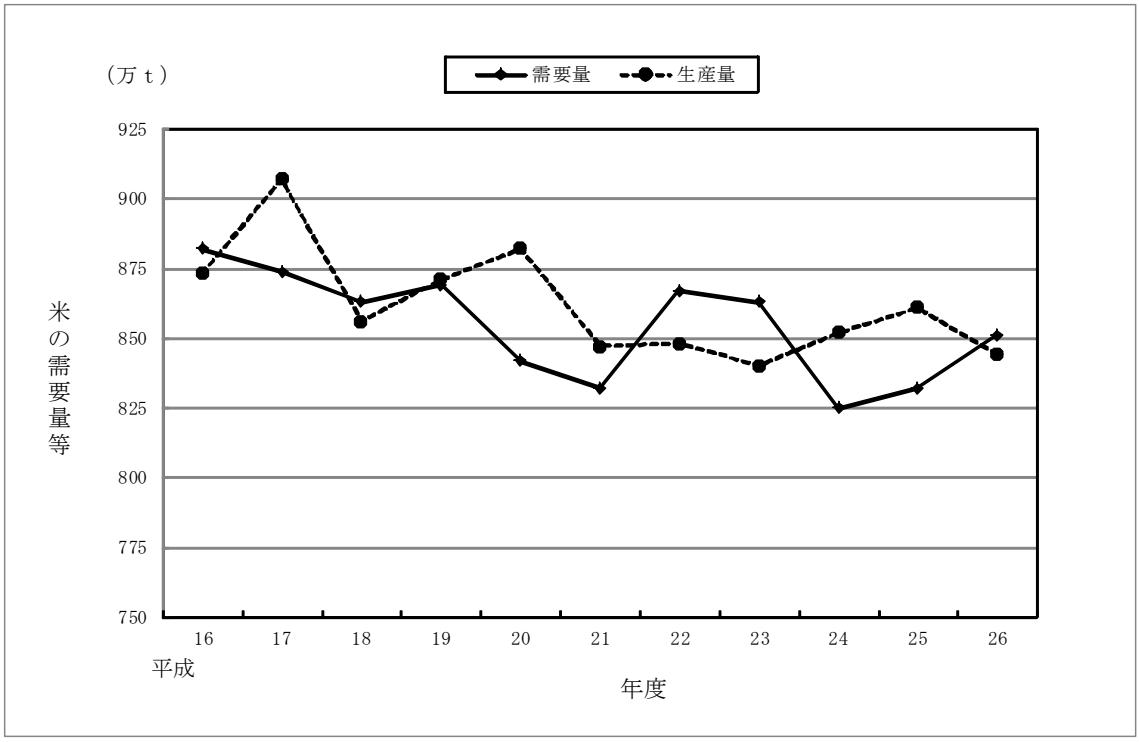

図表3　主食用米の需給状況の推移（平成16年度～26年度）

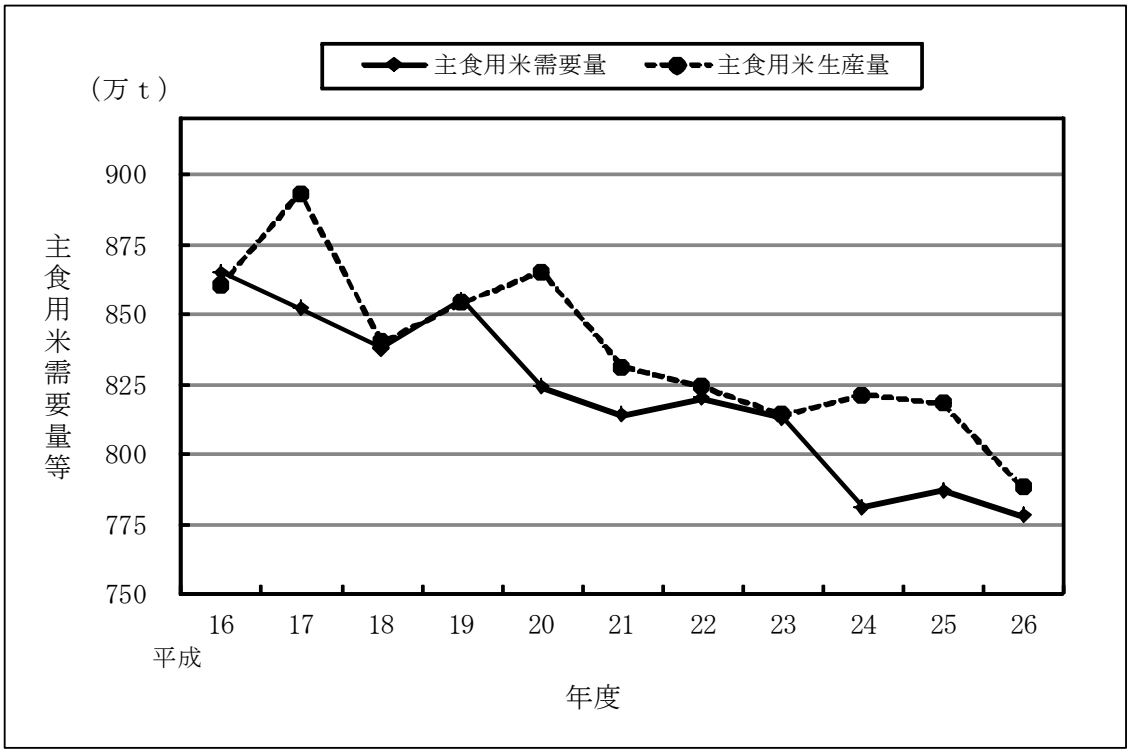

（注）「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「主食用等の生産量と需要量及び民間在庫の推移」を基に作成。なお、平成15年度以前の主食用米の需要量等のデータは取得できなかった。

以上のとおり、米の需要量は、昭和38年度をピークに一貫して減少傾向で推移しており、このような状況の中で、米の生産量の抑制や水田の有効活用等の観点から、生産調整対策が、関係法令の改正等を受けるなどして実施されてきた。

(2) 生産調整対策の概要

ア　生産調整対策に係る交付金等の概要

農林水産省は、44年度から平成26年度までの間に、米の需給状況等を背景として、食管法施行期においては、政府が米を管理しその需給の調整を行うために、食糧法施行期においては、政府が生産調整を円滑に推進し米の需給の均衡を図るために、また、改正食糧法施行期においては、政府が生産者の自主的な努力を支援することを旨としつつ生産調整を円滑に推進し米の需給の均衡を図るために、様々な目的を持った計15の生産調整対策を実施してきた（別表1参照）。

そして、各生産調整対策において農業者に交付された交付金等の概要は、次のとおりである。

15年度以前は、米の生産量を削減する数量等の目標値（後述参照）以上の削減を行った場合に、転作等を実施した水田の面積（以下「転作等面積」という。）を助

成対象として交付金等が交付された。16年度から21年度までは、主食用米の生産量をその目標値（後述参照）以下とした場合に、転作等面積を助成対象として交付金が交付された。22年度以降は、主食用米の生産量をその目標値以下とした場合に、主食用水稲の作付面積を助成対象として、また、当年度の主食用米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にはその差額を基に算定された額を更に加えて、交付金が交付された。また、主食用米の生産量をその目標値以下としたか否かにかかわらず、戦略作物等（注2）への転作を行い水田を活用した場合に、当該転作を実施した水田の面積（以下「転作面積」という。）を助成対象として交付金が交付された。

このように、交付金等の助成対象の具体的内容等は多岐にわたり、また、新たな生産調整対策が実施される度に変更されるなど極めて複雑なものとなっている（別表2参照）。

昭和44年度から平成26年度までの間に農業者に対して交付された生産調整対策に係る交付金等の交付額は、図表4のとおり、昭和44年度の稲作転換対策から平成26年度の経営所得安定対策等までの計15の生産調整対策を合計すると約9兆0576億円に上っている。

（注2）　戦略作物　麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米（平成22年度のみ）、稲発酵粗飼料用稲、そば（25年度まで）、なたね（同）及び加工用米

図表4　生産調整対策に係る交付金等の交付額

（単位：億円）

年度等		生産調整対策名	交付額	年度等		生産調整対策名	交付額
食管法施行期	昭和44	稲作転換対策	10	食糧法施行期	平成8	新生産調整推進対策	1359
	45	米生産調整対策	1124		9		1363
	46	米生産調整及び稲作転換対策	1711		10	緊急生産調整推進対策	1156
	47		1809		11		1137
	48		1806		12	水田農業経営確立対策	1440
	49		1105		13		1736
	50		928		14		1857
	51	水田総合利用対策	759		15		1973
	52		925	改正食糧法施行期	16	水田農業構造改革対策	1443
	53	水田利用再編対策	2600		17		1443
	54		2827		18		1442
	55		3578		19		1475
	56		3567		20		1475
	57		3592		21		2236
	58		3381		22	戸別所得補償モデル対策	4958
	59		2409				(3068)
	60		2225		23	農業者戸別所得補償制度	3751
	61		2322				(1533)
	62	水田農業確立対策	1946		24		3775
	63		1924				(1552)
	平成元		1833		25	経営所得安定対策	3720
	2		1677				(1559)
	3		1648		26	経営所得安定対策等	3245
	4		1374				(747)
	5	水田営農活性化対策	975	計		15対策	9兆0576
	6		697	（5対策（平成16年度～26年度））			2兆8963
	7		840				

（注）交付額欄の括弧書きは、農業者が主食用米の生産量をその目標値以下とした場合に、主食用水稲の作付面積を対象として交付する交付金及び同交付金の交付を受けた農業者に対して、当年度の主食用米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に交付される交付金の交付額であり、内数である。

イ　生産調整対策の実施方法の変遷

農林水産省は、生産調整対策の実施に当たり、毎年度、米の需給状況等を勘案して全国の主食用米の生産量等の目標値を決定し、これを国から都道府県、市町村等を通じて農業者へ配分する（以下、主食用米の生産量等の目標値を配分することを「配分」という。）などして実施してきた。生産調整対策の実施方法の変遷について、食管法施行期、食糧法施行期及び改正食糧法施行期の別に示すと、図表5のとおりである。

図表5　生産調整対策の実施方法の変遷

区分		食管法施行期			食糧法施行期			改正食糧法施行期			
		昭和44～50年度	51～61年度	62～平成7年度	8、9年度	10～12年度	13～15年度	16～18年度	19年度	20、21年度	22年度～
生産調整対策の実施方法	配分等の対象	削減数量目標	削減面積目標		削減面積目標(ガイドライン)	削減面積目標	米の生産数量及び作付面積(ガイドライン)並びに削減面積目標	生産数量目標	需要量情報	需要量情報及び需要量面積換算値	生産数量目標及び生産数量目標面積換算値
	実施体制	国 → 配分 → 都道府県 → 配分 → 市町村 → 配分 → 農業者			国 全国農業協同組合中央会 → 配分 → 都道府県 都道府県農業協同組合中央会 → 配分 → 市町村 農業協同組合 → 配分 → 農業者			国 → 情報提供 → 都道府県 → 情報提供 → 市町村 → 情報提供 → 地域協議会 → 情報提供 → 認定方針作成者 → 配分 → 農業者			

(7) 食管法施行期の生産調整対策

生産調整対策が本格的に実施されることとなった昭和46年度から50年度までは、国から都道府県に、都道府県から市町村に、市町村から農業者に対して、それぞれ都道府県別、市町村別及び農業者別に、転作等を行うことにより米の生産量を削減する数量の目標（その面積換算値を含む。以下「削減数量目標」という。）を配分するなど行政主体の生産調整対策が実施されていた。食管法施行期において、生産調整対策の実施方法は、51年度以降、数度にわたり変更されていたが、その主な内容は、次のとおりである。

① 削減数量目標を配分する方式から、水稲の作付けが可能な水田において転作等を行うことにより水稲の作付けを行わないこととする水田の面積の目標（以下「削減面積目標」という。）を配分する方式への変更（51年度）

② 転作等面積が削減面積目標を下回った都道府県、市町村及び農業者に対して、下回った面積を翌年度の削減面積目標にそれぞれ上乗せして配分したり（53年度）、補助事業の採択等に当たり削減面積目標を達成するなどした市町村の要請に優先的に配慮したり（同年度）、削減面積目標を下回った市町村に対して、補助事業のうち、ほ場整備事業等の水田営農と関連する事業について原則とし

て採択しないこととしたり（62年度）するペナルティ措置の導入

③　国と全国農業協同組合中央会、都道府県と都道府県農業協同組合中央会、市町村と農業協同組合（以下「ＪＡ」という。）等との間でそれぞれ協議した上で削減面積目標を決定することとするなどの実施体制の変更（62年度）

上記③の変更は、行政主導による生産調整対策から農業者が需要に応じた生産について主体的に取り組むようにすることを目指したものであった。

(ｲ) 食糧法施行期の生産調整対策

農業者及び地域の自主性を尊重する観点から、食管法施行期に採られていた前記②のペナルティ措置のうち、削減面積目標を下回った面積を翌年度の削減面積目標に上乗せして配分する措置及び水田営農と関連する事業について原則として採択しないこととする措置は、平成8年度に廃止され、削減面積目標を配分する方式から削減面積目標に関するガイドラインを通知する方式に変更されるとともに、ＪＡ等が極力自ら削減面積目標を決定するよう努めることとなり、食管法施行期に比べて行政の関与が弱まることになった。

その後、豊作が続いたことなどにより、米の生産量が需要量を上回り、米の在庫量が増加し、米価が下落したことなどを背景として、10年度からは、緊急に規模を拡大した生産調整対策に取り組むことになった。そして、再び従前の削減面積目標を配分する方式に変更されて行政の関与が強まることになった。

13年度から15年度までの間は、農業者が需要に応じた米の計画的生産を進められるようにするため、削減面積目標を配分する方式から、米の生産数量及び作付面積に関するガイドラインを配分するとともに、これと併せて削減面積目標を配分する方式に変更された。

また、14年度には、米の在庫量の増加、米価の下落による水田農業経営環境の悪化等を背景として、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、米政策改革大綱が策定され、消費者重視及び市場重視の考え方に立って、需要に応じた米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るために、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実施することとなった。この改革によって、農業者及び農業者団体は、20年度に農業者・農業者団体が主役となる米の需給調整シ

ステム（以下「農業者主役の需給調整システム」という。）（注3）を国と連携して構築し、22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」（注4）の実現等を目指すこととなった。そして、農林水産省においては、18年度に農業者主役の需給調整システムへの移行に係る条件整備等の状況を検証し、移行の時期等について判断することとなった。

このように、食糧法施行期においても行政のほか農業者団体が生産調整対策に関与する体制が続けられてきたが、この間、行政の関与の度合いは、弱まったり強まったりしていた。

（注3）　農業者・農業者団体が主役となる米の需給調整システム　在庫状況等を基礎に算定される客観的な需要予測に基づき、農業者及び農業者団体が主体的に地域の販売戦略により需要に応じた生産を行うこと

（注4）　米づくりの本来あるべき姿　効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じ取り、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視及び市場重視の米づくりが行われること

(ｳ) 改正食糧法施行期の生産調整対策

改正食糧法に基づき、農林水産大臣は、米の需給の見通しに関する事項等を記載した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定め、生産出荷団体等（注5）は、基本指針を踏まえて、「米穀の生産調整に関する方針」（注6）（以下「生産調整方針」という。）を作成することとなった。そして、生産出荷団体等は、作成した生産調整方針に従って生産を行う農業者に係る主食用米の生産量の目標値（以下「生産数量目標」という。）の設定方針等が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであることなどの要件を満たす場合には、農林水産大臣から当該生産調整方針について適当である旨の認定を受けることができることとなった（以下、認定を受けた生産調整方針を「認定方針」といい、認定方針を作成した生産出荷団体等を「認定方針作成者」という。）。

また、米政策改革大綱等において、農業者主役の需給調整システムに移行することとなったことから、農業者等が市場を通して需要動向を鋭敏に感じ取り、売れる米づくりを行うよう意識改革を進めるために、16年度に、削減面積目標を配分する方式から生産数量目標を配分する方式に変更された。一方、生産調整対策の実施体制（図表5参照）については、経過措置として、国から都道府県に、都道府県から市町村に生産数量目標をそれぞれ配分し、市町村から農業者に生産数量

目標及び生産数量目標の面積換算値（以下「生産数量目標面積換算値」という。）を併せて配分する方式が継続されることとなった。このうち都道府県が市町村に生産数量目標を配分する際には、都道府県は都道府県協議会(注7)の助言を受けて、都道府県別の生産数量目標の範囲内で市町村別の生産数量目標を決定することとなった。また、生産数量目標を達成した農業者に対するメリット措置として、都道府県の判断により実施できる産地づくり対策等に対して国が交付金を交付する水田農業構造改革交付金制度が創設された。

そして、18年7月に、農林水産省において農業者主役の需給調整システムへの移行に関する検証を行った結果、19年度から農業者主役の需給調整システムに移行することが決定された。また、上記の経過措置は18年11月29日までとされ、同月30日に、農業者等の自主性を尊重するために配分等の対象が生産数量目標から需要量に関する情報（以下「需要量情報」という。）に変更された。そして、生産調整対策の実施体制（図表5参照）については、国から都道府県に、都道府県から市町村に、市町村から地域協議会(注7)に、地域協議会から認定方針作成者に需要量情報をそれぞれ提供し、認定方針作成者から認定方針に参加する農業者（以下「参加農業者」という。）に対して、認定方針作成者が地域協議会から提供された需要量情報を基に算定した農業者別の生産数量目標及び生産数量目標面積換算値を配分する方式に変更された。

しかし、19年度には、生産調整対策の実効性が確保できていなかったり、米の集荷時に農業者に支払われる概算金の支払方法を全国農業協同組合連合会が見直したりしたことなどにより、米価が大幅に下落したことを受けて、政府において米緊急対策（平成19年10月農政改革三対策緊急検討本部決定）が決定され、34万ｔの米を備蓄米として買い入れるとともに、生産調整対策の実効性を確保するために、20年度から行政が強力に指導していく体制に再び改められることとなった。そして、米緊急対策により、同年度に、国から認定方針作成者に至るまでの配分等の対象については、需要量情報に加えて、当該需要量情報の面積換算値（以下「需要量面積換算値」という。）を、都道府県、市町村及び地域協議会の各段階においてそれぞれ提供された需要量面積換算値の範囲内で設定して併せて提供するよう変更されるとともに、主食用水稲の作付面積が需要量面積換算値を超過した都道府県等に対しては、前記の産地づくり対策に係る交付金を予定どおりに交

付しないペナルティ措置が採られることとなった。

22年度には、上記のペナルティ措置が廃止されることとなるとともに、需要量情報は、生産数量目標に名称が変更され、従前と同様に、生産数量目標の提供と併せて、生産数量目標面積換算値を各段階において提供された生産数量目標面積換算値の範囲内で引き続き設定して提供することとなった（以下、生産数量目標、生産数量目標面積換算値には、それぞれ名称変更前の需要量情報、需要量面積換算値を含む。）。また、認定方針に参加しない農業者（以下「非参加農業者」という。）に対しても地域協議会から生産数量目標を配分し、認定方針への参加を促すこととするとともに、生産数量目標を達成したことに対するメリット措置として、同年度以降、非参加農業者を含め、各農業者に対して米の直接支払交付金等(注8)が交付されることとなり、米の直接支払交付金等の交付を受けた農業者に対して、当年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に米価変動補塡交付金等(注9)が交付されることとなった。さらに、主に食料自給率の向上を図ることを目的として、生産数量目標の達成又は不達成にかかわらず、戦略作物等への転作を行った農業者に対して、水田活用の直接支払交付金等(注10)が交付されることとなった。

このように、18年度以前は、行政が主体となって生産数量目標の配分を行っており、19年度に一旦は、行政は生産数量目標の配分を行わず、需要量情報を提供することとなったものの、20年度以降は、再び行政が強力に指導していく体制に改められて、18年度以前と同様の生産数量目標が農業者に配分されることとなった。そして、農業者主役の需給調整システムについては、19年度に一旦は移行されたものの、現在まで完全な移行には至っていない。

以上のとおり、生産調整対策は、削減数量目標、削減面積目標、生産数量目標（以下、これらを総称して「生産調整目標」という。）を指標として、数々の変遷を経て、昭和44年度から現在に至るまで実施されてきた。

（注5）　生産出荷団体等　米の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体及び米の生産者又は出荷の事業を行う者であって、その生産量又は出荷量が一定規模以上であるもの

（注6）　米穀の生産調整に関する方針　生産調整に参加する農業者に係る生産数量目標の設定方針及び生産数量目標の達成のためにとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米に係る措置を含む。）を定めるもの

（注7）　都道府県協議会・地域協議会　米の数量調整実施要綱（平成16年15総

食第825号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置された都道府県段階又は市町村段階における第三者機関的組織で、学識経験者、農業者団体、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農家等生産者、行政機関等により構成された組織

（注8）　米の直接支払交付金等　　米戸別所得補償モデル事業に係る交付金（基本部分）（平成22年度）、米の所得補償交付金（23、24両年度）、米の直接支払交付金（25、26両年度）

（注9）　米価変動補塡交付金等　　米戸別所得補償モデル事業に係る交付金（変動部分）（平成22年度）、米価変動補塡交付金（23年度から26年度まで）

（注10）　水田活用の直接支払交付金等　　水田利活用自給力向上事業に係る交付金（平成22年度）、水田活用の所得補償交付金（23、24両年度）、水田活用の直接支払交付金（25、26両年度）

(3) 米政策の改革

農林水産業及び地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討するために、平成25年5月に、内閣に農林水産業・地域の活力創造本部が設置された。そして、同年12月に、同本部は、行政による生産数量目標の配分を前提とした米の生産調整対策が、農業の担い手の自由な経営判断や市場戦略を採っていくことを著しく阻害し、意欲のある担い手の効率的な生産を大きく妨げる原因となっているとして、30年度を目途に、米の生産調整の見直しを含む米政策の改革や米の直接支払交付金の廃止等を内容とする農林水産業・地域の活力創造プランを決定した。

同プランにおいて、米政策は、需要に応じた生産を推進するために、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗情報及び在庫情報の提供等の環境整備を進めることなどとされ、この定着状況をみながら、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体及び現場が一体となって取り組むこととなった。また、生産数量目標を達成したことに対するメリット措置である米の直接支払交付金等については、25年度までは10ａ当たり15,000円であったが、26年度からは激変緩和のための経過措置として、10ａ当たり7,500円に減額した上で、30年度に廃止することとなった。

そして、農林水産省は、生産者、集荷業者・団体が自らの経営判断で需要に応じた生産が行えるよう、26年4月以降、従前から公表している「米に関するマンスリーレポート」（以下「マンスリーレポート」という。）において、産地別の契約状況、販売

状況、民間在庫量等の情報を追加して掲載するなどして、より詳細な情報提供を行っている。

(4) 過去の会計検査の状況

会計検査院は、生産調整対策に係る交付金等について、毎年検査を行い、交付金等が過大に交付されていたもの、事業の一部が補助対象外となっていたものなどの不当事項を検査報告に多数掲記したほか、図表6のとおり、交付金等の交付が生産調整対策の趣旨に沿っていない事態、事業効果が十分に発現していない事態及び交付金等の交付対象面積等が適切に算定されていないなどの事態に対する処置要求事項等を検査報告に掲記した。

特に、昭和57年度決算検査報告では、生産調整対策の一つである水田利用再編対策の効果について様々な視点から検証し、計画的に転作が実施されていなかったり、計画に基づいて転作が実施されているものの、実効性が乏しくなっていたり、転作作物のうち重点作物とされた大豆、麦及びそばの出荷率が著しく低くなっていたりなどしていて、自給力の向上や転作の定着化に結び付いていない事態を取り上げ、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求した。

図表6　生産調整対策に係る交付金等に関する主な検査報告掲記事項

事態の態様	検査報告年度	件　　名
交付金等の交付が生産調整対策の趣旨に沿っていない事態	昭和52	意見を表示し又は処置を要求した事項 水田買入事業の実施及び一時貸付水田に係る水田総合利用奨励補助金の交付について改善の処置を要求したもの
	53	意見を表示し又は処置を要求した事項 農用地の地目別集団化を伴う土地改良事業の実施地区における水田利用再編奨励補助金の交付について処置を要求したもの
事業効果が十分に発現していない事態	55	特に掲記を要すると認めた事項 水田利用再編対策事業における管理転作奨励補助金の交付について
		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 土地区画整理事業施行地区内で造成盛土された水田等に係る水田利用再編奨励補助金の交付について
	57	意見を表示し又は処置を要求した事項 水田利用再編対策事業について効果的な事業実施を図るよう改善の処置を要求したもの
	平成 3	意見を表示し又は処置を要求した事項 水田農業確立特別交付金の交付の効果を確保するよう改善の意見を表示したもの
	11	意見を表示し又は処置を要求した事項 水田麦・大豆等の生産振興を図るための技術対策を適切に実施して事業効果の発現及び確保が図られるよう改善の処置を要求したもの
交付金等の交付対象面積等が適切に算定されていないなどの事態	4	意見を表示し又は処置を要求した事項 水田農業確立助成補助金の地域営農加算額の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を要求したもの
	8	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 新生産調整推進助成補助金等の交付に当たり、生産調整実施面積の算定を適切なものとするよう改善させたもの
	23	意見を表示し又は処置を要求した事項 水田活用の所得補償交付金について、適切な交付が行われるよう、交付対象作物ごとの作付面積を確認する際に、除外指定された農地に関する情報を活用するよう改善の処置を要求し、交付申請者が交付対象者であるかを確認する方法等を実施要綱等に明示するよう是正改善の処置を求めたもの
	25	意見を表示し又は処置を要求した事項 経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積の確認等が適切に実施されるよう、協議会における本地面積の算定根拠を明確なものとするなどの改善の処置を要求し、及び本地面積の定期的な確認及び園芸施設で作付けされる作物に対して産地交付金を交付する場合の交付対象面積の算定を適切に行う方法を実施要綱等に明示するなどの是正改善の処置を求めたもの

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

米の生産調整対策は、前記のとおり、その内容を変えながら45年以上にわたって実施されており、26年度までに計約9兆0576億円もの多額の交付金等が投入されてきている。そして、農林水産省は、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した生産調整の見直しを含む米政策の改革を進めている。

このような状況の中で、これまで実施されてきた生産調整対策の内容、成果、課題等を分析して検証することは、今後の改革の着実な実施に向けて有益と考えられる。

そこで、会計検査院は、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

ア　生産調整対策は、関係法令等の趣旨に沿って適切に行われていたか、生産調整目標の達成状況はどのようになっていたか、特に、16年度以降は、米政策改革大綱等を受けて、どのように実施されているか。

イ　生産調整対策に係る事後評価は適切に行われてきたか。

ウ　生産調整対策の実施により、米の生産コストや転作等の水田活用状況等にどのような影響が生じていたか。

エ　30年度を目途とする生産調整の見直しに向けてどのような取組が行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

昭和44年度から平成26年度までの間に実施された計15の生産調整対策（交付金等交付額計約9兆0576億円）を対象として、農林水産本省において会計実地検査を行い、関係資料を徴するなどして国全体の状況について分析等を行った。また、上記生産調整対策のうち、米政策改革大綱等を受けて16年度から26年度までの間に実施された改正食糧法施行期の計5の生産調整対策（同計約2兆8963億円）を対象として、8農政局等(注11)管内の27道府県における27道府県協議会(注12)及び同道府県管内の160市町村における160地域協議会（地域協議会が設置されていない1市を含む。以下同じ。）において会計実地検査を行い、調書等を徴するなどして更に分析等を行った。

（注11）　8農政局等　　北海道農政事務所、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

（注12）　27道府県協議会　　北海道、大阪府、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県各協議会。なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた米の主産県である岩手、

宮城、福島各県の協議会は除外した。

3　検査の状況

(1) 生産調整対策の実施状況

生産調整対策の実施による生産調整目標の達成状況については、生産調整対策が本格的に実施されることになった昭和46年度以降について分析した。また、生産調整目標の配分から達成又は不達成の判定に至るまでの生産調整対策の実施状況については、主に改正食糧法施行期の平成16年度以降について分析した。その結果を示すと、それぞれ次のとおりである。

ア　生産調整目標の達成状況

前記のとおり、生産調整対策は、生産調整目標を指標として実施されてきており、15年度以前は転作等面積が削減数量目標又は削減面積目標（以下「削減面積目標等」という。）以上となった場合に、16年度以降は主食用水稲の作付面積が生産数量目標面積換算値以下となった場合に、それぞれ生産調整目標を達成したと判定することとなっていた。

そこで、生産調整目標の達成状況について、国段階、都道府県段階及び市町村段階の各段階別にみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 国段階

食管法施行期においては、図表7-1及び図表7-2のとおり、ほとんどの年度で生産調整目標が達成されていた。そして、転作等面積から削減面積目標等を差し引いた面積をかい離面積とし、これを削減面積目標等で除して得た割合（以下「削減目標かい離率」という。）をみると、削減目標かい離率が0%を下回っていて生産調整目標が達成されなかった年度のうち、昭和49、51両年度は、他の年度に比べてマイナスの率が特に大きくなっており、それぞれ△3.6%（かい離面積△1.2万ha）及び△9.7%（同△2.1万ha）となっていた。

49年度は、休耕水田が交付金等の助成対象外となり、交付額が前年度より減少していた。また、51年度は、配分対象が削減数量目標から削減面積目標に変更されるとともに、転作に係る交付金等の対象作物が限定され、交付額が更に減少していた。

53年度から平成5年度までの間は、安定的に生産調整目標が達成されていた。こ

の間は、前記のペナルティ措置が採られていた時期であり、また、転作等に係る交付金等の助成単価の上限が引き上げられ、昭和53年度から55年度までにかけて交付額が増加した時期であった。

一方、平成6、7両年度は、生産調整目標が達成されなかった。6年度は、5年度の大不作の影響により米の安定供給に重点が置かれ、7年度は、6年度が一転して大豊作となったことから削減面積目標が大きく設定されていた。

図表7-1　生産調整目標の達成状況及び削減目標かい離率（昭和46年度～平成7年度）

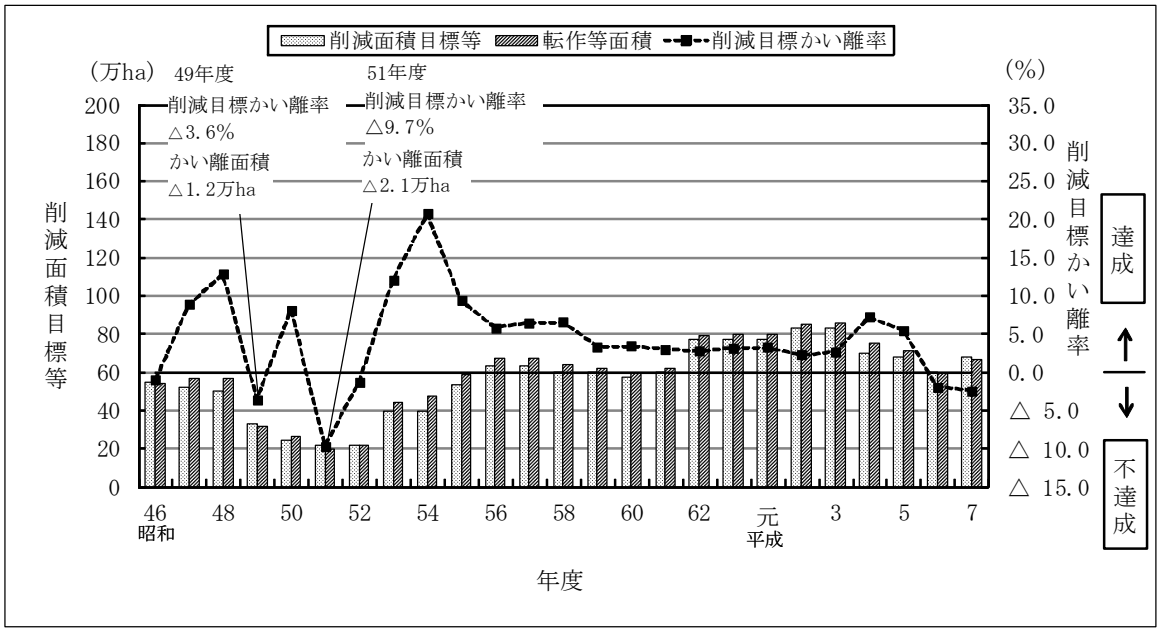

注(1)　「生産調整推進対策の経緯と実績」（農林水産省）を基に作成
注(2)　削減目標かい離率が0%を下回っている年度は生産調整目標が達成されなかった年度である。
注(3)　年度別の削減目標かい離率及びかい離面積の詳細は、別表3を参照

図表7-2　転作等に係る交付金等の交付額及び削減目標かい離率（昭和46年度～平成7年度）

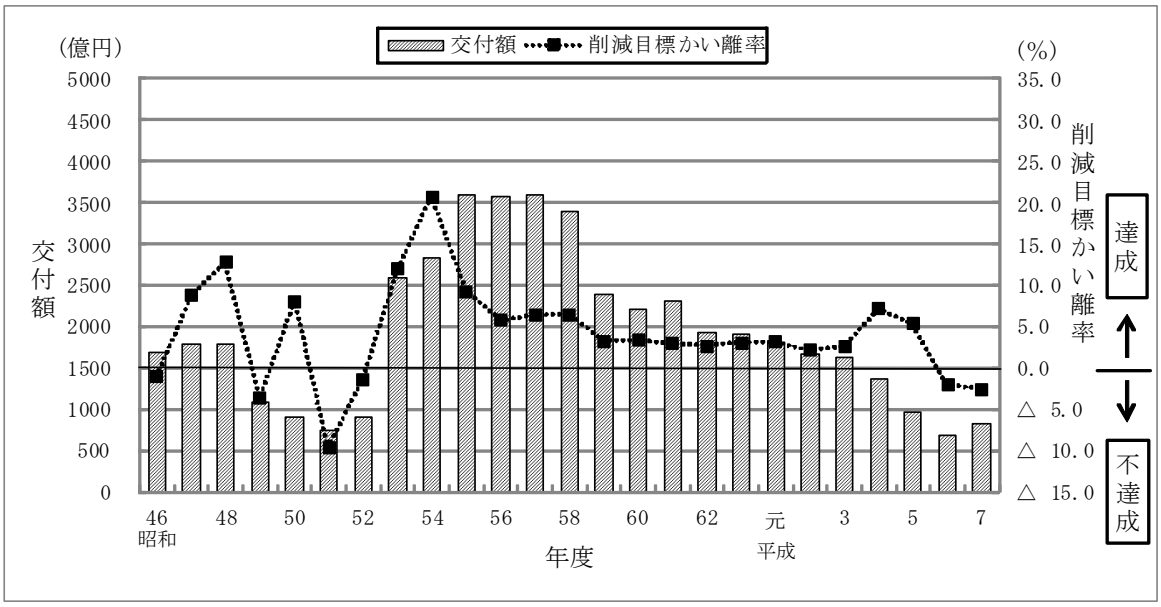

注(1) 「生産調整推進対策の経緯と実績」（農林水産省）等を基に作成
注(2) 削減目標かい離率が0%を下回っている年度は生産調整目標が達成されなかった年度である。
注(3) 年度別の削減目標かい離率の詳細は、別表3を参照

食糧法施行期において、生産調整目標は、図表8-1及び図表8-2のとおり、達成と不達成が繰り返されていて、達成されなかった13年度は、削減目標かい離率が△3.6%（かい離面積△3.7万ha）と比較的大きくなっていたが、その他の年度は比較的削減目標かい離率は小さくなっていた。なお、前記のとおり、同年度から15年度までの間は、配分対象が、削減面積目標から、米の生産数量及び作付面積に関するガイドライン並びに削減面積目標に変更された時期であった。

図表8-1　生産調整目標の達成状況及び削減目標かい離率（平成8年度～15年度）

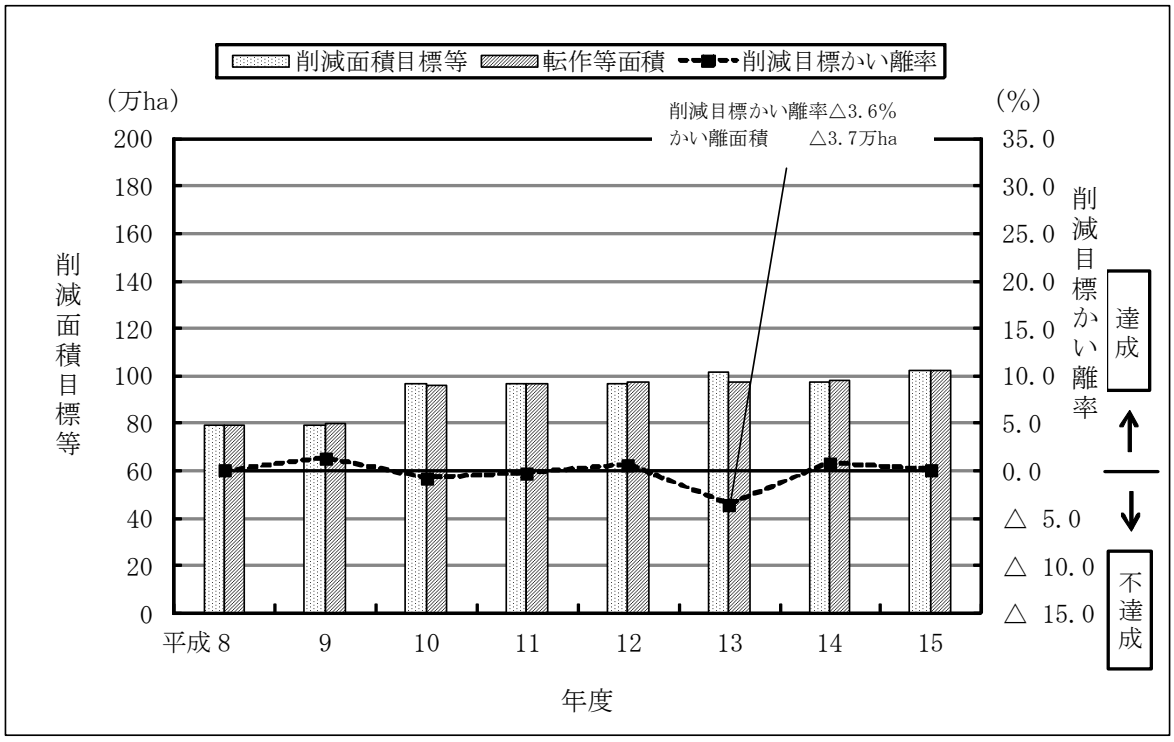

注(1) 「生産調整推進対策の経緯と実績」（農林水産省）を基に作成
注(2) 削減目標かい離率が0%を下回っている年度は生産調整目標が達成されなかった年度である。
注(3) 年度別の削減目標かい離率及びかい離面積の詳細は、別表3を参照

図表8-2　転作等に係る交付金等の交付額及び削減目標かい離率（平成8年度～15年度）

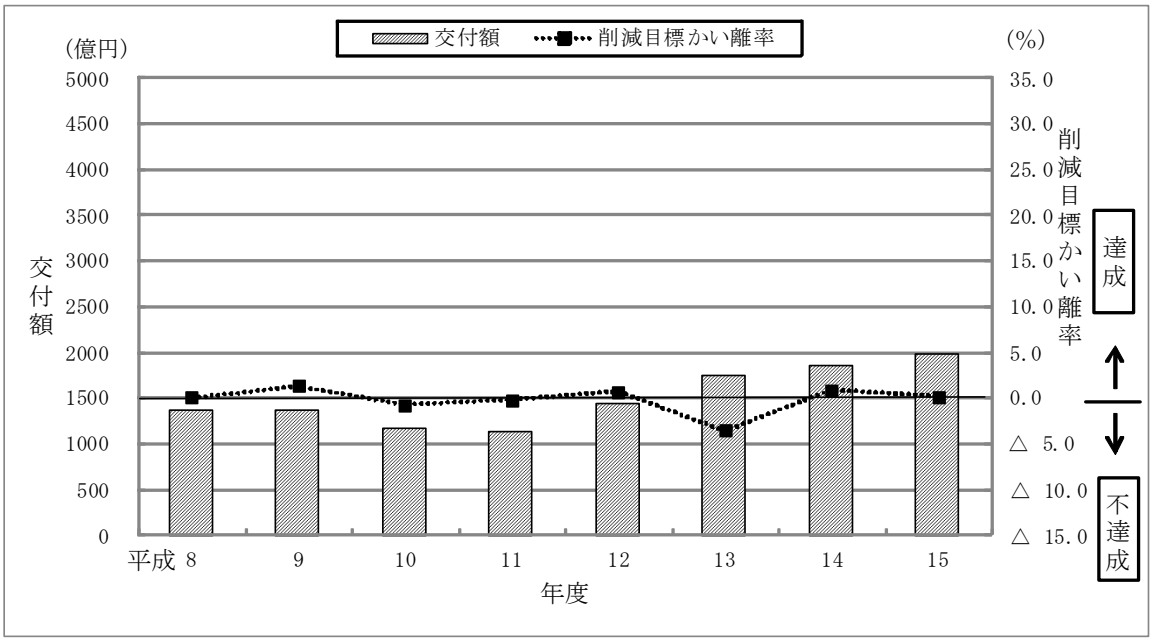

注(1)　「生産調整推進対策の経緯と実績」（農林水産省）等を基に作成
注(2)　削減目標かい離率が0%を下回っている年度は生産調整目標が達成されなかった年度である。
注(3)　年度別の削減目標かい離率の詳細は、別表3を参照

改正食糧法施行期において、生産調整目標は、前記のとおり、16年度以降は主食用水稲の作付面積が生産数量目標面積換算値以下となった場合に達成したと判定されることとなるが、図表9-1及び図表9-2のとおり、26年度までで達成された年度はなかった。そして、主食用水稲の作付面積から生産数量目標面積換算値を差し引いた面積をかい離面積とし、これを生産数量目標面積換算値で除して得た割合（以下「作付目標かい離率」という。）をみると、全ての年度において、作付目標かい離率が0%を上回っていて、生産調整目標は達成されていないが、このうち、18、19両年度においてプラスの率が比較的大きく、それぞれ4.3%（かい離面積6.8万ha）及び4.5%（同7.1万ha）となっていた。この時期は、米政策改革大綱等に基づく農業者主役の需給調整システムへの移行に向けて、生産調整対策に対する行政の関与が弱められた時期であった。

20、21両年度は、19年度に実施された前記の米緊急対策により、20年度からペナルティ措置が採られるなど再び行政の関与が強められるとともに、21年度は交付金の交付額が増加（20年度比151.5%）した時期であった。しかし、作付目標かい離率は小さくなったものの、依然として生産調整目標の達成には至らなかった。

22年度以降は、前記のとおり、米の直接支払交付金等が交付されるとともに、

22年度は米価の下落により米価変動補塡交付金等が交付されており、21年度以前と比べると生産調整対策に係る交付金の交付額が増加（21年度比221.7%）していて、作付目標かい離率も小さくなっていた。

なお、農林水産省は、全国の需要見通しに加えて、各産地における販売及び在庫の状況等に関するきめ細やかな情報提供や、水田活用の直接支払交付金による飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援を進めており、27年度は、作付目標かい離率が△0.9%に転じて、生産調整目標を達成したとしている。

図表9-1　生産調整目標の達成状況及び作付目標かい離率（平成16年度～26年度）

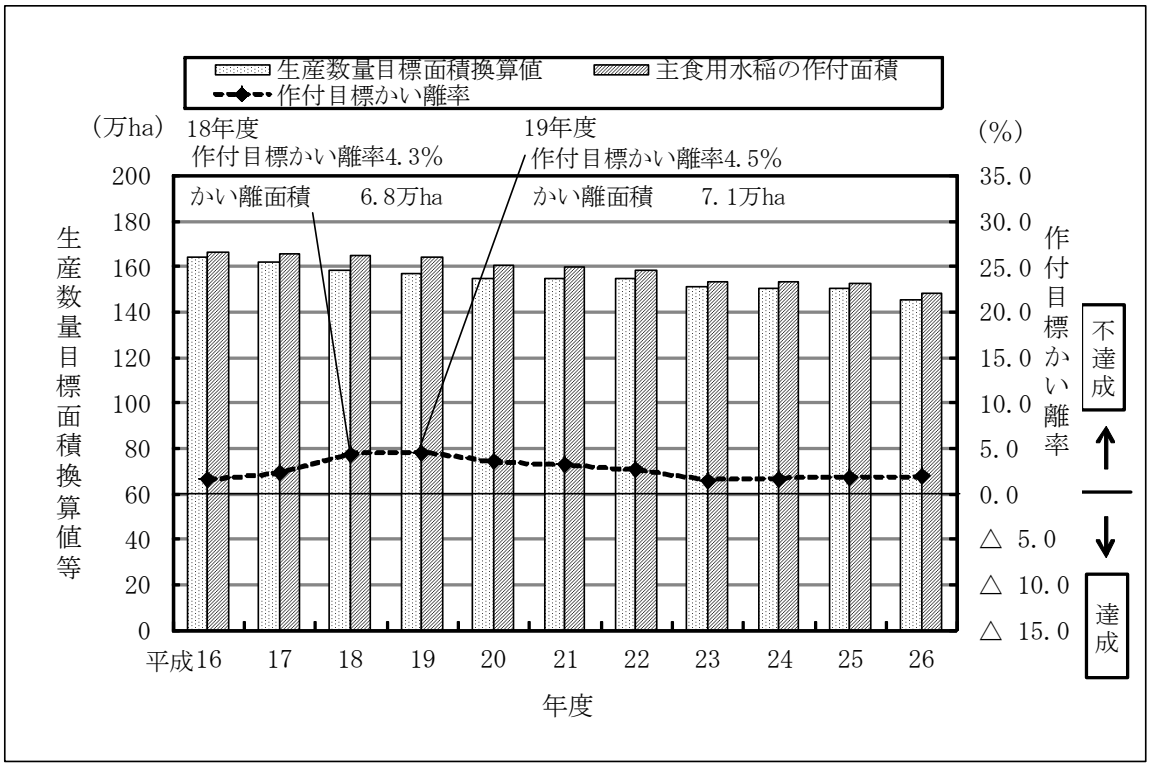

注(1)　「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「全国の需給調整の取組状況の推移」等を基に作成

注(2)　全ての年度において、作付目標かい離率は0%を上回っており、生産調整目標は達成されていなかった。

注(3)　年度別の作付目標かい離率及びかい離面積の詳細は、別表3を参照

図表9-2　転作等に係る交付金の交付額及び作付目標かい離率（平成16年度～26年度）

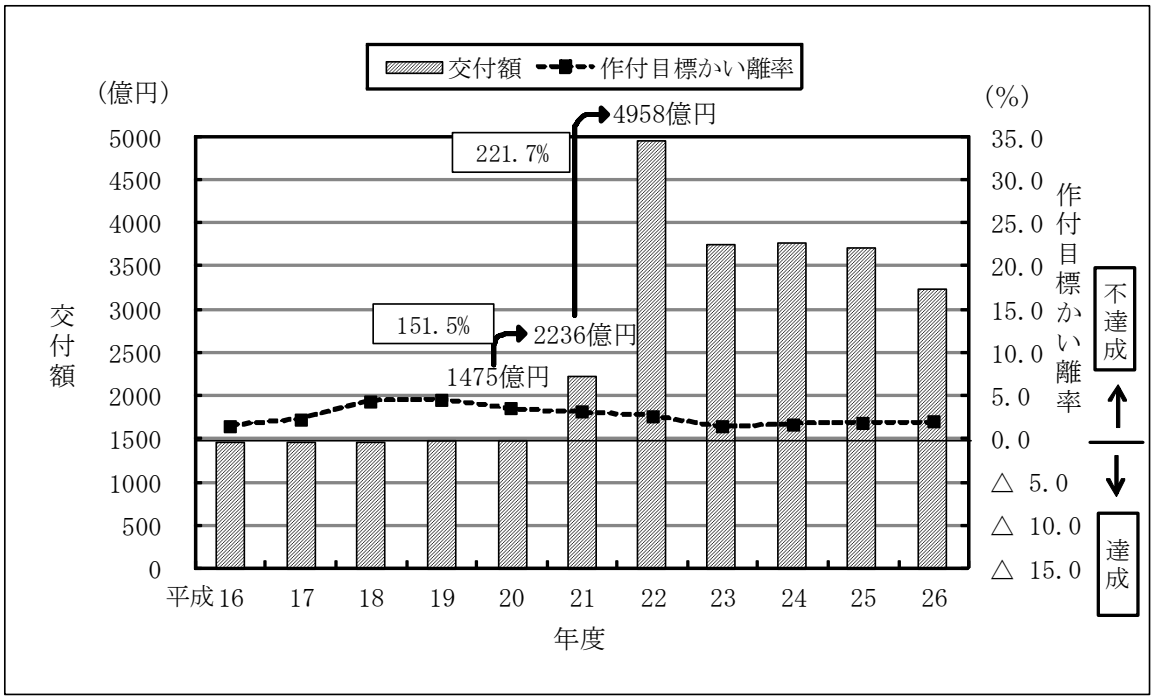

注(1)　「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「全国の需給調整の取組状況の推移」等を基に作成
注(2)　全ての年度において、作付目標かい離率は0%を上回っており、生産調整目標は達成されていなかった。
注(3)　年度別の作付目標かい離率の詳細は、別表3を参照

以上のように、生産調整目標は、食管法施行期においてはおおむね達成されていたが、食糧法施行期においては達成と不達成が繰り返されており、改正食糧法施行期においては26年度まで達成されていなかった。そして、生産調整目標の達成状況は、ペナルティ措置の有無や交付金等の交付額の多寡のほか、行政の関与の度合い、助成対象や配分対象の変更等の影響を複合的に受けてきたと考えられる。

(ｲ) 都道府県段階

47都道府県について、16年度から26年度までの間に生産調整目標を達成した都道府県（以下「達成都道府県」という。）の割合をみると、図表10のとおり、最大でも約6割（28達成都道府県）にとどまっていた。また、全ての年度で達成都道府県であったものが12都道県（47都道府県の25.5%）あった一方で、いずれの年度も生産調整目標を達成しなかった都道府県が16府県（同34.0%）あった（別表4参照）。

図表10　達成都道府県の割合等の推移（平成16年度～26年度）

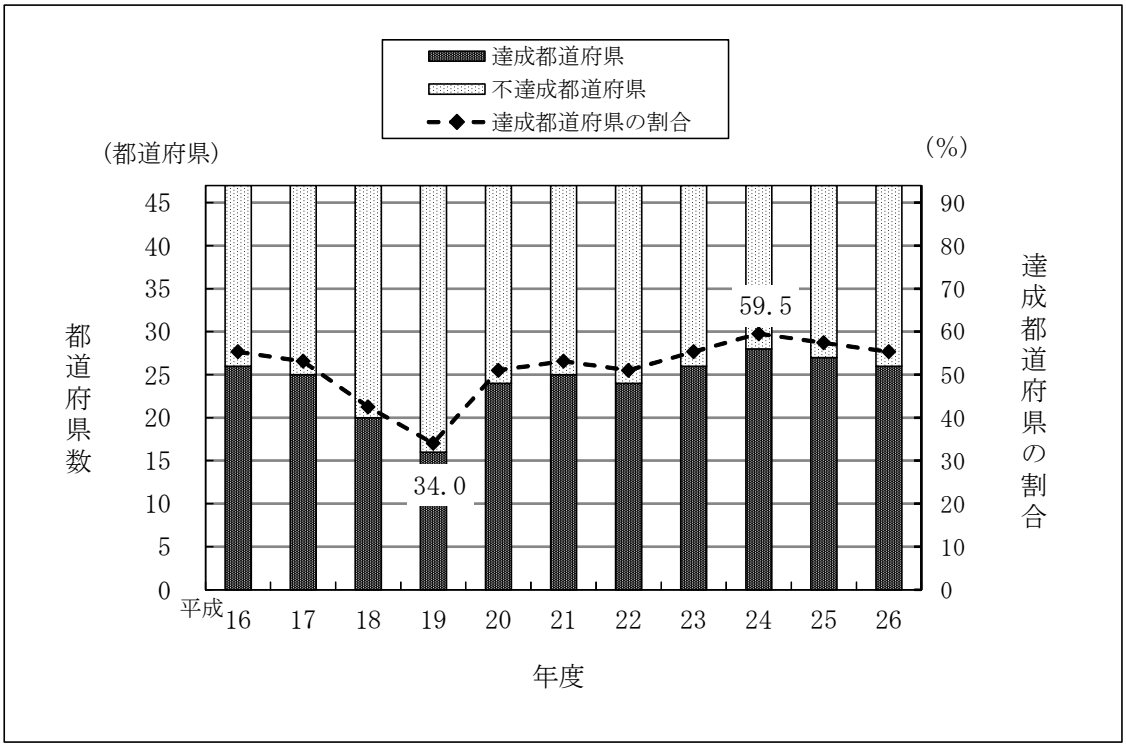

（注）「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「都道府県別の需給調整の取組状況」を基に作成

また、都道府県別に主食用水稲の作付面積と生産数量目標面積換算値のかい離面積の状況をみると、図表11のとおり、毎年度、都道府県間で大きな開差が生じている状況が続いており、かい離面積は、18年度が最大で14,375ha（生産数量目標面積換算値の30%に相当）となっていて、これは国段階のかい離面積（6.8万ha）の約2割を占めていた（都道府県別のかい離面積の詳細については別表5を参照）。

図表11　都道府県別のかい離面積の推移（平成16年度～26年度）

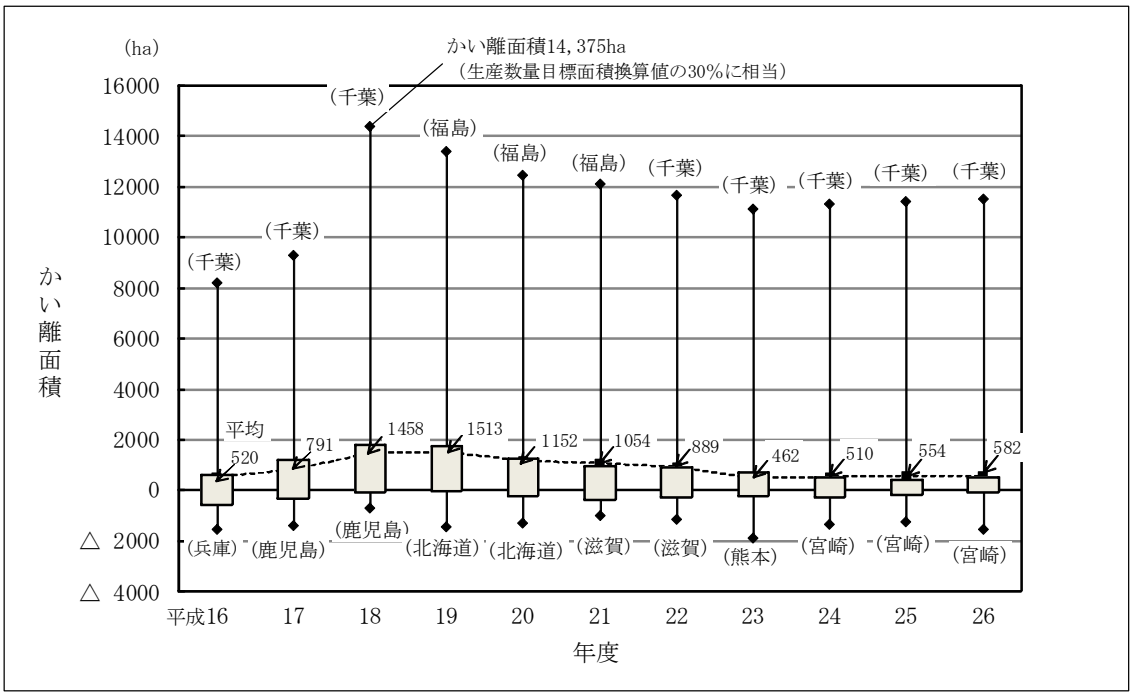

注(1)　「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「都道府県別の需給調整の取組状況」を基に作成

注(2)　かい離面積が0を上回っているものは生産調整目標が達成されなかったことを示している。

注(3)　かい離面積の最大値から箱の上端までが上位25%の都道府県、箱の上端から下端までが中位50%の都道府県、箱の下端から最小値までが下位25%の都道府県であり、それぞれが分布している範囲を示している。

なお、農林水産省は、27年度は、達成都道府県が36道府県（47都道府県の76.5%）となり、16年度から26年度まで生産調整目標を達成しなかった前記16府県の一部において、生産調整目標を達成したとしている。

(ｳ)　市町村段階

検査の対象とした前記の27道府県協議会に係る27道府県管内の全市町村について、22年度から26年度までの間に生産調整目標を達成した市町村（以下「達成市町村」という。）の割合をみると、図表12のとおり、おおむね7割前後で推移していた。

図表12　達成市町村の割合等の推移（平成22年度～26年度）

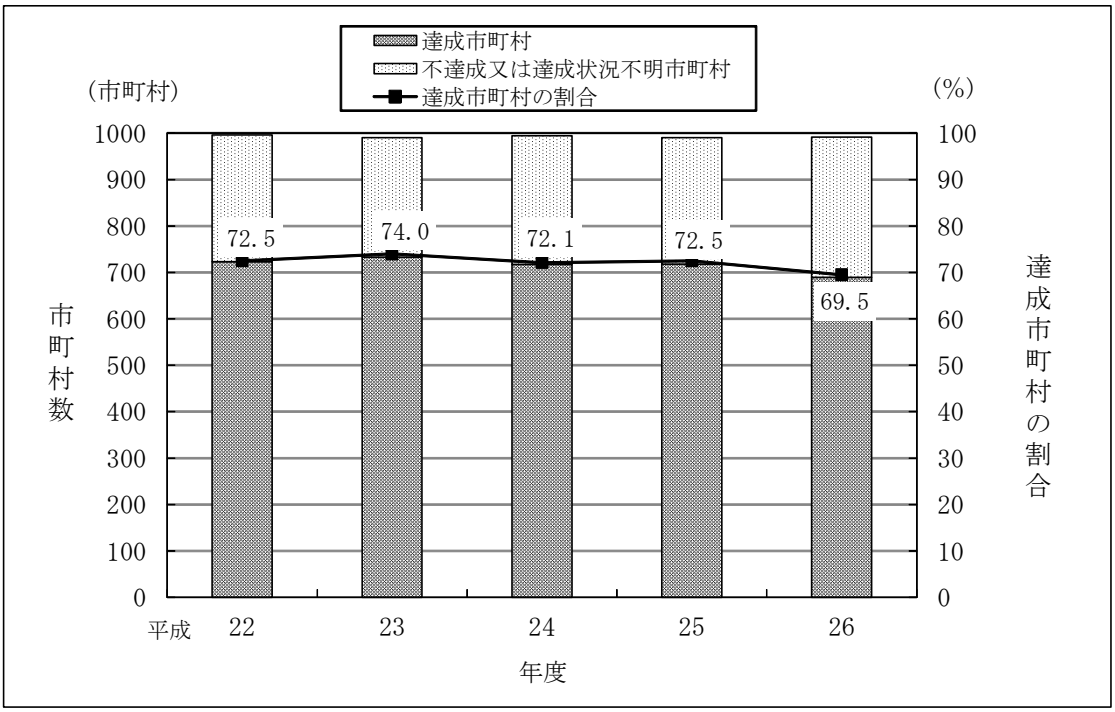

（注）　平成21年度以前については一部の市町村に係るデータを把握できなかったため、分析の対象としていない。

また、検査の対象とした前記の160地域協議会に係る160市町村のうち、22年度から26年度までの間における生産数量目標面積換算値に対する主食用水稲の作付面積の割合（以下「対目標作付率」という。）を把握できた市町村について、市町村別の対目標作付率の推移をみると、図表13のとおり、上位25%以上を占める市町村については、対目標作付率が100%を超えていて、生産調整目標を達成しておらず、22年度には対目標作付率が150%を超えている市町村も見受けられた。このように、対目標作付率は、毎年度、市町村間で大きな開差が生じており、対目標作付率の開差は最大で77.3ポイント（22年度）、最小でも60.7ポイント（24年度）となっていた。

図表13　市町村別の対目標作付率の推移（平成22年度～26年度）

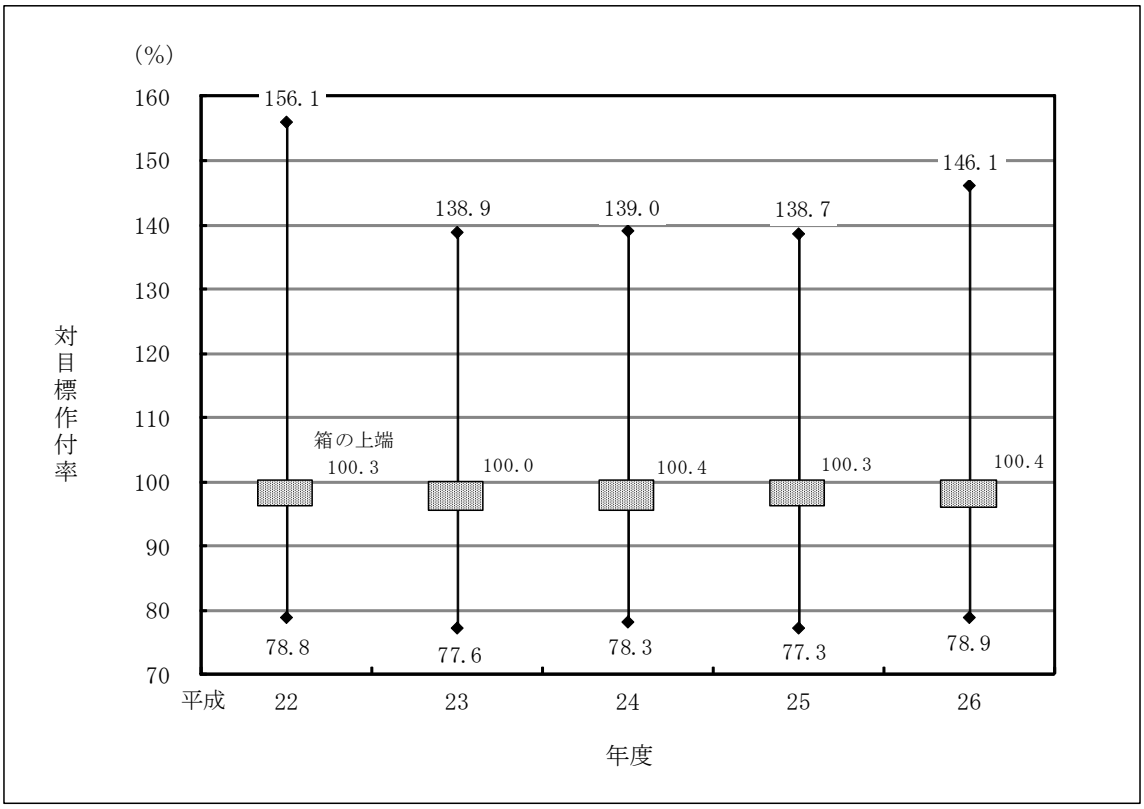

注(1) 対目標作付率100%以下が生産調整目標を達成していたことを示している。
注(2) 対目標作付率の最高値から箱の上端までが上位25%の市町村、箱の上端から下端までが中位50%の市町村、箱の下端から最低値までが下位25%の市町村であり、それぞれが分布している範囲を示している。
注(3) 対目標作付率を把握できた市町村数は、年度ごとに異なっている。

検査の対象とした前記160地域協議会のうち、22年度から26年度までの各年度において生産調整目標を達成した農業者（非参加農業者を含む。以下「達成農業者」という。）の数を把握できた地域協議会全体について、全農業者に占める達成農業者の割合（以下「達成者率」という。）の推移をみると、図表14のとおり、各年度とも7割弱で推移していた。また、達成者率が100%となっていた地域協議会が毎年度2割程度あった一方で、達成者率が10%未満となっていた地域協議会が約4%から約8%までの間で推移しており、各年度とも、地域協議会間で達成状況に大きな差が生じていた。

図表14　地域協議会ごとの達成者率等の推移（平成22年度～26年度）

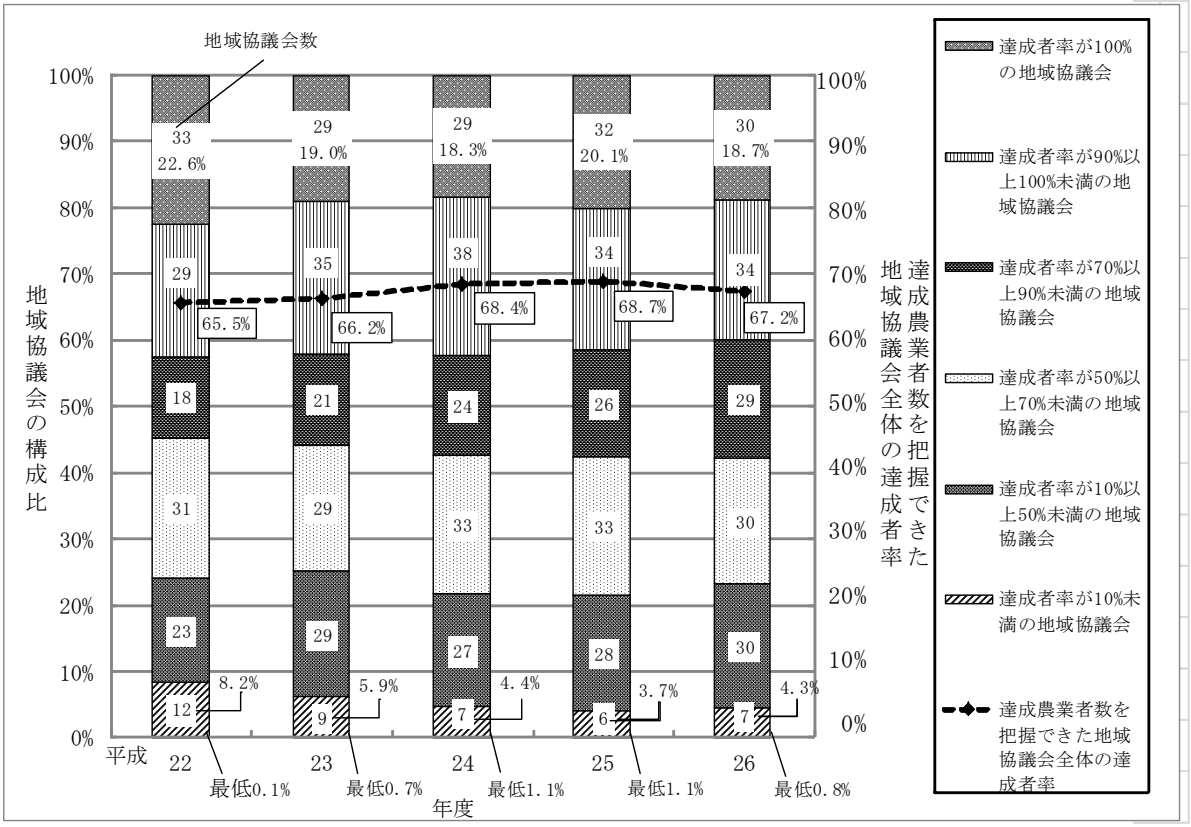

（注）達成農業者数を把握できた地域協議会数は、年度ごとに異なっている。

26年度に生産調整目標を達成しなかった農業者（非参加農業者を含む。以下「不達成農業者」という。）がいる地域協議会のうち、不達成農業者が生産調整目標を達成しなかった理由を聴取できた121地域協議会について、その主な理由をみたところ（複数回答あり）、図表15のとおり、生産調整目標を達成して米の直接支払交付金の交付を受けるよりも、独自の米の販路で米をより多く販売する方がメリットが大きいためとしていたのが72地域協議会（121地域協議会の59.5%）、自家消費用の米の確保を優先したいためとしていたのが60地域協議会（同49.5%）等となっていた。

特に、約6割の地域協議会が独自の米の販路で米をより多く販売する方がメリットが大きいとする理由を挙げていたことからみると、生産調整目標以上の主食用米を需要に応じて販売できるなどの意欲ある農業者は、主食用水稲の作付面積を生産調整目標以下にするメリットは乏しいと認識していることがうかがえる。また、農林水産省は、生産調整目標と実際の販売実績及び販売力との間に差が生じており、販売実績等を生産調整目標以内に収めようとすると取引先からの生産拡大の要請に応えられない場合があるなど、農業者にとって経営の発展が阻害され

る側面があったとしている。

このように、行政による生産調整目標の配分を前提としたこれまでの生産調整対策においては、意欲ある農業者にとって、需要に応じた米の生産が阻害されている面もあったと考えられる。

図表15　生産調整目標を達成しなかった主な理由（平成26年度）

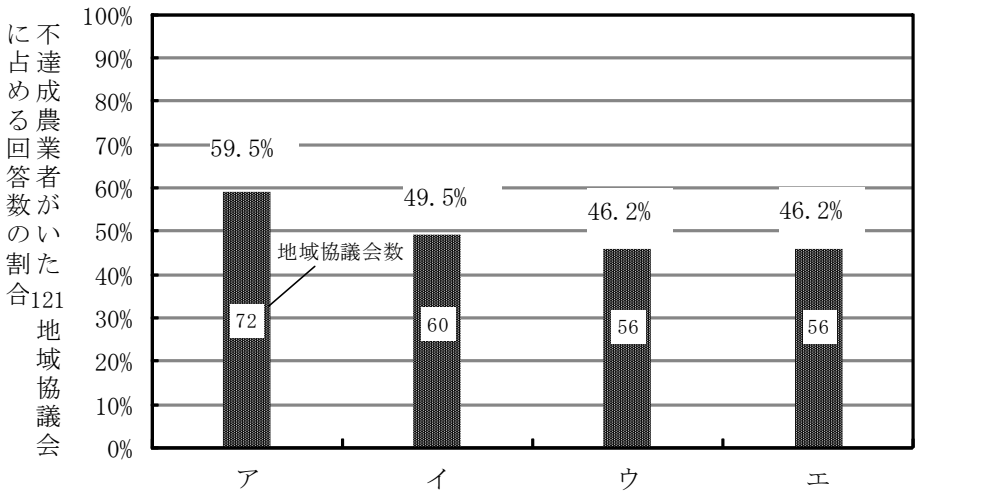

（理由）
ア：生産調整目標を達成して米の直接支払交付金の交付を受けるよりも、独自の米の販路で米をより多く販売する方がメリットが大きい
イ：自家消費用の米の確保を優先したい
ウ：米の直接支払交付金の交付額が少額であることから、生産調整目標を達成するメリットが小さい
エ：米の直接支払交付金の交付対象に該当しないため、生産調整目標を達成するメリットがない

（注）複数回答のため、回答数の合計は地域協議会数よりも多い。

26年度における160地域協議会全体の農業者について、経営規模別に達成者率をみると、図表16のとおり、10ha以上は97.3%、5ha以上10ha未満は92.0%、3ha以上5ha未満は86.2%となっており、おおむね経営規模が小さくなるほど達成者率が低くなる傾向がみられた。

図表16　経営規模別の達成者率（平成26年度）

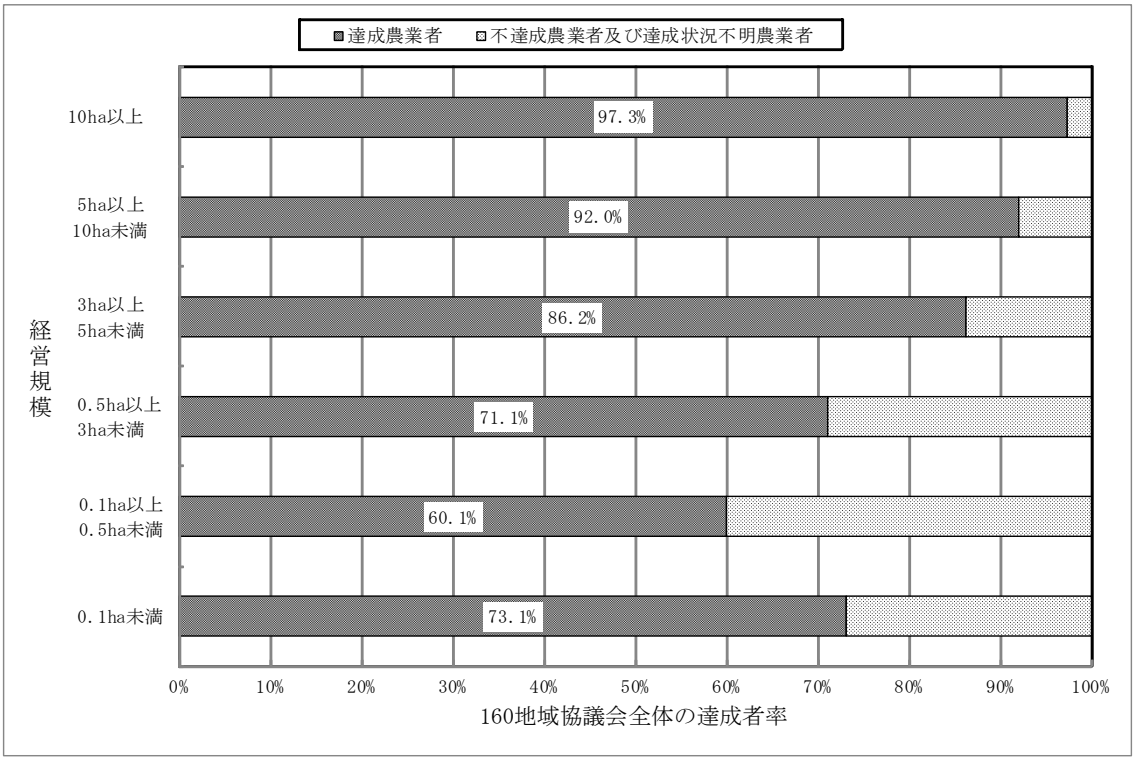

次に、上記の農業者について、経営形態別に達成者率をみると、図表17のとおり、集落営農が98.7%と最も高く、次いで法人が91.4%、個人（認定農業者）が87.7%、個人（認定農業者以外）が66.1%となっていた。

図表17　経営形態別の達成者率（平成26年度）

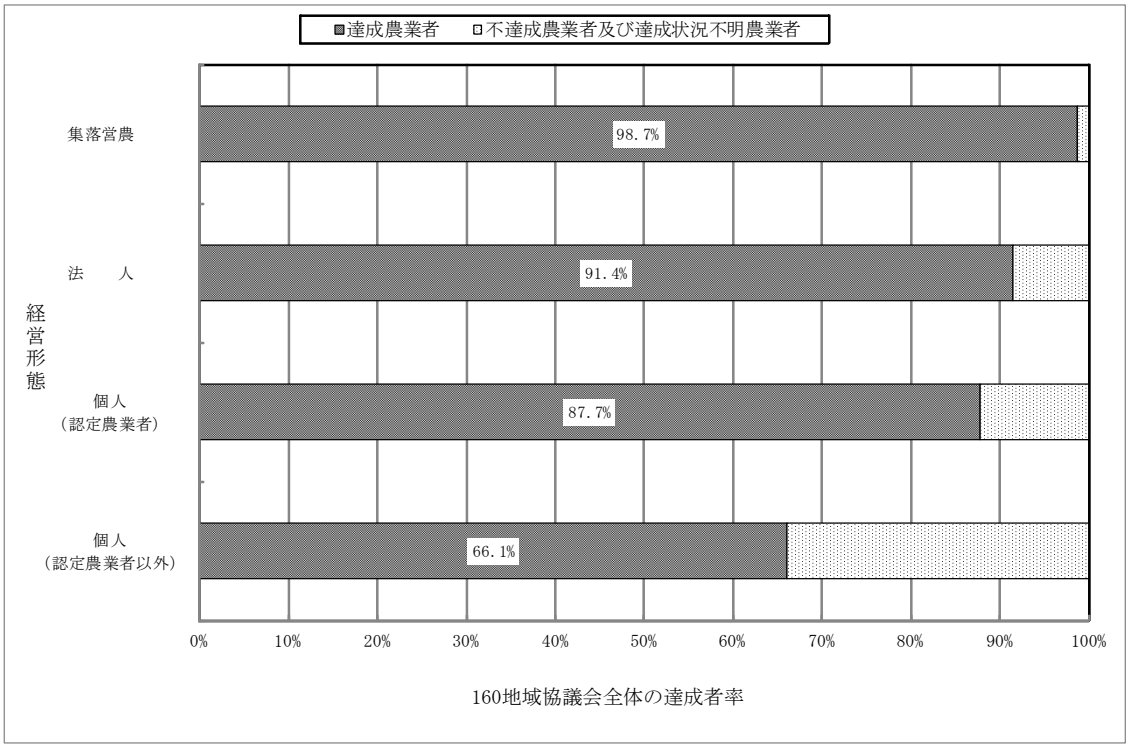

注(1) 集落営農とは、集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。
注(2) 個人（認定農業者）とは、個人経営を行っている農業者のうち、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、当該計画について市町村の認定を受けた農業者をいう。

イ　生産数量目標の配分等の実施状況

改正食糧法において、政府は、地域の特性に応じて生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。16年度以降の生産調整対策の実施方法について定めた「米の数量調整実施要綱」（平成16年15総食第825号農林水産事務次官依命通知）等（以下「生産調整要領」という。）によれば、16年度以降、都道府県段階及び市町村段階ともに、改正食糧法の趣旨を踏まえて、需要に応じた米づくりの観点から生産数量目標を決定することとされ、このうち市町村段階においては、農業者の経営動向、地域の米の作付状況等の地域の実情に応ずるなどして、参加農業者別の生産数量目標を決定することとされていた。そして、22年度以降は、上記の決定方法に代えて、地域協議会において「公正な議論の上で、配分ルールを決定」することとされた。

前記のとおり、農林水産省は、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた米の生産が行われることを目指すこととしており、行政による生産数量目標の配分等がこれまでどのように行われてきたかを把握しておくことは、今後、農業者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行えるよう推進していく上で重要であると考えられる。

そこで、16年度以降における生産数量目標の配分等について、国段階、都道府県段階及び市町村段階の各段階別にみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 国段階

各都道府県の生産数量目標は、全国の生産数量目標(注13)に都道府県別に算定した過去4か年の平均販売実績シェア(注14)を乗じて算定されていた。そして、当該平均販売実績シェアの算定に用いる各年度の販売実績は、都道府県ごとに次の算定式に基づいて算定されていた。

（各年度の販売実績の算定式）

各年度の販売実績 ＝ 生産量 ± 6月末在庫の増減数量 ＋ 配慮事項

注(1) 生産量は、主食用米の生産量を豊凶の影響により補正するなどした数量から生産数量目標に対する過剰作付分を控除した数量
注(2) 配慮事項は、生産数量目標を達成したことにより作付面積が生産数量目標（生産数量目標面積換算値）を下回った場合や都道府県間調整を行ったことにより生

産数量目標が減少した場合等において、減少した数量の2分の1の数量

上記のとおり、各都道府県の生産数量目標は、過去の販売実績を考慮して算定されているが、各年度の販売実績は、当該各年度の生産数量目標の影響を受けていることから、一旦、生産数量目標が低く設定されると、これに伴って販売実績も低くなる傾向がみられ、将来にわたって、その影響が及ぶことになる。このため、配慮事項として生産量が生産数量目標を下回った分について販売実績に一定の加算をするなどの補正が行われていたが、生産数量目標を下回って生産した都道府県については、その翌年度の生産数量目標が依然として低下する仕組みとなっていた。

なお、農林水産省は、27年度の生産数量目標の配分に当たり、生産数量目標に加えて、各産地が自主的な判断により需要に応じた生産を促進することを図ることを目的として、生産数量目標を下回る数値である自主的取組参考値を併記するとともに、上記の仕組みに対応するため、28年度においては、都道府県間の不公平が生じないよう、27年度における都道府県別のシェアを固定し、28年度における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで案分することにより都道府県別の生産数量目標を設定しており、29年度においても同様に27年度における都道府県別のシェアを固定して設定する方針を公表している。

(注13)　全国の生産数量目標　　前年度の主食用米等の供給量や民間流通米の在庫量の変動状況を考慮するなどして推計した全国における主食用米等の需要量を基に算定される米の生産量の目標値

(注14)　過去4か年の平均販売実績シェア　　各都道府県の直近6か年の販売実績のうち最大値及び最小値を除く4か年における平均販売実績の同4か年における全国の平均販売実績に対する割合

生産数量目標面積換算値（都道府県別）の水田面積（同）に対する割合（以下「配分率」という。）について、16年度以降の推移をみると、図表18のとおり、最高で82.1％（17年度東京都）、最低で48.9％（26年度北海道）となっていた。そして、毎年度、最高と最低の配分率には26ポイント以上の開差が生じており、都道府県間で大きな差が生じていた。

図表18　配分率の推移（平成16年度～26年度）

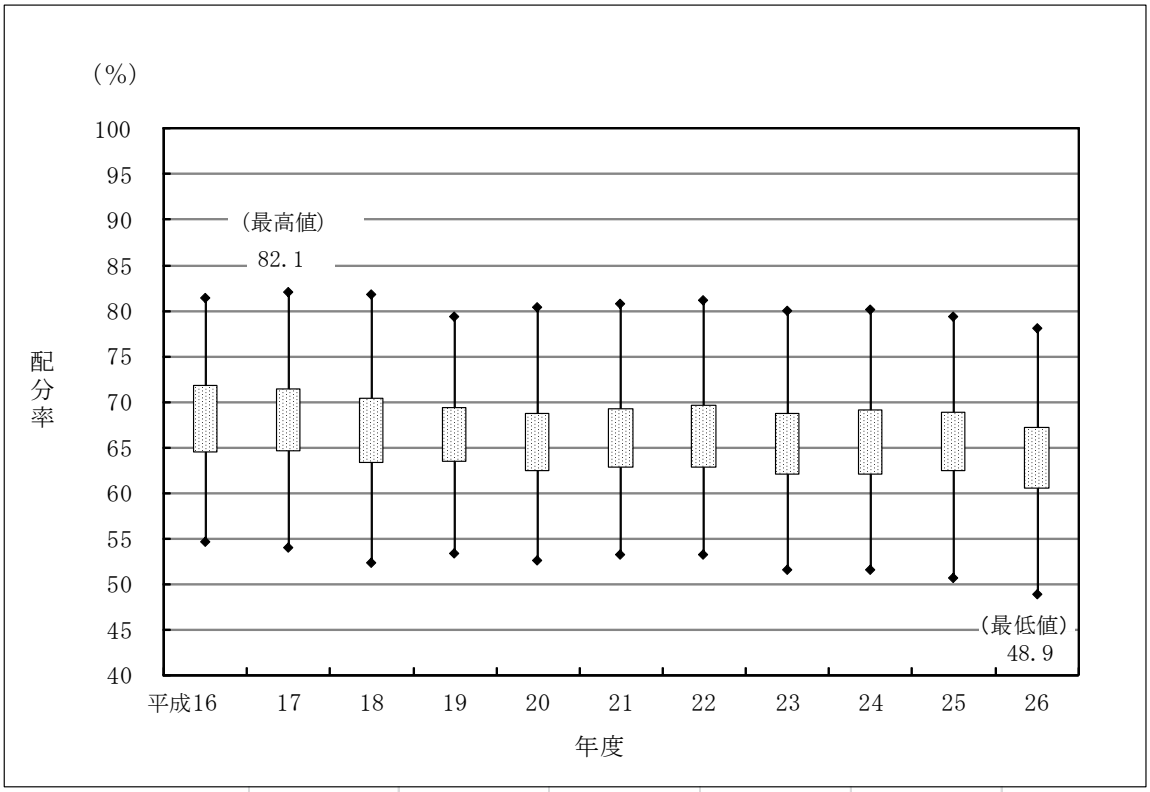

注(1)　「都道府県別の主食用水稲作付状況について」（農林水産省）等を基に作成
注(2)　沖縄県では米の二期作が盛んであり、二期作を考慮した配分が行われていて、いずれの年度も配分率が100%を超えることから、本表には含めていない。
注(3)　最高値から箱の上端までが上位25%の都道府県、箱の上端から下端までが中位50%の都道府県、箱の下端から最低値までが下位25%の都道府県であり、それぞれが分布している範囲を示している。
注(4)　都道府県別の配分率については、別表6を参照

(ｲ)　都道府県段階

生産調整要領によれば、都道府県は、農林水産省から提供された都道府県別の生産数量目標以下に収まるように、市町村別の生産数量目標を配分することなどとされている。

前記の27道府県について、16年度以降における市町村別の生産数量目標の配分方法の推移をみると、図表19のとおり、担い手となる農業者の割合が高い市町村に対して重点配分するなど何らかの要素を考慮して算定した生産数量目標を配分する方式（以下、何らかの要素を考慮して算定した生産数量目標を配分する方式を「要素配分方式」という。）を採用する道府県が毎年度多くを占めていたが、22年度には、各市町村の水田面積等に配分率等を一律に乗じて算定した生産数量目標を配分する方式（以下、一律に算定した生産数量目標を配分する方式を「一律配分方式」という。）を採用する県が増加した。これは、同年度に、米戸別所

得補償モデル事業において、新たに主食用水稲の作付面積が交付金の助成対象となったことに伴い、農林水産省から都道府県等に対して留意文書が配布されており、同文書において生産数量目標の配分方法は「従来以上に公平・公正、透明性のある手続によることが必要」とされていたことが影響したと考えられる。

図表19　道府県による市町村別の生産数量目標の配分方法の推移（平成16年度～26年度）

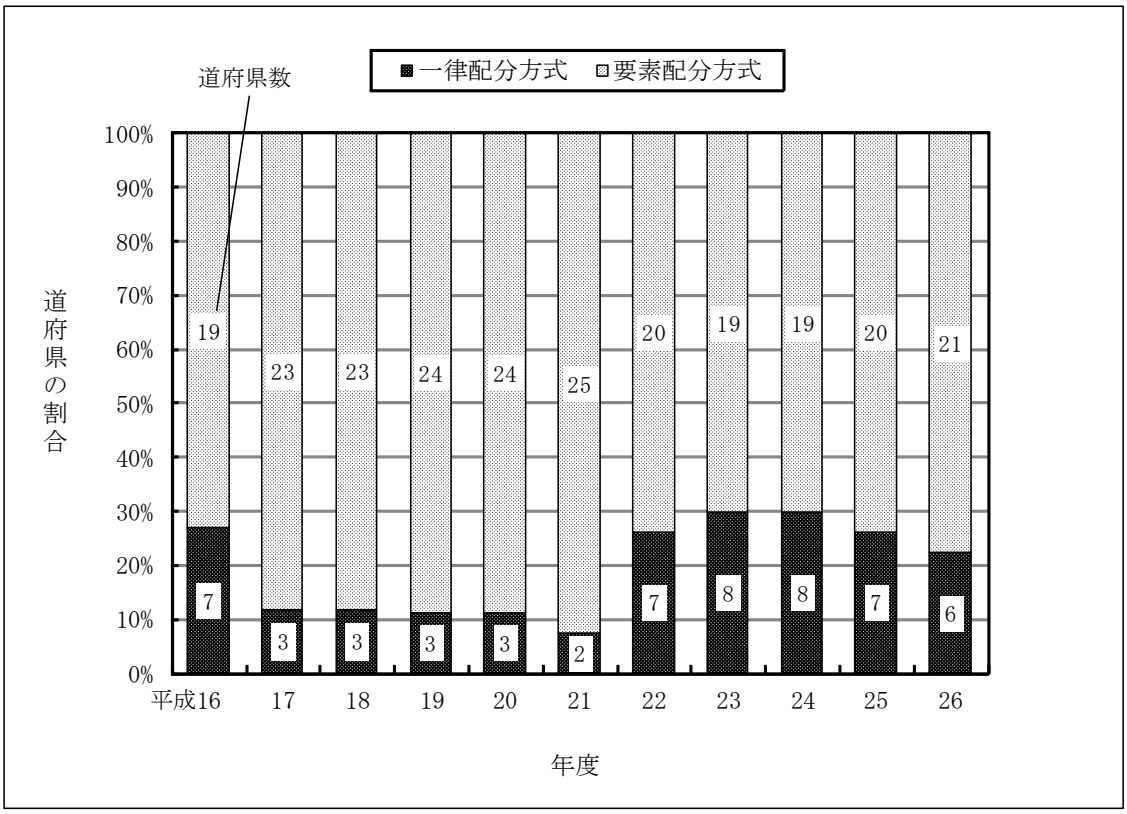

（注）平成16年度から18年度までは、和歌山県の配分方法が把握できなかったため、道府県数に含めていない。

さらに、27道府県のうち、26年度に要素配分方式を採用していた21道府県が、生産数量目標の算定に当たり、どのような要素を考慮していたかをみると、担い手農業者の割合等を考慮していたのが7府県（21道府県の33.3%）、有機米又は特別栽培米の生産量を考慮していたのが4道県（同19.0%）となっていた。

また、27道府県のうち15道県（要素配分方式を採用している21道府県のうち12道県、一律配分方式を採用している6県のうち3県）が、市町村間で生産数量目標の授受を行い、市町村の生産数量目標の補正を行う市町村間調整を行っていた。

(ｳ) 市町村段階

生産調整要領によれば、地域協議会は、市町村が都道府県から提供された市町

村別の生産数量目標以下で、認定方針作成者に係る生産数量目標を算定し、これを認定方針作成者に提供することなどとされている。そして、認定方針作成者は、参加農業者別の生産数量目標及び生産数量目標面積換算値を算定し、これらを参加農業者に配分することとされている。

なお、非参加農業者については、21年度以前は、一部の都道府県において、生産数量目標を配分せず、その分を参加農業者の生産数量目標に上乗せすることが行われていたが、22年度以降は、前記のとおり、地域協議会から非参加農業者に対して、生産数量目標を配分するとともに、認定方針への参加を促すこととなっている。

検査の対象とした前記160地域協議会のうち、16年度から26年度までの各年度における農業者別の生産数量目標の配分方法を把握できた地域協議会について、その配分方法の推移をみると、図表20のとおり、19年度から21年度までを除き、過半数の地域協議会が、生産数量目標面積換算値（市町村別）の水田面積（同）に対する割合を各農業者の水田台帳上の水田面積に乗ずるなどして算定した生産数量目標を配分する一律配分方式を採用していた。

特に、22年度の戸別所得補償モデル対策以降、一律配分方式を採用する地域協議会が増加傾向となっている。これは、農林水産省の地方支分部局であった地域センター等が、生産数量目標を達成しなかった県における一部の地域協議会に対して、前記の留意文書を踏まえ、農業者間の公平を期するために、一律配分方式を採用することが望ましいとの指導をしていたことが影響したと考えられる。

図表20　地域協議会による農業者別の生産数量目標の配分方法の推移（平成16年度～26年度）

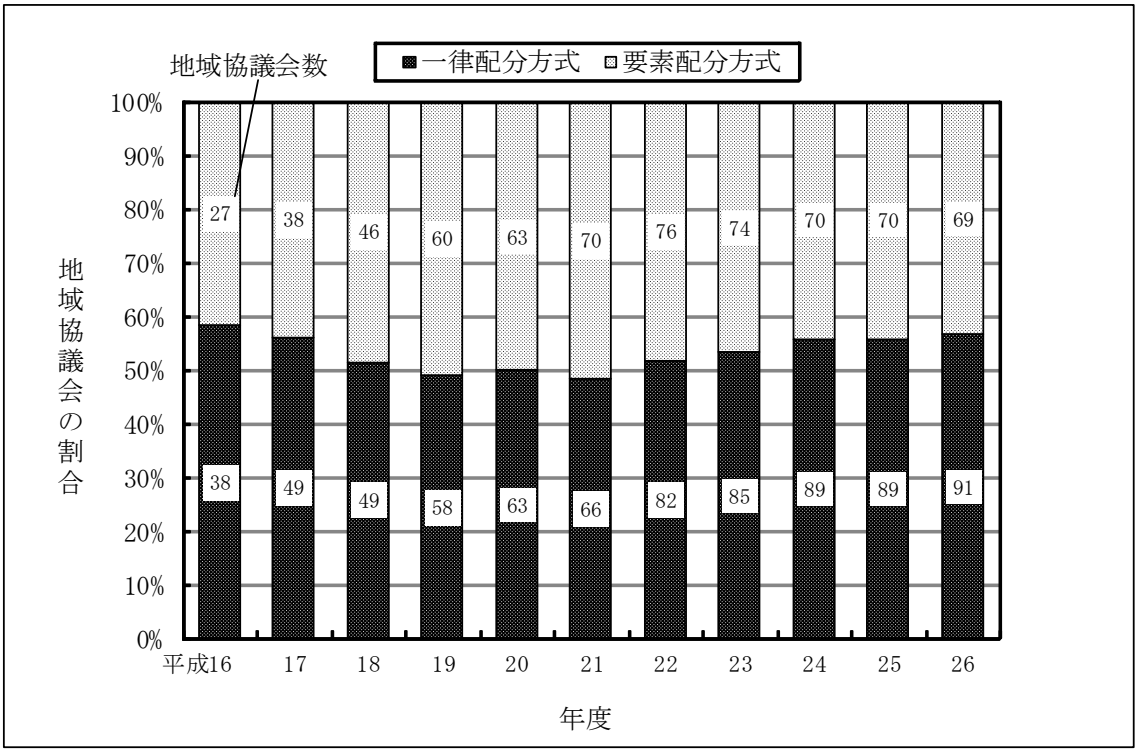

（注）配分方法を把握できた地域協議会数は、年度ごとに異なっている。

26年度に要素配分方式を採用していた69地域協議会について、生産数量目標の算定に当たり、どのような要素を考慮していたのかをみると、図表21のとおり、作付希望調査の結果を考慮していたのが25地域協議会（69地域協議会の36.2%）、担い手農業者を考慮していたのが18地域協議会（同26.0%）、有機米・特別栽培米を生産する農業者を考慮していたのが17地域協議会（同24.6%）となっていた。

図表21　農業者別の生産数量目標の算定における配分要素（平成26年度）

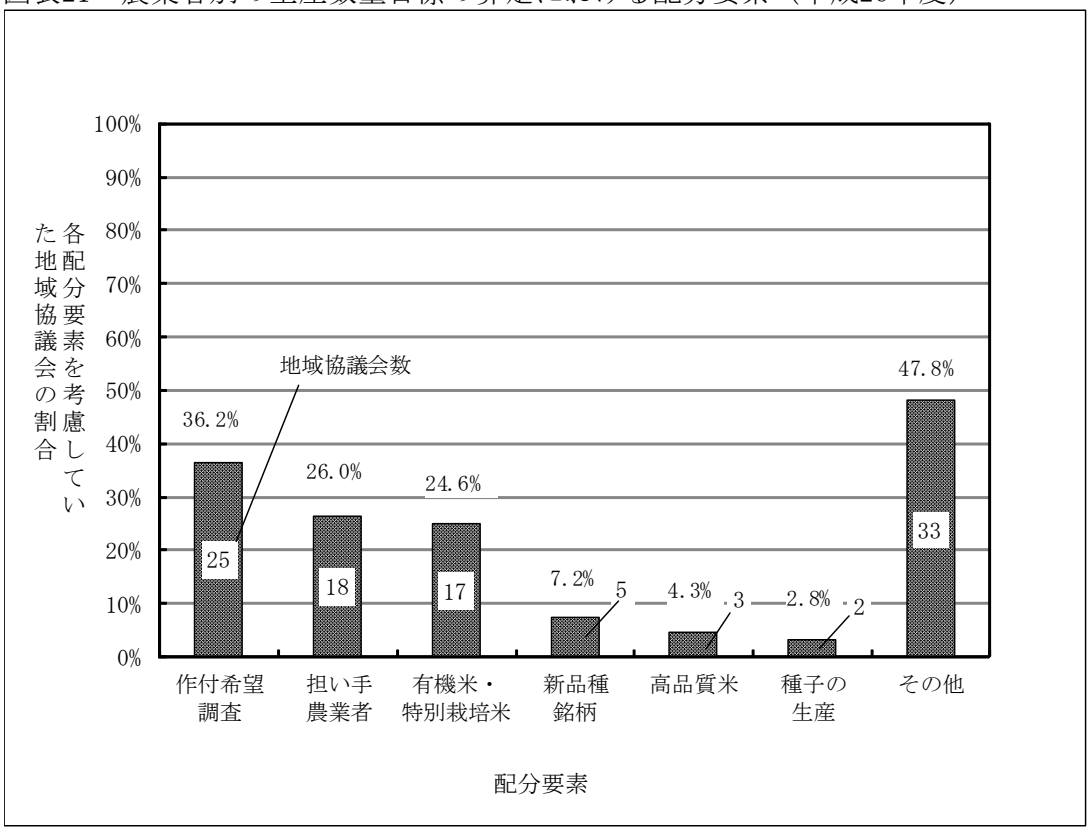

（注）複数回答のため、回答数の合計は地域協議会数よりも多い。

また、水田面積が10ａ未満の農業者に係る生産数量目標の配分方法について、26年度の状況をみると、10ａ未満の農業者は、その多くが自家消費用の米のみを生産している小規模な農家であることや、米の直接支払交付金の交付対象者とならないことから、生産調整の実施を求めるのが難しいなどとして、当該農業者の水田面積を生産数量目標面積換算値として配分し、実質上、生産調整の実施を求めないことにしていた地域協議会が21地域協議会（160地域協議会の13.1%）見受けられた。

生産調整要領によれば、認定方針作成者又は地域協議会の代表者（以下「認定方針作成者等」という。）は、他の認定方針作成者等との間で生産数量目標の授受を行うことにより、生産数量目標の補正を行うことができることとされており、また、従前から、地域協議会内の農業者間においても生産数量目標の補正（以下、農業者間の生産数量目標の授受による補正を「農業者間調整」という。）が行われている。26年度における農業者間調整の実施状況についてみると、農業者間調整を実施していたのは、95地域協議会（160地域協議会の59.3%）、実施していなかったのは65地域協議会（同40.6%）となっていた。

農業者間調整を実施していない理由について、上記の65地域協議会に聴取したところ（複数回答あり）、図表22のとおり、「農業者間調整が必要となる状況が生じていない」としていたのが41地域協議会（65地域協議会の63.0%）、「公平を期するために一律配分方式を採用しているので配分後に農業者間調整を行うのは適切でない」としていたのが14地域協議会（同21.5%）、「地域協議会において決定したルールに従って配分しているので配分後に農業者間調整を行うのは適切でない」としていたのが9地域協議会（同13.8%）となっていた。

図表22　農業者間調整を実施していない理由（平成26年度）

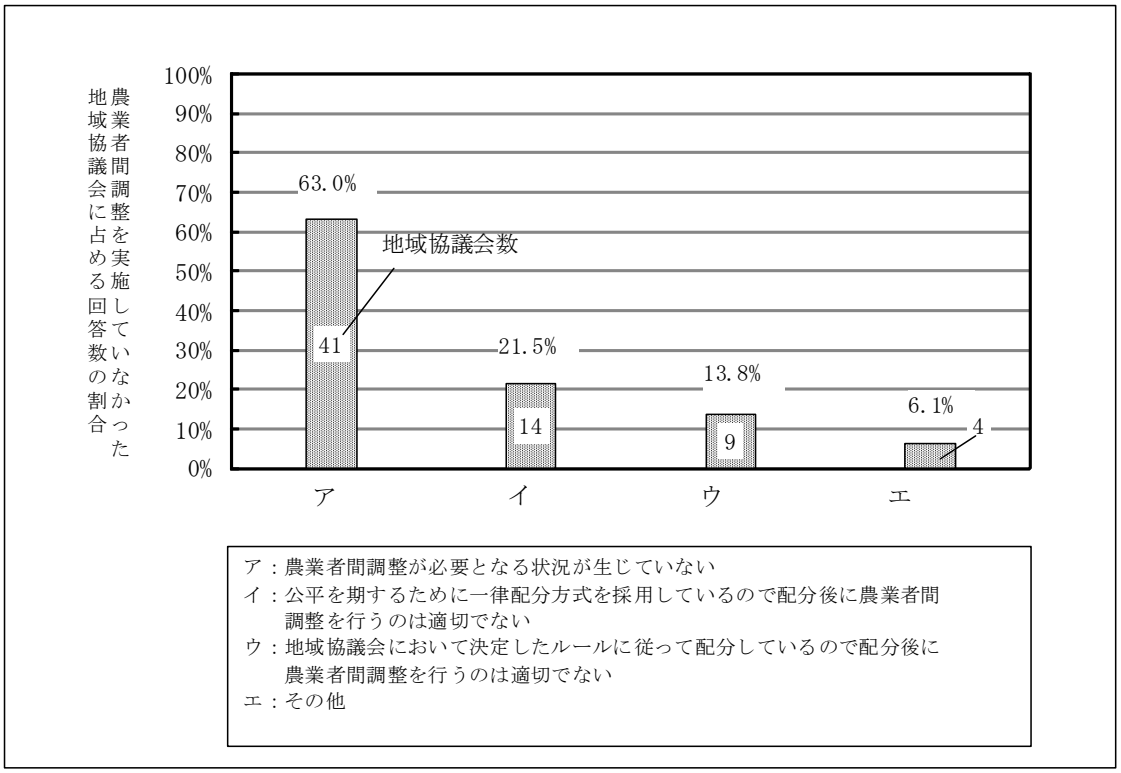

（注）複数回答のため、回答数の合計は地域協議会数よりも多い。

このように、生産数量目標の配分方法は、一律配分方式を採用していたり、要素配分方式を採用していたり、要素配分方式の配分要素が異なっていたりしていて、都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていた。これは、改正食糧法において、政府が生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に応じて行うよう努めなければならないこととなっており、生産数量目標の具体的な配分方法については、地域の裁量に委ねられていることによるものである。

一方、生産数量目標は、主食用水稲を作付けする全農業者を対象とした米の直接支払交付金の交付判定にも用いられており、生産数量目標の配分方法が都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていることによって、農業者ごとの生産数量目

標の配分率に高低が生ずる場合には、水田面積の規模が同じ農業者であっても、主食用水稲を作付けすることができる面積に差が生じ、米の直接支払交付金の交付額にも差が生ずることになる。

ウ　生産数量目標の達成又は不達成の判定方法等

検査の対象とした前記の160地域協議会による26年度の生産数量目標の達成又は不達成の判定方法をみると、次の三つの方法のうちのいずれかの方法によって行われていた。

①　農業者間調整を実施しており、農業者別に農業者間調整後の生産数量目標面積換算値と主食用水稲の作付面積とを比較し、生産数量目標の達成又は不達成を判定する。

②　農業者間調整を実施しておらず、農業者別に認定方針作成者等が当初配分した生産数量目標面積換算値と主食用水稲の作付面積とを比較し、生産数量目標の達成又は不達成を判定する。

③　地域協議会又は集落に配分された生産数量目標面積換算値と、当該地域協議会管内又は当該集落内の農業者の主食用水稲の作付面積の合計とを比較し、後者の作付面積の合計が前者の生産数量目標面積換算値以下である場合は、各農業者の主食用水稲の作付面積を農業者別の生産数量目標面積換算値とみなして、地域協議会管内又は集落内の全農業者を生産数量目標達成と判定する。

そして、上記①、②及び③の判定方法別に、地域協議会数等をみると、図表23のとおりとなっていた。

図表23　地域協議会による達成又は不達成の判定方法（平成26年度）

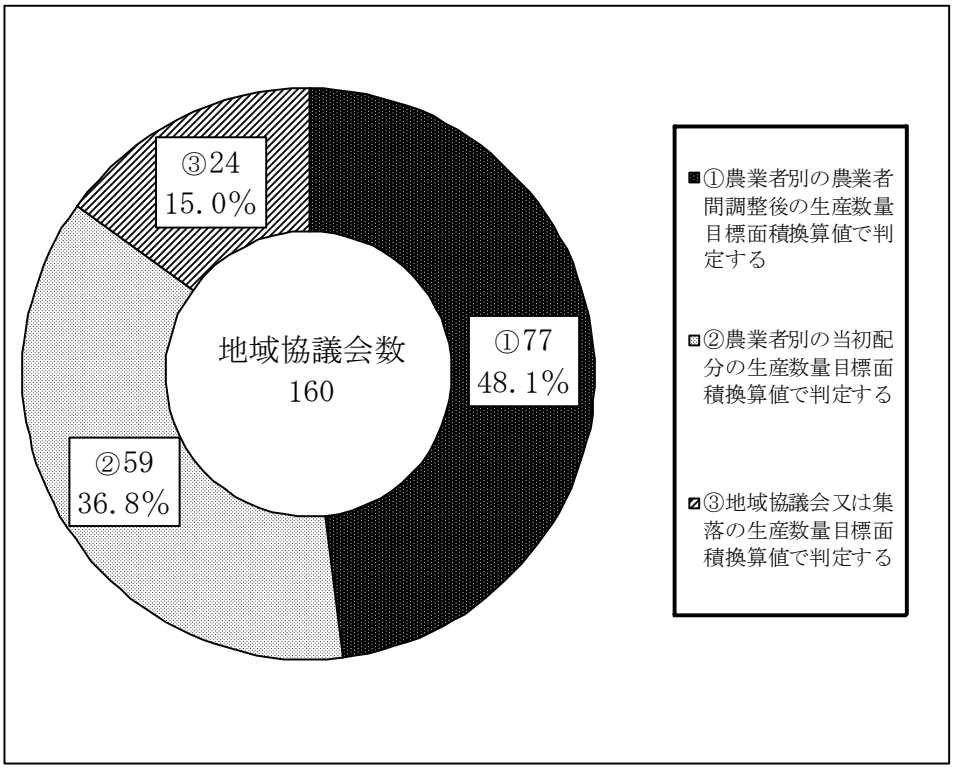

これらの方法のうち①の方法による場合、農業者別の生産数量目標は、前記の「公平・公正、透明性のある手続」により定められた配分ルールに基づいて地域協議会から農業者に配分された後に、農業者間において農業者間調整が行われて決定されることになる。そして、当初配分された生産数量目標を超えて主食用水稲の作付けを希望するなどして他の農業者から生産数量目標の供出を受けた農業者は、より多くの主食用水稲の作付けが可能となるだけでなく、生産数量目標を達成した場合には、より多くの米の直接支払交付金の交付を受けられることになる。農業者間調整により他の農業者から生産数量目標の供出を受けた農業者のうち、米の直接支払交付金の交付を受けた者の中には、農業者間調整後の生産数量目標面積換算値と水田台帳上の水田面積とが同一となり、さらに、当該水田面積と実際に作付けした主食用水稲の作付面積とが同一となっていて、主食用米の生産量が全く抑制されていない者も見受けられた。

上記の農業者は、いずれも農業者別の生産数量目標を達成していて、米の直接支払交付金の交付要件を満たしており、制度上認められないものではないものの、個々の農業者に係る農業者間調整後の生産数量目標面積換算値が水田台帳上の水田面積及び主食用水稲の作付面積と同一となっていて、主食用米の生産量の実質的な抑

制に結び付いていない場合においても、当該農業者に対して米の直接支払交付金が交付される仕組みとなっている。

農業者間調整後の生産数量目標面積換算値が主食用水稲の作付面積等と同一となっているものについて事例を示すと、次のとおりである。

＜事例1＞　個々の農業者に係る農業者間調整後の生産数量目標面積換算値が主食用水稲の作付面積等と同一となっていて、米の生産量の抑制に結び付いていないもの

山形県鶴岡市農業振興協議会は、平成26年度に山形県から生産数量目標面積換算値9,935haの配分を受けた後、市町村間調整を行った結果、同協議会における26年度の生産数量目標面積換算値を9,986haとした。そして、同協議会は、管内の農業者6,537人に対して計9,974haの生産数量目標面積換算値の配分を行っていた。

同協議会管内の農業者6,537人のうち、6,330人（管内の農業者の96.8％）は、農業者間調整を実施して生産数量目標面積換算値の変更を行っており、その結果、3,500人の農業者（同53.5％）が、主食用水稲の作付面積（以下「作付面積」という。）計9,834ha（管内の作付面積の98.5％）について米の直接支払交付金の交付を受けていた。

同交付金の交付を受けた農業者のうち2,111人（作付面積計6,423ha）は、農業者間調整で他の農業者から供出を受けたことにより、同協議会から当初配分された生産数量目標面積換算値を上回る生産数量目標面積換算値に基づいて主食用水稲の作付けを行っていた。そして、このうちの73人（作付面積計91ha）については、個々の農業者に係る農業者間調整後の生産数量目標面積換算値が水田台帳上の水田面積及び作付面積と同一となっていて、主食用米の生産量が全く抑制されていなかった。

また、③の方法については、生産調整対策が主食用米の生産量の抑制を目的としていることからみて、生産数量目標の達成又は不達成について、農業者ごとではなく地域協議会や地域協議会から配分を受けた集落を単位として判定したとしても、当該地域協議会又は集落全体の生産数量目標の範囲内で主食用水稲を作付けしている限り、必ずしもその目的に反するものではない。

一方、米の直接支払交付金は、地域協議会や集落ではなく個々の農業者に対して交付されるものであり、生産数量目標の達成又は不達成については、農業者ごとの生産数量目標に基づいて判定することが適当であると考えられる。

しかし、一部の地域協議会において、集落単位で生産数量目標を達成した場合は、当該集落内の全農業者を達成農業者とする一方で、集落単位で生産数量目標を達成しなかった場合は、当該集落内の全農業者を不達成農業者とはせず農業者ごとに達成又は不達成を判定するなど、判定方法が統一されていないものが見受けられた。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例2＞　生産数量目標の達成又は不達成について、集落単位で達成となる場合は集落単位、集落単位で不達成となる場合は農業者ごとに判定するなどしていて判定方法が統一されていないもの

岐阜県岐阜市農業再生協議会は、平成26年度の生産調整対策の実施に向けて、管内31地区の主食用水稲の作付希望面積（以下「希望面積」という。）を調査し、31地区の希望面積の合計と同協議会に配分された生産数量目標面積換算値（以下「協議会目標面積」という。）とを比較して、31地区の希望面積の合計が協議会目標面積以下であれば管内の全農業者を達成農業者と判定することとしていた。

しかし、同協議会は上記の比較の結果、31地区の希望面積の合計が協議会目標面積を上回ったことから地区ごとに比較することとし、26地区を達成、5地区を不達成とした上で、26地区については地区内の全農業者を達成農業者と判定していた。一方、5地区については地区内の全農業者1,528人を不達成農業者と判定するのではなく農業者ごとに判定することとして、このうちの425人を不達成農業者と判定し、残りの1,103人を達成農業者と判定していた。

エ　認定方針への参加状況等

改正食糧法及び生産調整方針認定要領（平成16年15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）によれば、生産数量目標を確実に達成するために適切なものであることなどが生産調整方針の認定の要件とされており、参加農業者は生産調整方針に従って米の生産を行うこととされている。そして、認定方針作成者は、生産調整要領に基づいて参加農業者に対して生産数量目標及び生産数量目標面積換算値を配分することとなっているため、参加農業者を把握することが必要となる。

そこで、検査の対象とした前記160地域協議会のうち、参加農業者の全農業者に対する割合（以下「参加率」という。）を把握できた地域協議会について、22年度から26年度までの各年度における地域協議会全体の参加率の推移をみると、図表24のとおり、毎年度約9割となっていた。また、参加率が100％となっている地域協議会が7割弱で推移している一方で、参加率が最低で1.4％（22年度）にとどまっているなど著しく低い地域協議会も見受けられた。

図表24　地域協議会ごとの参加率の推移（平成22年度～26年度）

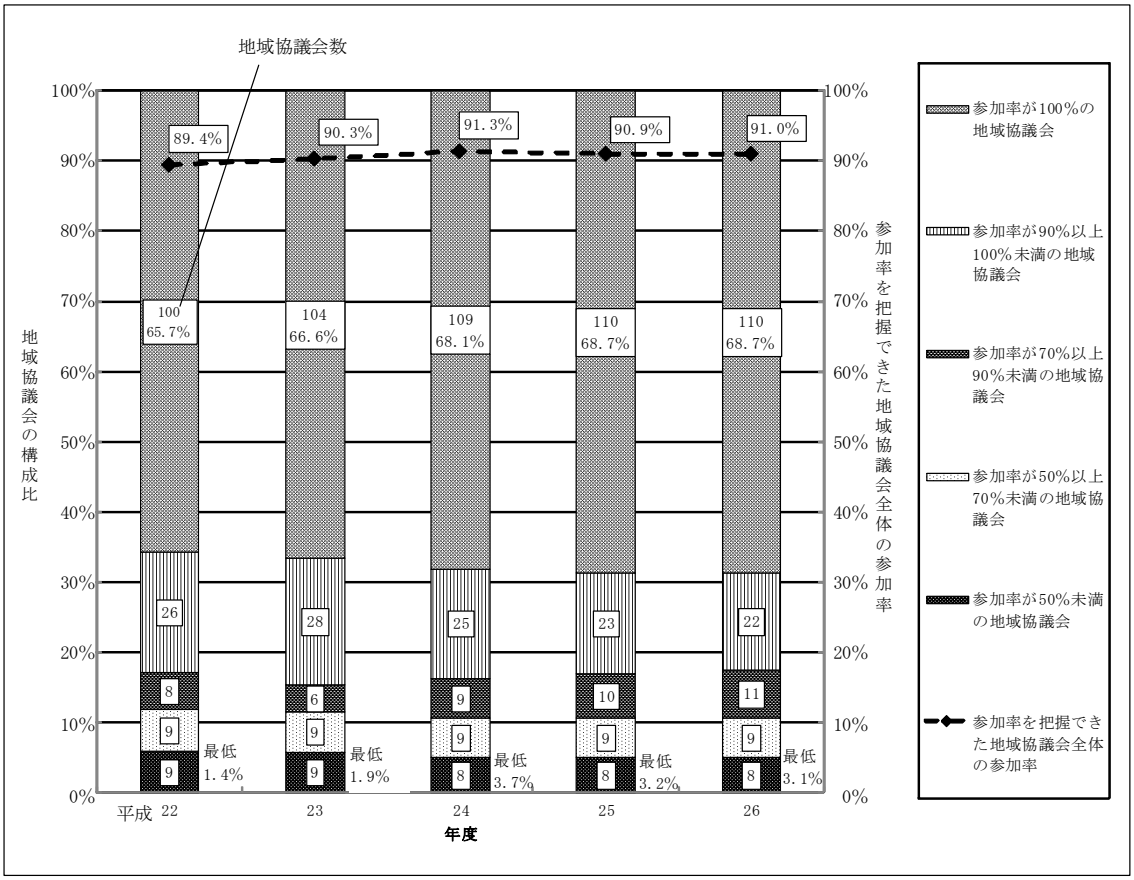

（注）参加率を把握できた地域協議会数は、年度ごとに異なっている。

また、26年度において参加率を把握できた160地域協議会について、地域協議会ごとの参加率と生産数量目標を達成した農業者に係る達成者率を対比すると、図表25のとおり、達成者率が参加率を下回っていて、参加農業者であるのに不達成農業者がいた地域協議会が113地域協議会（160地域協議会の70.6%）あり、この中には参加率が100%となっていたのに達成者率が1.0%と著しく低い地域協議会も見受けられた。

図表25　地域協議会ごとの参加率と達成者率の対比（平成26年度）

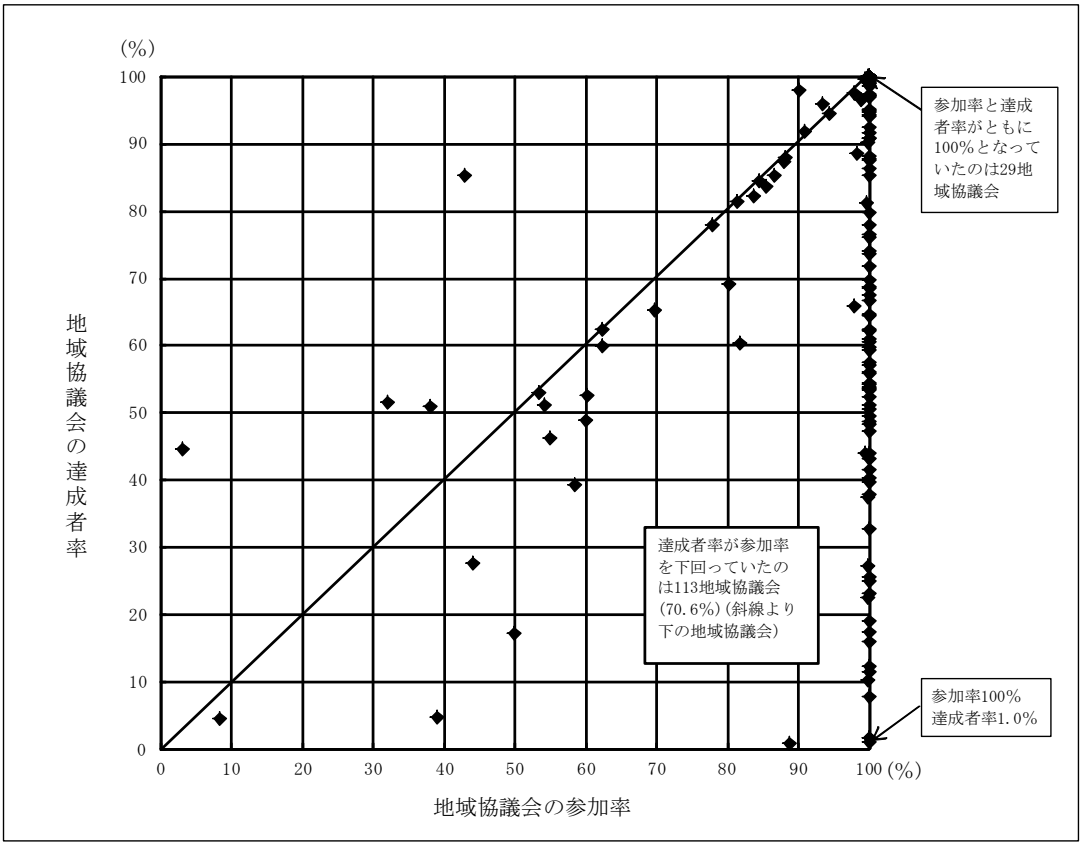

上記を踏まえて、160地域協議会において、主にどのような農業者を参加農業者としているかについてみると、図表26のとおり、31地域協議会（160地域協議会の19.3%）では農業者に参加の意思を確認していたが、68地域協議会（同42.5%）では生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者としていたり、9地域協議会（同5.6%）では米の作付実績又は出荷実績がある農業者を全て参加農業者としていたりしていて、農業者が認定方針に参加する意思があるかどうかを確認していなかったと認められる地域協議会が計77地域協議会（同48.1%）見受けられた。

図表26　地域協議会ごとの参加農業者の把握方法

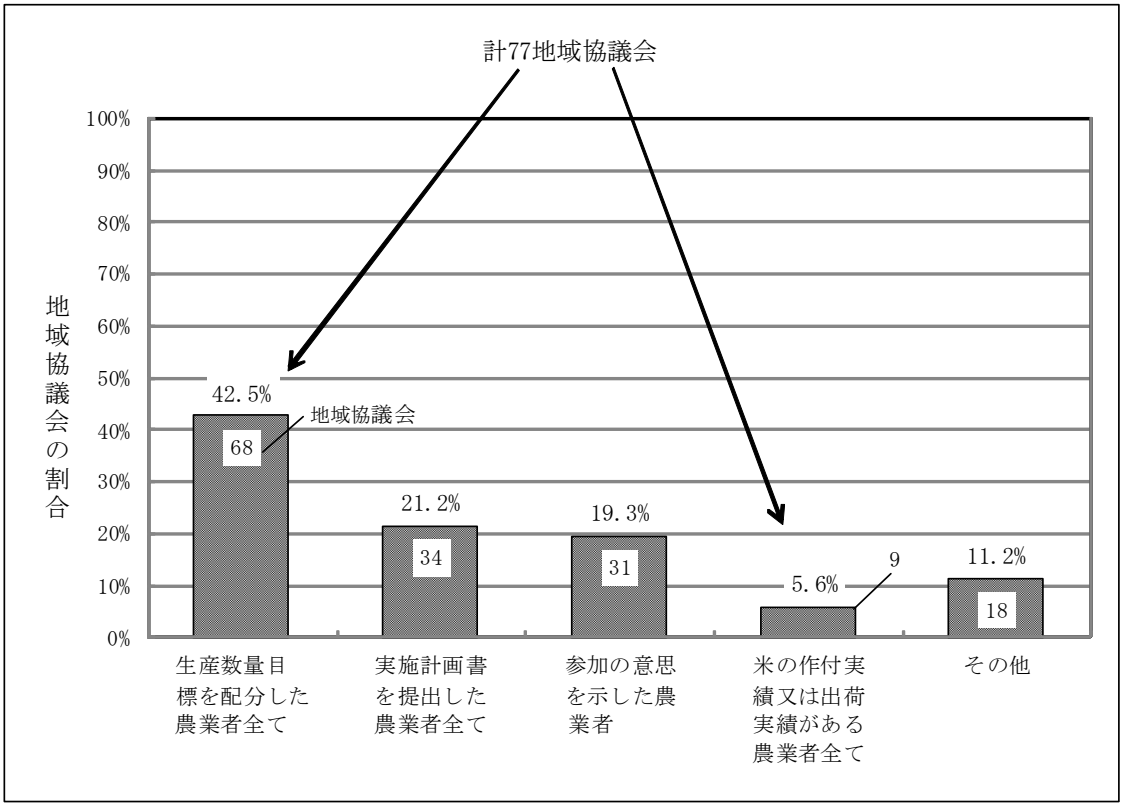

以上のとおり、参加農業者であるのに不達成農業者がいたり、生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者としていたりしていて、生産調整要領において求められる運用が行われていないと認められる地域協議会が見受けられた。

地域協議会管内の参加農業者のほとんどが不達成農業者となっていたなどのものについて事例を示すと、次のとおりである。

＜事例3＞　参加農業者のほとんどが不達成農業者となっていたり、生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者としたりしているもの

千葉県佐倉市地域農業再生協議会は、平成26年度に、管内の全農業者2,336人を参加農業者としていた。

しかし、同年度の達成者率をみると、1.7%となっており、参加農業者のほとんどが不達成農業者となっていた。また、同協議会は、生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者としており、認定方針への参加の意思を個々の農業者に確認していなかった。

オ　水稲生産実施計画書の提出状況

生産調整要領によれば、農業者が生産数量目標の配分を受けた場合、当年度の主食用水稲の作付面積等を記載した水稲生産実施計画書（以下「計画書」という。）を認定方針作成者等へ提出することとされている（以下、計画書を提出した農業者

を「提出農業者」、計画書を提出していない農業者を「未提出農業者」という。）。

そこで、検査の対象とした前記160地域協議会のうち、提出農業者の全農業者に対する割合（以下「提出率」という。）を把握できた地域協議会について、22年度から26年度までの各年度における地域協議会全体の提出率の推移をみると、図表27のとおり、毎年度約8割前後で推移していた。また、提出率が100％の地域協議会の割合は2割から3割までの間で推移しており、26年度は38地域協議会で23.7％となっていた（未提出農業者がいた地域協議会は計122地域協議会）。一方、提出率が50％未満の地域協議会の割合は約1割で推移しており、この中には、提出率が最低で0.1％（22年度）と著しく低い地域協議会も見受けられた。

図表27　地域協議会ごとの提出率の推移（平成22年度～26年度）

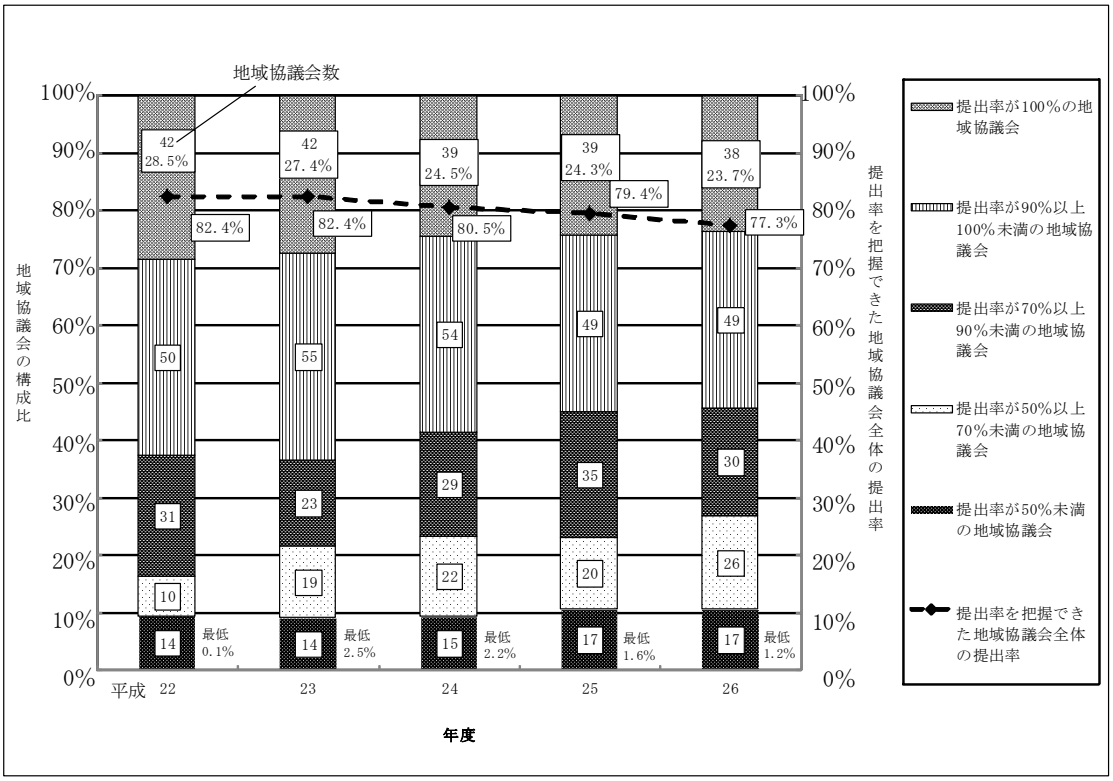

（注）提出率を把握できた地域協議会数は、年度ごとに異なっている。

また、26年度において提出率を把握できた160地域協議会について、地域協議会ごとの参加率と提出率を対比すると、図表28のとおり、提出率が参加率を下回っていて、参加農業者であるのに未提出農業者がいた地域協議会が96地域協議会（160地域協議会の60.0％）あり、この中には参加率が100％となっていたのに提出率が1.2％と著しく低くなっていて、生産調整要領において求められる運用が行われていないと認められる地域協議会が見受けられた。

図表28　地域協議会ごとの参加率と提出率の対比（平成26年度）

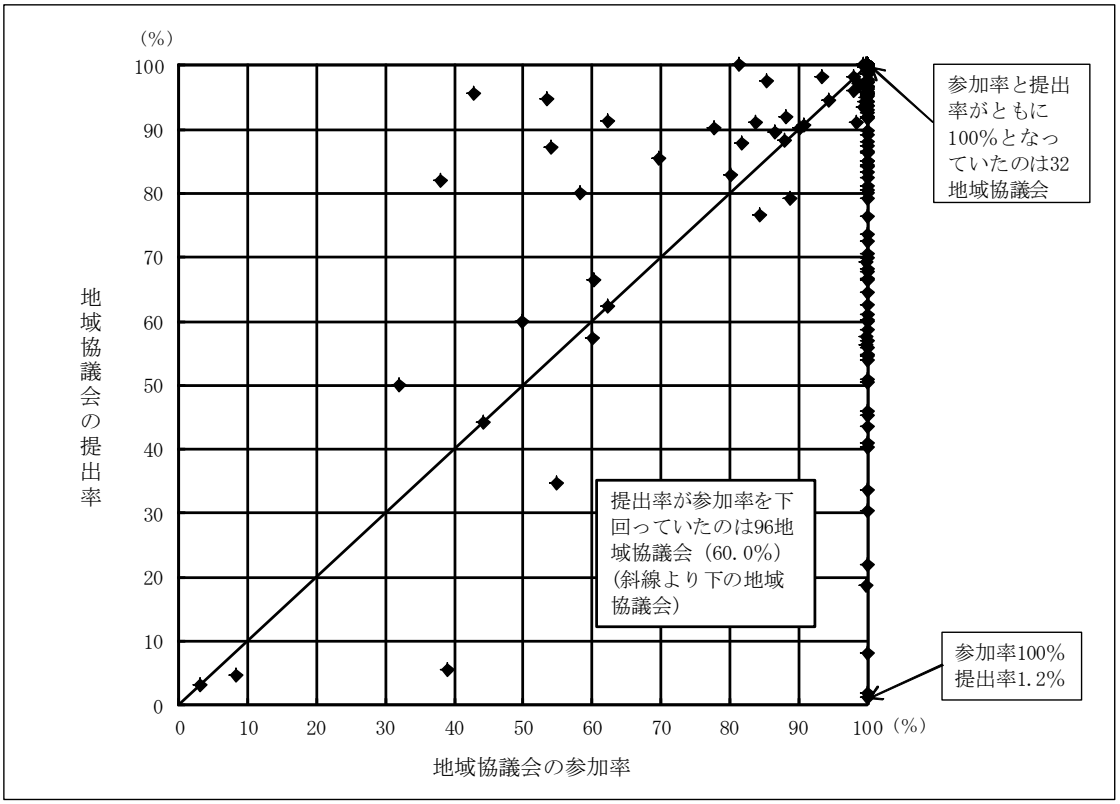

未提出農業者がいた理由について地域協議会に聴取したところ、未提出農業者は、米の直接支払交付金の交付対象に該当していなかったり、交付対象に該当していても交付金の交付を受けるつもりがなかったりしていることから計画書を提出する意味がないためとする地域協議会が多かった。また、このほか、前記のとおり、半数近い地域協議会が、認定方針への参加意思の有無にかかわらず生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者とするなどしていることも影響していると考えられる。

提出率を把握できた前記の160地域協議会全体の農業者について、さらに、経営規模別及び経営形態別の提出率をみると、図表29及び図表30のとおり、経営規模が小さいほど低くなり、個人（認定農業者以外）が他の経営形態に比べて最も低くなっていた。

図表29　経営規模別の計画書の提出率（平成26年度）

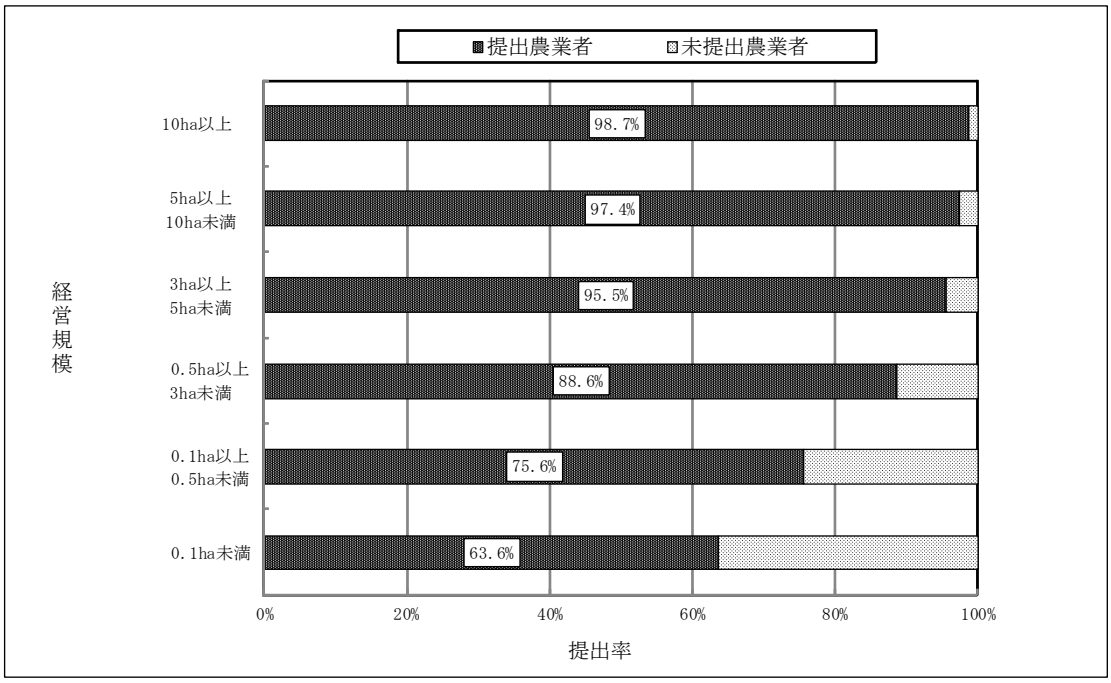

図表30　経営形態別の計画書の提出率（平成26年度）

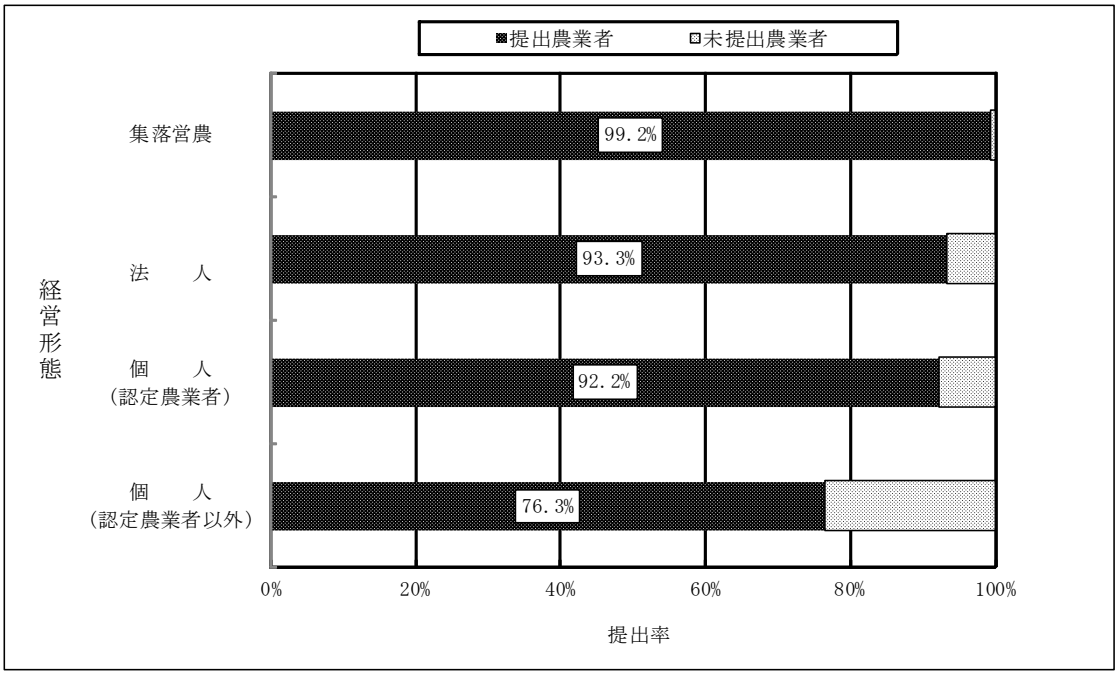

カ　主食用水稲の作付面積の確認状況

地域協議会は、生産調整要領に基づき、現地確認等により当年度における当該地域全体の主食用水稲の作付面積の適正な把握に努めることとなっており、計画書に記載された主食用水稲の作付面積について現地を確認するなどして確認を行っている。

そこで、検査の対象とした前記160地域協議会のうち、26年度において未提出農業

者がいた122地域協議会について、未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積の確認をどのように行っているかをみたところ、図表31のとおり、31地域協議会は現地確認等により確認していたが、81地域協議会は、過去の主食用水稲の作付面積をそのまま当年度の作付面積とみなしたり、水田台帳上の水田面積や生産数量目標面積換算値をそのまま主食用水稲の作付面積とみなしたりしていて、主食用水稲の作付面積を現地確認等により確認していなかった。

図表31　未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積の確認方法

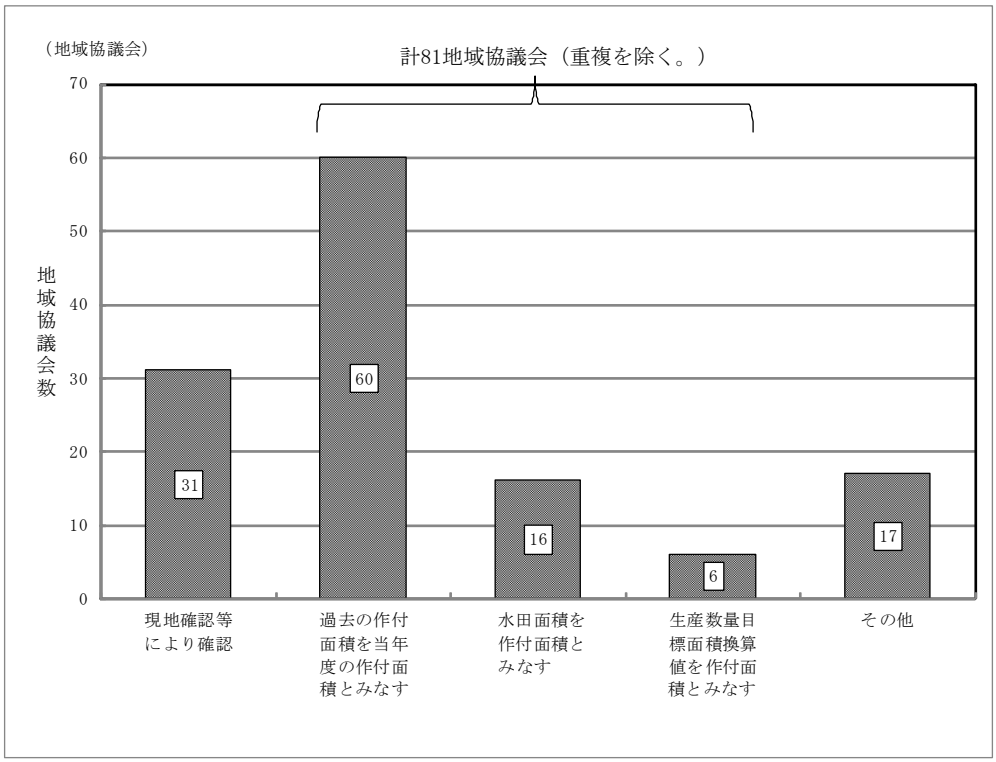

（注）水田の状況等ごとに異なる方法で確認を行っている地域協議会があるため、回答数の合計は地域協議会数よりも多い。

上記の81地域協議会は、未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積について現地確認等による確認を行っていないことから、市町村全体の主食用水稲の作付面積を正確には把握していなかった。これについて事例を示すと、次のとおりである。

＜事例4＞　未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積について現地確認等により確認していなかったもの

鹿児島県霧島市農業再生協議会は、水田台帳上の水田面積が10ａ以下の農業者に対しては、水田面積を生産数量目標面積換算値として配分し、水田面積が10ａを超える農業者に対しては、担い手となる農業者に重点配分するなどの要素配分方式により配分を行っている。そして、平成26年度において、同協議会全体の生産数量目標面積換算値1,907haに対して、主食用水稲の作付面積が計1,729haになったとして、生産数量目標を達成したとしていた。

しかし、同協議会が生産数量目標面積換算値を配分した農業者14,555人のうち14,101人は

未提出農業者であり、同協議会は、これらの農業者に係る作付面積を現地確認等により確認することなく生産数量目標面積換算値をそのまま主食用水稲の作付面積とみなしていた。
　このため、同協議会においては、管内の主食用水稲の作付面積を正確に把握していない状況となっていた。

(2) 生産調整対策に係る事後評価の状況

生産調整対策は新基本法上どのように位置付けられているか、また、農林水産省において、改正食糧法施行期の16年度以降、新基本法の目的等を踏まえて事後評価が適時適切に行われ、その評価結果がその後の生産調整対策にどのように活用されてきたかなどについてみると、次のとおりとなっていた。

ア　生産調整対策の新基本法における位置付け等

新基本法は、図表32のとおり、その目的とされている「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展」（第1条）を達成するために、「食料の安定供給の確保」（第2条）及び「多面的機能の発揮」（第3条）を図り、食料の安定供給の確保及び多面的機能の発揮の実現のために、「農業の持続的発展」（第4条）を図り、農業の持続的発展の実現のために、「農村の振興」（第5条）を図るといった理念構造となっている。そして、生産調整対策は、上記の「農業の持続的発展」に関する施策のうち、「農産物の価格の形成と経営の安定」（第30条）のための施策の一つとして位置付けられている。また、「農産物の価格の形成と経営の安定」について、新基本法第30条第1項では、「国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。

図表32　生産調整対策の新基本法における位置付け

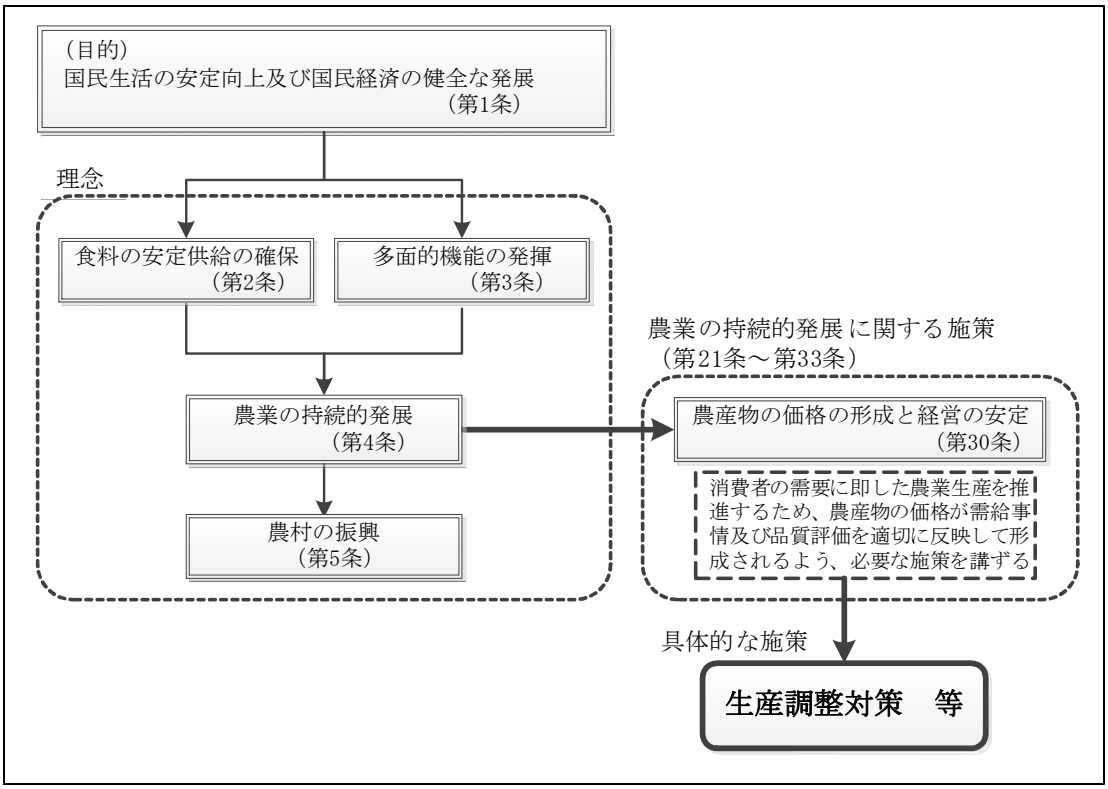

また、新基本法に掲げられた基本理念及び施策の基本方向を具体化し、それを的確に実施していくために、「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されて、おおむね5年ごとに所要の変更を行うこととなった。そして、12年度の基本計画（平成12年3月閣議決定）によれば、「農業の持続的発展」の上位の理念に位置付けられている「食料の安定供給の確保」については、「食料の安定供給の確保は、消費者が良質な食料を合理的な価格で安定的に得られるようにすることを意味するものであり、消費者ニーズにこたえ得る農産物を提供していくことが農業生産の基本である。」などとされていた。

イ　農林水産省における生産調整対策に係る事後評価の状況

前記生産調整対策の新基本法における位置付け等を踏まえると、16年度以降の生産調整対策については、消費者の需要に即した米の生産が行われているか、米価が需給事情及び品質評価を適切に反映した価格になっているかなどについての評価が行われることが重要と考えられる。

そこで、農林水産省における生産調整対策に係る評価の考え方及び事後評価の実施状況についてみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 農林水産省における生産調整対策に係る評価の考え方

米価に対する評価について、農林水産省の見解を聴取したところ、同省は、生産調整対策を評価する指標として価格を設定することは困難であるとしており、その理由は、米価は需給動向等を踏まえて民間取引の中で決定されるものであることから、行政が適切な米価を設定することは適切ではなく、適切な米価の水準を設定することも困難であるとしている。

農林水産省は、生産調整対策の基本的な考え方は、主食用米の需要が減少傾向にあり潜在的に生産力が過剰な構造となっている中で、需要に応じた主食用米の生産を進めることであるとしていることから、生産調整対策は、需要に応じた主食用米の生産が行われたか、すなわち毎年度の主食用米の生産量が生産数量目標を達成したかを確認することにより評価できるとしている。

また、農林水産省は、前記のとおり、改正食糧法に基づき、米穀の需給及び価格の安定を図るため、毎年、基本指針を定めることとしている。基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴取し、当年6月末の民間在庫数量、当年度の主食用米等の生産量（当年度10月15日現在の予想収穫量。以下同じ。）及び翌年度の需要見通しを踏まえて、翌年度の生産数量目標を算定している。そして、上記のとおり、生産調整対策の基本的な考え方は、需要に応じた主食用米の生産を進めることであるとしていることから、豊凶変動の影響はあるものの、毎年度の生産調整対策の効果は、当年度の主食用米等の生産量に反映されることになるとしている。

以上のことから、農林水産省における生産調整対策に係る評価の考え方によると、生産調整対策は生産数量目標を達成したかにより評価され、また、翌年度の生産数量目標の算定の際には、当年度の生産調整対策の効果が反映された当年度の主食用米等の生産量が活用されるというサイクルが毎年繰り返されることになる。

(ｲ) 農林水産省における生産調整対策に係る事後評価の実施状況

農林水産省は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、基本計画等を踏まえて政策分野及び目標を設定し、政策評価を実施している。そこで、16年度から26年度までの間を対象に同省が実施した生産調整対策に係る事後評価について、12、17、22各年度の基本計画（計画期間は、それぞれ12年度から16年度まで、17年度から21年度まで、22年度から26年度まで

となっている。）の別に、政策評価を中心として、生産調整対策に係る事後評価の実施状況をみると、次のとおりとなっていた（別表7参照）。

a　16年度の事後評価の実施状況

16年度における生産調整対策は、12年度の基本計画等を踏まえて設定された政策分野のうち、米の需給政策分野の施策の一つとして位置付けられており、米の安定供給が図られたかについて評価することを意図した評価指標により評価が行われ、目標を達成したと評価されていた。

農林水産省は、生産調整対策については、政策評価のほか、国段階及び都道府県段階における生産数量目標の達成状況を確認することにより評価したとしているが、16年度において国段階の生産数量目標の達成に至っていなかったことについての直接の評価や所見は明示されておらず、また、評価結果がどのように活用されたのかが必ずしも明らかではなかった。

b　17年度から21年度までの事後評価の実施状況

17年度から21年度までの間における生産調整対策は、図表33のとおり、17年度の基本計画を踏まえて設定された政策分野のうち、主要食糧の需給の安定を図るとともに、食品産業の健全な発展を図り、食料の安定供給を確保することを目標とする「主要食糧の需給の安定の確保」のための施策の一つとして位置付けられていた。

そして、生産調整対策については、農業者及び農業者団体が主体的に地域の販売戦略により需要に応じた米の生産を行っているかなどを評価することを意図した評価指標により評価が行われ、いずれの年度も「所期の目標は達成している」又は「おおむね有効」と評価されていた。

図表33　平成17年度から21年度までの政策分野等

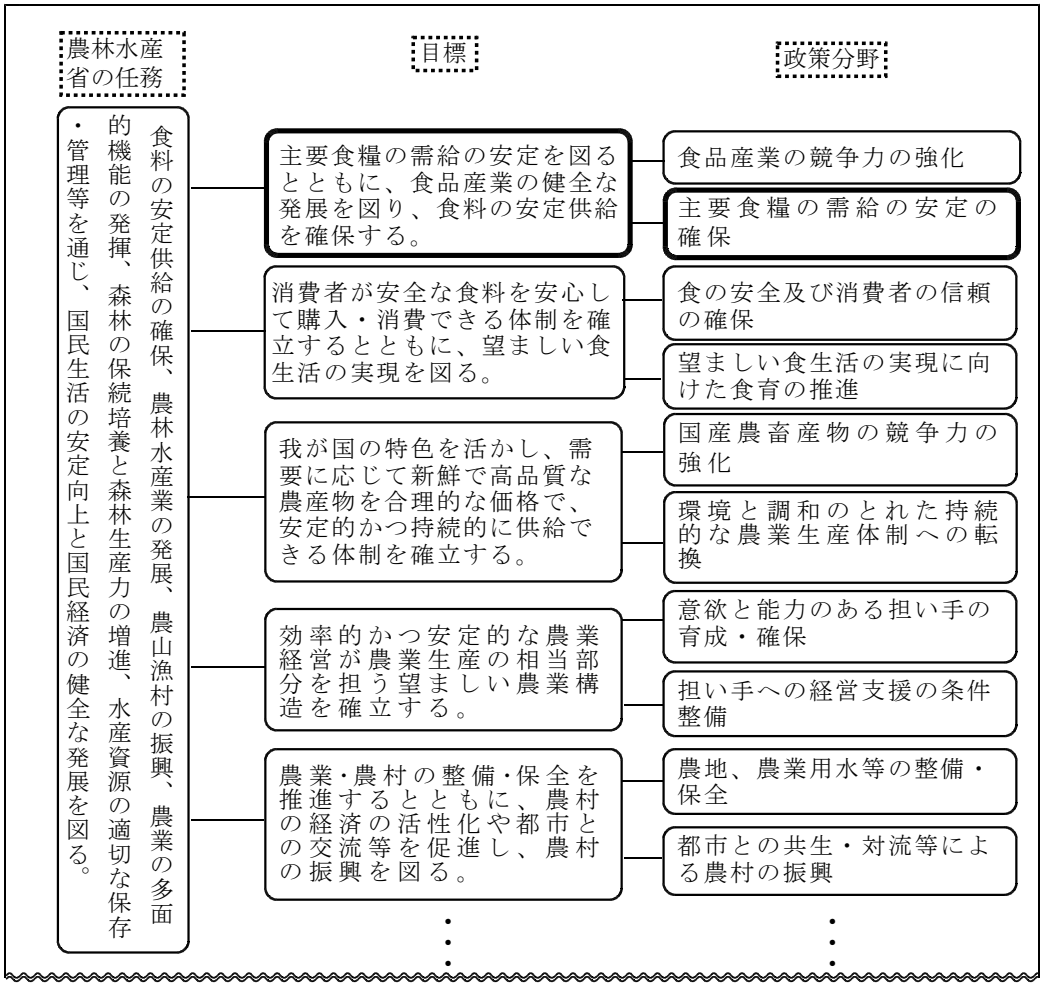

ただし、18年度の政策評価においては、改善・見直しの方向性として、市町村段階で一律的な配分を採用している市町村の割合がいまだ高く、地域の創意工夫を凝らした配分要素の設定をしている市町村の割合が低いこと、ＪＡ等による地域レベルでの農業者への情報提供の内容について、産地ごとの米の販売価格、販売数量及び販売先情報等、農業者の米づくりに資する内容への充実を図ることが重要であることなどが指摘されていた。また、19年度の政策評価においては、米価が大幅に下落したことを受けて実施された米緊急対策に関して、政策評価会委員からは、これまで生産調整に協力してきた生産者が、協力しないと意を翻すなど、生産者の生産調整への意識に影響を与えていることなどが指摘されていた。

このようなことから、農林水産省は、20年度の政策評価において、計画書の提出状況を評価指標とするなど生産調整対策の実効性の確保について評価する

ことを意図した評価指標に変更することとし、これらの評価指標による評価結果については、20、21両年度とも実効性が確保されていたとしていた。しかし、20、21両年度における主食用水稲の作付面積が生産数量目標面積換算値を超過した面積は19年度よりも縮小していたものの、主食用米の生産量は生産数量目標を上回っていた。

また、農林水産省は、21年度は、これまでの大豆、麦等の生産と併せて、水田で米粉用米や飼料用米の生産を本格的に開始する「水田フル活用への転換元年」として位置付けられたとしており、21年度の政策評価においては、「主要食糧の需給の安定の確保」の評価指標の一つとして「米穀の新用途への利用の促進」を新たに設定し、当該指標の具体的数値である新規需要米（米粉・飼料用米）の作付面積は前年度より拡大していると評価していた。

なお、生産調整対策については、17年度から21年度までの間においても、国段階及び都道府県段階における生産数量目標の達成状況を確認することにより評価したとしているが、いずれの年度においても、国段階の生産数量目標の達成に至っていなかったことについての直接の評価や所見は明示されておらず、また、評価結果がどのように活用されたのかが必ずしも明らかではなかった。

c　22年度から26年度までの事後評価の実施状況

22年度から26年度までの間における政策評価においては、図表34のとおり、新基本法の理念に対応した「食料の安定供給の確保」や「農業の持続的な発展」が中目標として掲げられていたが、これらの中目標に係る政策分野の評価において、16年度から21年度までの間における政策評価において設定されていた「米の需給政策」、「主要食糧の需給の安定の確保」といった米政策に重点を置いた政策分野及びこれに係る評価指標は設定されていなかった。

なお、農林水産省は、21年度の政策評価において評価指標の一つとして設定していた「米穀の新用途への利用の促進」という面からみると、新規需要米（米粉・飼料用米）の作付面積は、20年度の約2,000haから27年度の約84,000haまで拡大しているとしている。また、同省は、25年2月以降、生産調整対策について検証を進める中で、米については、麦、大豆等と違い、十分な国境措置があり、諸外国との生産条件の格差から生ずる価格面での不利はないこと、全ての販売農家を対象とすることは農地流動化のペースを遅らせる面があること、

米の潜在的生産力が需要を上回っている状況にあることなどの政策的な課題があることから、前記のとおり米の直接支払交付金について経過期間を設けた上で廃止するとともに、飼料用米及び米粉用米の作付けに当たり従来の作付面積に応じた金額の交付から実際の収量に応じた金額の交付へ変更すること並びに麦及び大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実することを決定したとしている。

なお、生産調整対策については、22年度から26年度までの間においても、国段階及び都道府県段階における生産数量目標の達成状況を確認することにより評価したとしているが、いずれの年度においても、国段階の生産数量目標の達成に至っていなかったことについての直接の評価や所見は明示されておらず、また、評価結果がどのように活用されたのかが必ずしも明らかではなかった。

図表34　平成22年度から26年度までの政策分野等

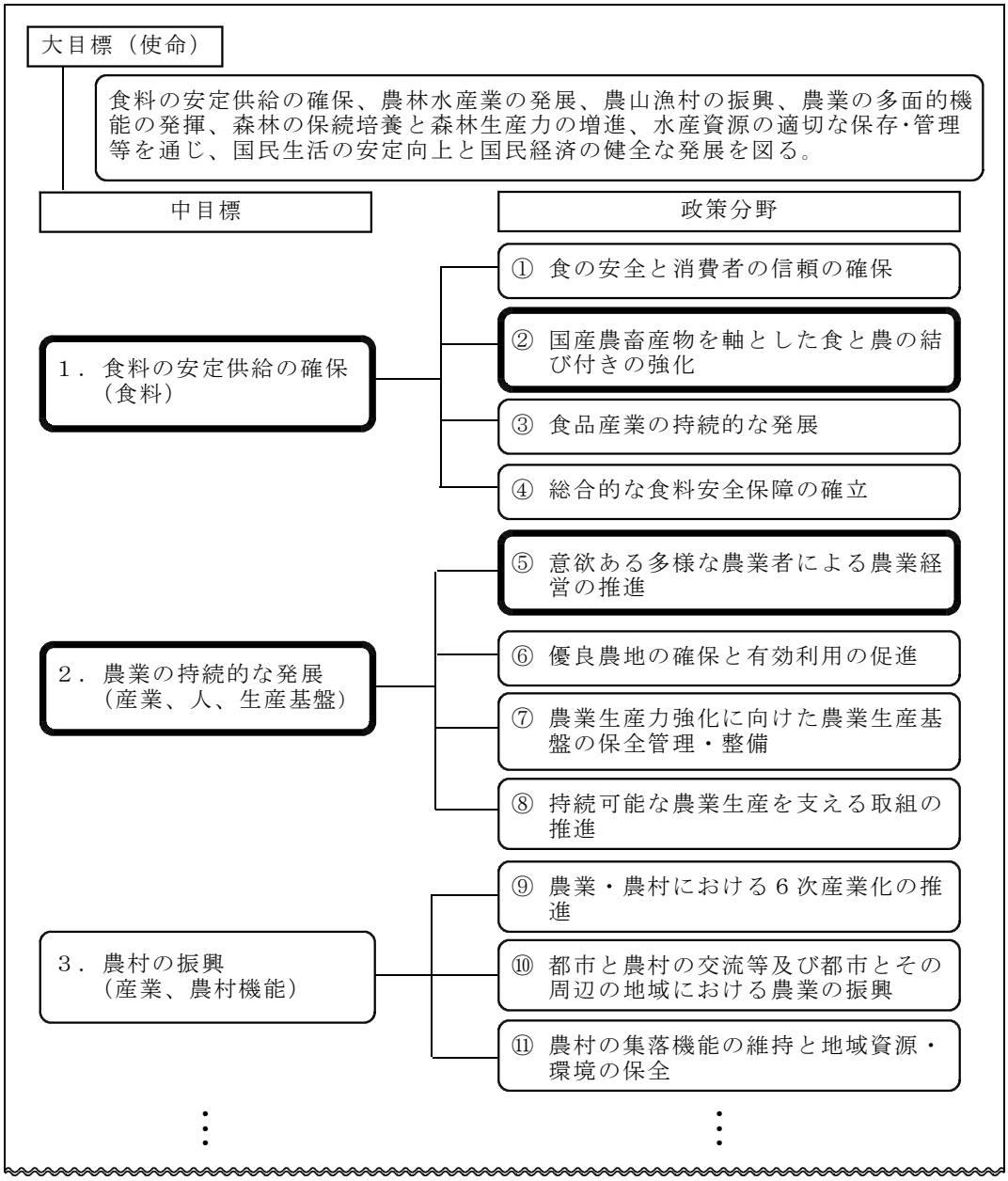

以上のとおり、農林水産省は、生産調整対策について、一部の年度を除き、政策評価の中で米政策に重点を置いた評価指標を設定して評価を行っていた。政策評価以外では、同省は、国段階及び都道府県段階の生産数量目標の達成状況を確認することにより評価した上で、その効果を翌年度の米の需給見通しや支援体系の定期的な見直しの検討に反映してきたとしているが、生産調整対策の直接の評価や所見は明示されていないことから成果目標や評価指標の設定内容が明らかではなく、また、評価結果がどのように活用されたのかが必ずしも明らかではなかった。

今後の米政策に係る事後評価については、これまで実施されてきた政策評価にお

ける評価指標の設定内容を踏まえるとともに、政策評価以外では生産調整対策の直接の評価等が明示されてこなかったことなどに鑑み、分かりやすい成果目標及び評価指標を設定するなどの工夫が望まれる。

(3) 生産調整対策による影響

ア　作付規模別の米の生産コスト及び単収の状況

26年度の米の生産コスト及び単収（10ａ当たりの収穫量）の状況について、水稲の作付規模別にみると、図表35のとおり、作付規模が大きいほど生産コストは低くなり、また、作付規模が1ha以上の経営体では1ha未満の経営体よりも単収が高くなる傾向が見受けられた。

図表35　作付規模別の生産コスト及び平均単収の状況（平成26年度）

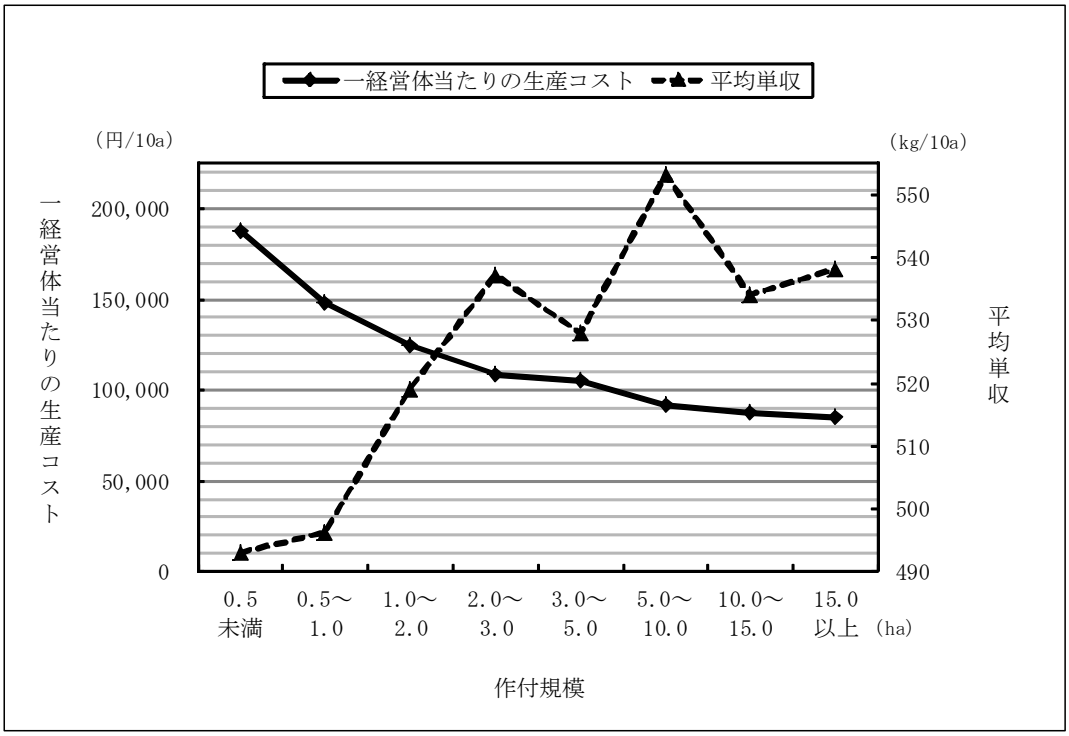

（注）「農産物生産費統計」（農林水産省）を基に作成

米の生産コストについては、15年度の政策評価における政策分野の一つとして設定された「米麦等の生産対策」において「過去最大規模の生産調整が実施されたことなどから、大規模層への作付けの集中や土地の流動化が進んでおらず、水田作付面積の大きい農業者の増加割合が鈍化した」との評価が行われていた。

そして、現在実施されている生産調整対策において、米の生産コストとの関係についてみると、特に、農業者に対する生産数量目標の配分が一律配分方式によって行われ、かつ、大規模農業者に生産数量目標を供出する農業者間調整が行われなか

った場合、農業者ごとに同一の比率で主食用水稲の作付面積が削減されることになるため、大規模農業者は作付規模を更に拡大できず、生産コストの削減を図ることができない。このような場合、生産調整対策には、作付規模の拡大による米の生産コストの低減に寄与しない側面があると考えられる。

一方、前記の農林水産業・地域の活力創造プラン及び日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）によれば、今後10年間で担い手の米の生産コストを現状（23年度時点）全国平均60kg当たり16,000円から4割削減することが目標として掲げられている。したがって、今後の米の生産調整対策の推進に当たっては、生産コストの低減との整合性も十分に考慮に入れることが肝要である。

なお、前記のとおり、農業者間調整が行われなかった場合には、米の生産コストの低減に寄与しない側面があると考えられる一方、農業者間調整が行われた場合には、主食用米の生産量の実質的な抑制に結び付いていない場合においても当該農業者に対して米の直接支払交付金が交付されることになる。

イ　需給ギャップと米価の関係

一般的には、主食用米等の供給量が需要量を上回ると米価は下落すると考えられている。

そこで、主食用米等の供給量と需要量の開差数量（以下「需給ギャップ」という。）の需要量に対する割合と60kg当たりの全国の平均米価との関係について、18年度から25年度までの状況をみると、図表36のとおり、25年度までは需給ギャップの需要量に対する割合が大きいほど平均米価が下がる傾向があるなど需給ギャップと平均米価との間に関連性が見受けられた。ただし、26年度については、供給量が需要量を下回ったにもかかわらず、同年度の平均米価は、供給量が需要量を上回った年度（19、21、22、23、25各年度）の平均米価よりも低くなっていた。

このことから、米価は、需給ギャップと一定の関連性があると考えられるものの、需給ギャップ以外の影響も大きく受ける場合があることがうかがえる。農林水産省は、需給ギャップ以外の影響として、例えば、農業者が米を出荷する際にＪＡ等の集荷業者が農業者に支払う概算金等の影響を受けることがあるとしている。

図表36　需給ギャップの需要量に対する割合と平均米価の関係（平成18年度～26年度）

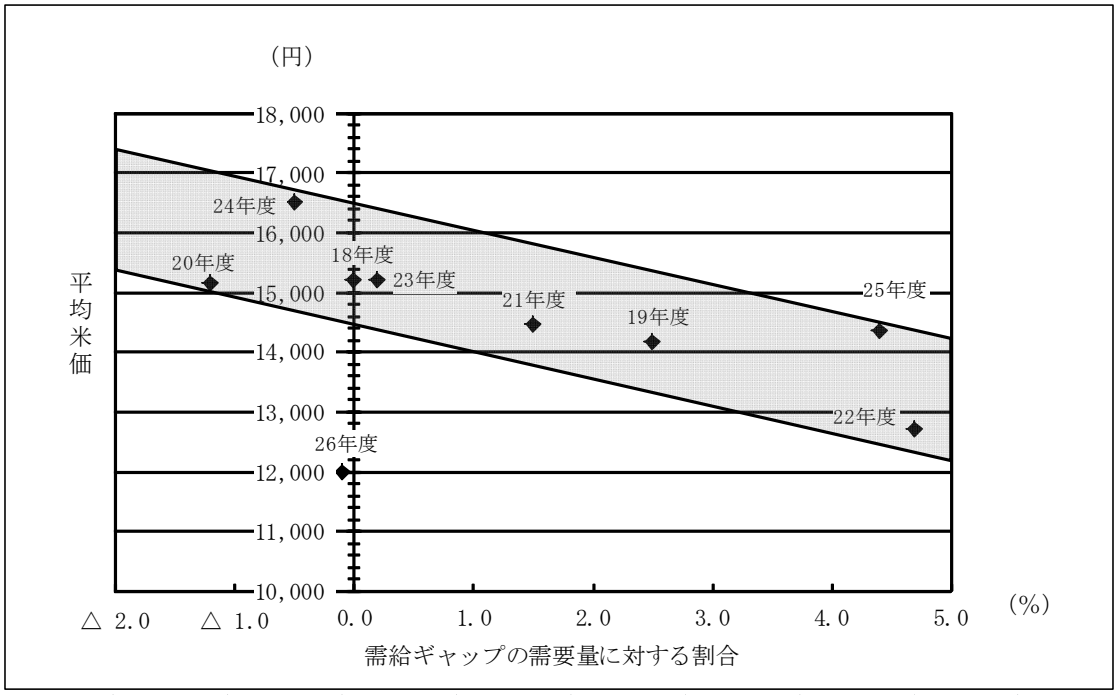

注(1)　「米をめぐる関係資料」（農林水産省）の「米の相対取引価格の月別全銘柄平均の推移」及び「主食用等の生産量と需要量及び民間在庫の推移」を基に作成
注(2)　需給ギャップの算出に当たり、「供給量」は、当年度に生産された生産量及び当年6月末民間流通在庫量から翌年6月末民間流通在庫量を減じた数量を、「需要量」は、当年7月から翌年6月までの需要実績を、「平均米価」は、当年度に生産された米の出回りから翌年10月までの通年平均を、それぞれ用いている。
注(3)　需給ギャップの需要量に対する割合が0%を超えている年度が供給量が需要量を上回っていることを示している。
注(4)　網掛けした部分は、平成18年度から25年度までの需給ギャップの需要量に対する割合と平均米価が含まれる範囲を示している。

ウ　転作作物に係る農業者収入の状況

農業者が農作物の生産を行った場合の収入（以下「農業者収入」という。）は、主に交付金による収入と生産物の販売収入とに分けられる。そして、交付金による収入のうち生産調整対策に係る交付金についてみると、農業者が麦又は大豆への転作を行った場合における10a当たりの交付金の交付単価は、通常の単価（以下「基本単価」という。）、とも補償(注15)による単価（以下「とも補償単価」という。）、加算措置が適用された場合の単価（以下「加算単価」という。また、基本単価、とも補償単価及び加算単価を合わせて「全体単価」という。）に分けられる。一定の条件の下で、これらの交付単価について昭和44年度から平成26年度までの推移をみると、図表37のとおり、年度によって大きく増減を繰り返していた。特に、基本単価及び加算単価は、昭和51年度から53年度までにかけて大きく増加していた一方で、56年度から平成8年度までにかけては大きく減少していた。また、10年度は、とも補償が

導入されて、全体単価も増加することとなったが、16年度以降は、とも補償が廃止されたことに伴い、全体単価も減少することとなった。そして、戸別所得補償モデル対策が実施された22年度以降は基本単価のみの35,000円となっている。

（注15）　とも補償　全国農業協同組合連合会が、農業者の拠出と国の助成により資金（全国とも補償資金）を造成し、当該資金から米の生産調整を実施した農業者に対して、補償金を交付する事業。農業者から拠出された拠出金額は、平成10、11両年度は10ａ当たり3,000円、12年度から15年度までの間は同4,000円となっていた。

図表37　麦又は大豆への転作を行った場合の交付金等の交付単価の推移（昭和44年度～平成26年度）

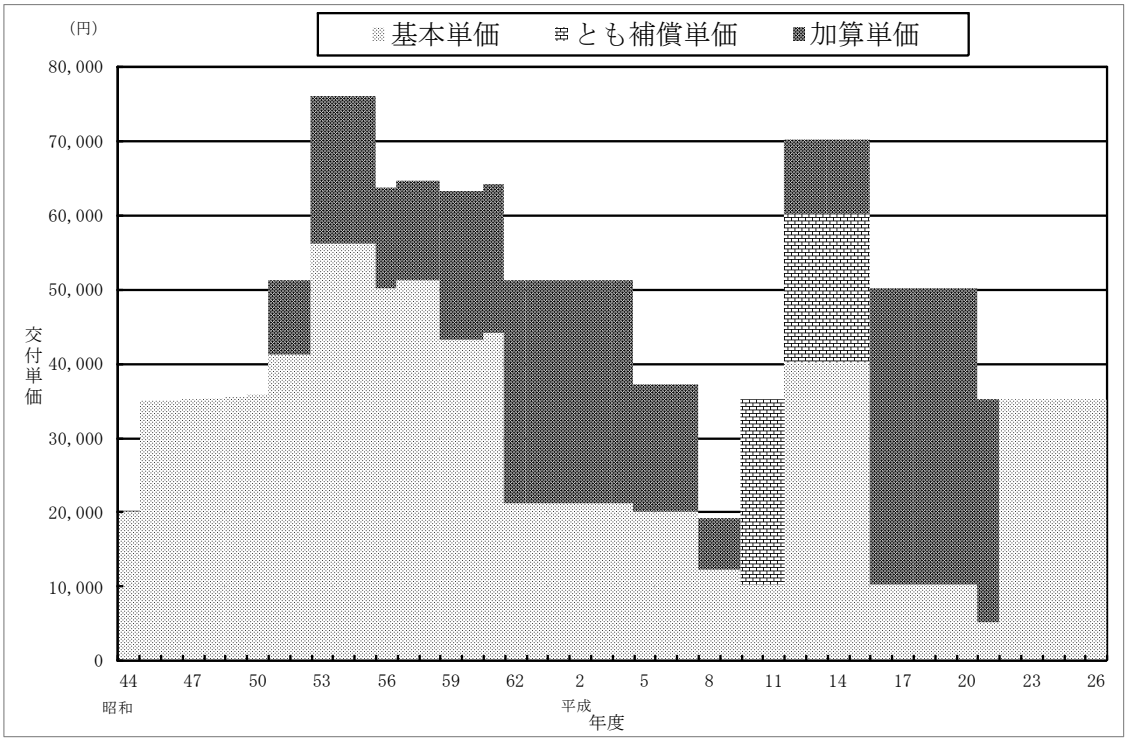

注(1) 年度別の交付単価の詳細は、別表8を参照
注(2) 昭和45年度から平成4年度までの間の基本単価は交付対象水田の基準収穫量により異なるが、当該年度の平年収量（その年の気象の推移や被害の発生状況などを平年並みとみなすなどして、実収量のすう勢を基にして作成されたその年に予想される10ａ当たりの収量）を基に算出した。
注(3) 年度によって加算措置には複数の項目があるが、上限となる加算単価（複数交付可の場合は複数の項目を合算したもの）を基に算出した。
注(4) 5年度から11年度までの間の基本単価は、水田営農確立助成等の単価を基に算出した。
注(5) 16年度から21年度までの間の基本単価は地域協議会ごとに異なるが、ここでは国から都道府県協議会に対して交付される交付単価とした。

また、検査の対象とした前記の160地域協議会ごとに、25年度における水田活用の直接支払交付金の交付対象面積が大きかった順に上位20名の農業者を上限として、麦については計1,407人、大豆については計1,501人を抽出して、それぞれ農業者ごとの10ａ当たりの販売金額（以下「単位販売金額」という。）を算出したところ、

図表38のとおり、農業者ごとで大きく異なっていた。また、単位販売金額と水田活用の直接支払交付金の全体単価とを比較すると、麦で9割超、大豆で8割超の農業者において単位販売金額が全体単価の35,000円を下回っていた。水田活用の直接支払交付金については、水田において麦、大豆等の作物を生産した場合に、主食用米を生産した場合との所得差が生じないようにすることを基本として面積当たりの単価を設定しており、大部分の農業者においては、交付金による収入が転作作物の麦又は大豆に係る農業者収入において大きな割合を占めており、転作に係る交付金は、農業者による転作の実施に大きな影響を与えていたと考えられる。

図表38　農業者ごとの麦及び大豆の単位販売金額（平成25年度）

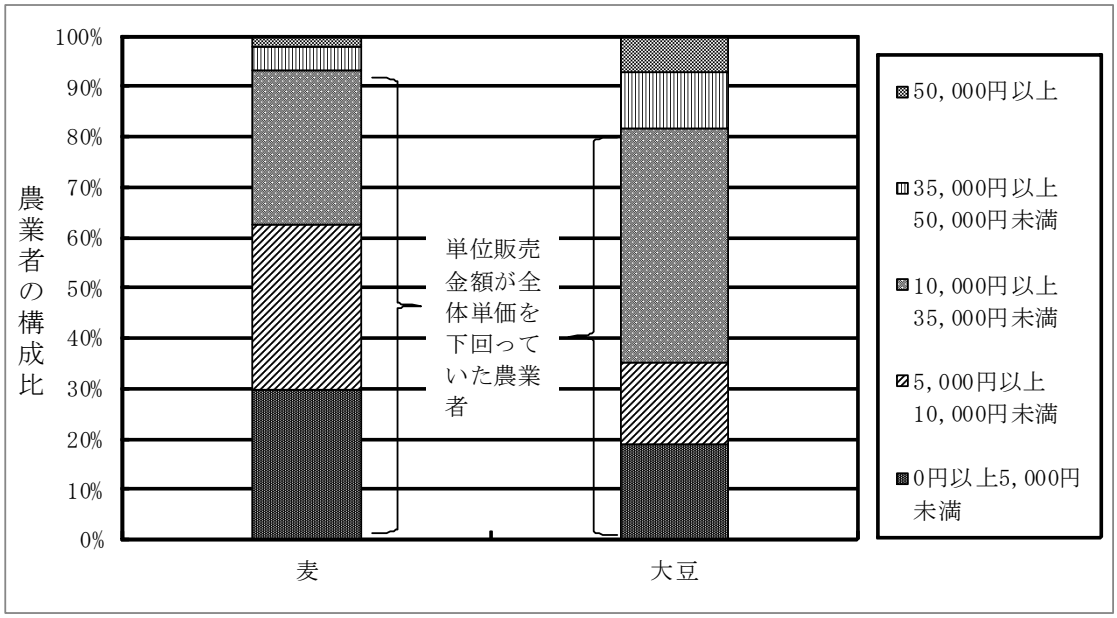

エ　水田の活用状況

生産調整対策の実施を通じて、水田において主食用米から麦、大豆、飼料作物等の作物への転換が進められている。水田における転作等の状況についてみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 国全体における転作の状況

生産調整対策が開始された昭和44年度以降における主食用米（平成19年度以前は主食用以外の米を含む。）(注16)以外の作物への転作の状況をみると、図表39-1及び図表39-2のとおり、昭和53年度に転作面積が急増（52年度比178.2%）していた。同年度には、水田総合利用対策から水田利用再編対策になり、生産調整対策に係る交付金等の交付額が前年度の約2.8倍に増加していた。その後、転作面積は57年度まで増加した後、58年度から60年度にかけて減少していたが、これらの動きは

交付金等の交付額の増減に連動していた。

62年度は、水田利用再編対策から水田農業確立対策になり、交付金等の交付額が前年度の約8割に減少していたものの、転作面積は、一旦増加し、平成元年から6年度までの間は減少し続けていたが、これらの動きは交付金等の交付額の大きさに連動していた。

7年度からは、転作面積及び交付金等の交付額ともに再び増加に転じ、10年度は、新生産調整推進対策から緊急生産調整推進対策になり、交付金等の交付額が前年度の約15%減となっていたものの、転作面積は増加していた。なお、前記のとおり、10年度は、とも補償が導入された時期でもあった。

12年度から15年度までは、転作面積が増加していたが、この時期も交付金等の交付額の増加と連動していた。

16年度以降は、一転して転作面積が減少し、その後横ばいとなり、水田農業経営確立対策から水田農業構造改革対策になり、交付金等の交付額が前年度の約7割に減少し、その後横ばいとなっていた。

26年度は、転作面積が前年度の約7%増となり、交付金等の交付額も前年度の約15%増となっていた。

（注16）　主食用以外の米　　稲発酵粗飼料用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米及び備蓄用米

以上のとおり、全体的な傾向として、転作面積と交付金等の交付額は、連動して増減が繰り返されていた。主食用米の需要は依然として減少傾向にあり、今後においても、転作の重要性が見込まれることから、転作に係る交付金等が転作の実施に効果的、効率的に結び付いているかなど、転作に係る交付金等の交付額の動向についても留意する必要があると考えられる。

図表39-1　転作面積等の推移（昭和44年度～平成26年度）

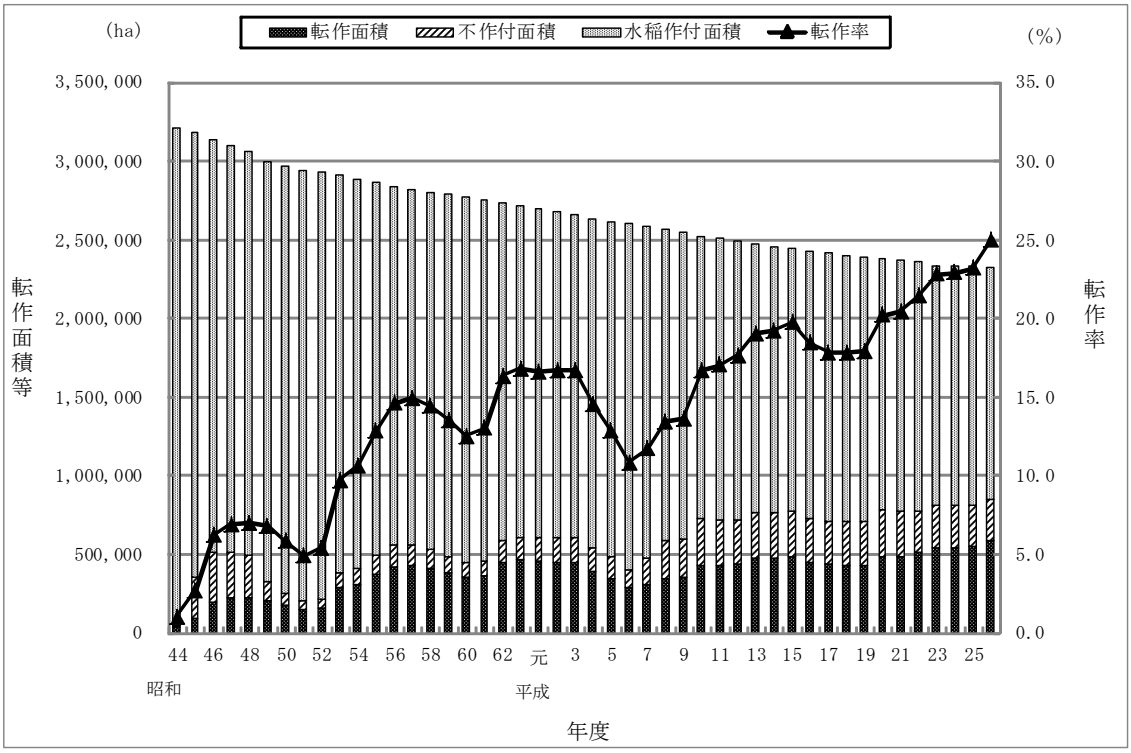

図表39-2　転作面積と交付金等の交付額の推移（昭和44年度～平成26年度）

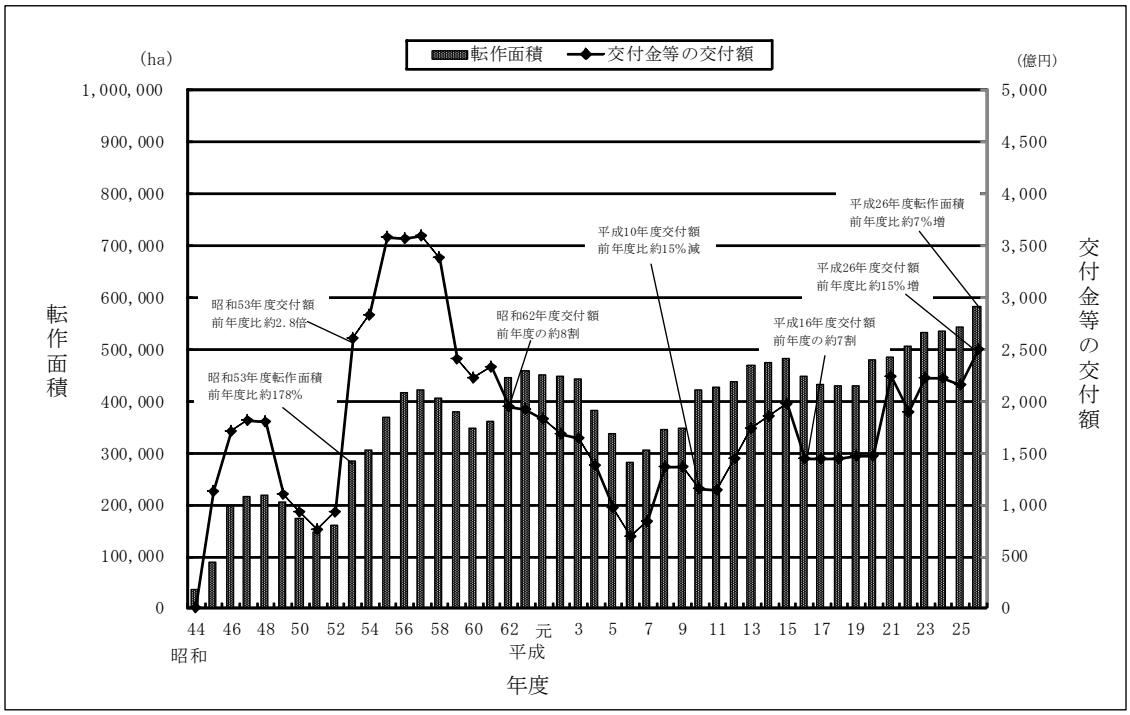

注(1) 年度別の転作面積及び交付額の詳細は、別表9を参照

注(2) 「夏期における田本地の利用状況」（農林水産省）を基に作成。同資料の「水稲以外の作物のみの作付田」を「転作面積」としており、平成19年度以前の「転作面積」には主食用以外の米への転作は含まれていない。20年度以降は、「米をめぐる関係資料」（同）を基に、「転作面積」に「加工用米」、「新規需要米」及び「備蓄米」の作付面積を含めるとともに、「水稲作付面積」からはこれらの作付面積を控除している。

注(3) 転作率は、「転作面積／（転作面積＋不作付面積＋水稲作付面積）」の式により算出している。

(ｲ) 都道府県別の米以外の作物への転作の状況

16年度から26年度までの間における都道府県別の米以外の作物への転作の状況について、水田面積に対する転作面積の割合（以下「転作率」という。）の推移をみると、図表40のとおり、毎年度、半数の都道府県が1割から2割までの間で推移していたが、各年度における転作率の最高値と最低値をみると、都道府県間で40ポイント前後の大きな差が生じていた。

図表40　都道府県別の米以外の作物への転作率の推移（平成16年度～26年度）

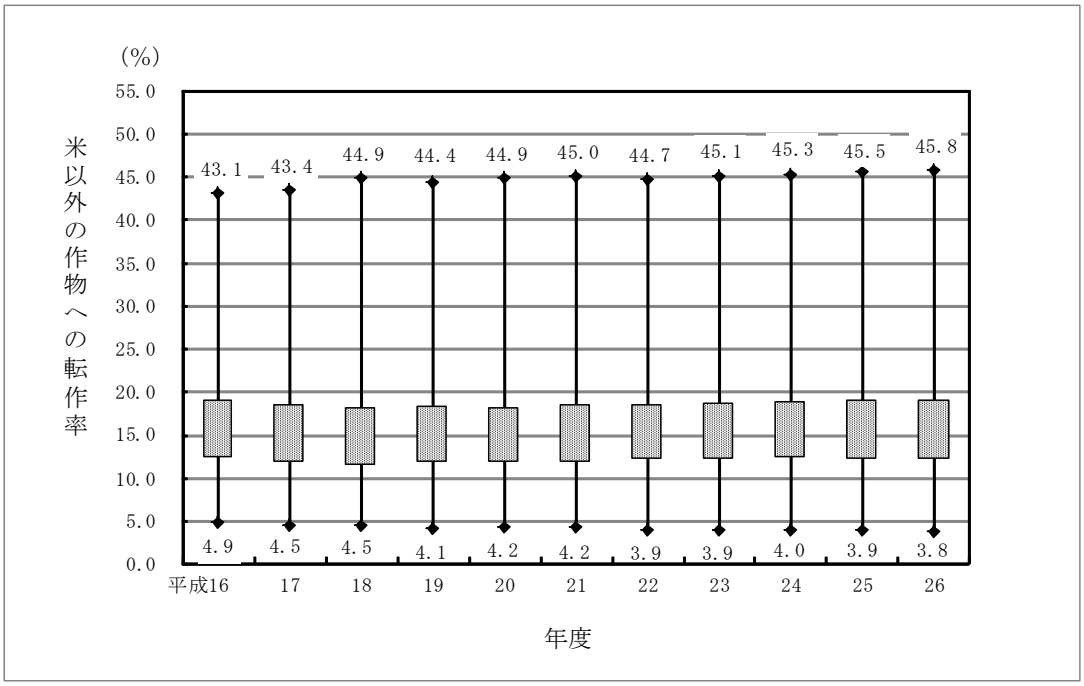

注(1) 都道府県別の転作率の詳細は、別表10を参照
注(2) 「夏期における田本地の利用状況」（農林水産省）を基に作成しており、転作率は同資料の「水稲以外の作物のみの作付田」を「田本地」で除して算出した。なお、「水稲以外の作物のみの作付田」には、飼料用米等の主食用以外の米の作付面積は含まれていない。
注(3) 最高値から箱の上端までが上位25%の都道府県、箱の上端から下端までが中位50%の都道府県、箱の下端から最低値までが下位25%の都道府県であり、それぞれが分布している範囲を示している。
注(4) 各年度の最高値は北海道、最低値は千葉県である。

(ｳ) 市町村別の転作の状況

検査の対象とした前記の160地域協議会のうち、作物別の転作率を把握できた地域協議会全体について、16年度から26年度までの各年度における全ての転作作物に係る作物別の転作率の推移をみたところ、図表41のとおり、麦、飼料作物、そば及び野菜については大きな変動はないものの、主食用以外の米については、22年度以降、著しい伸びが見受けられた。

図表41　全転作作物の作物別の転作率の推移（平成16年度～26年度）

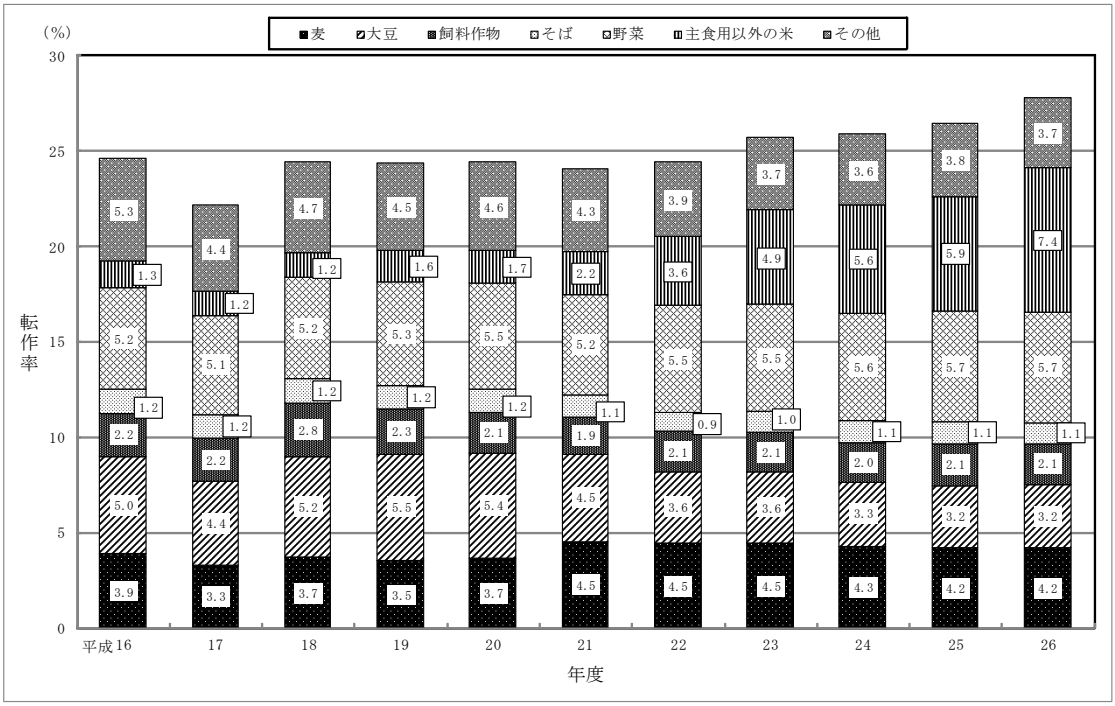

注(1) 転作率を把握できた地域協議会数は、年度ごとに異なっている。
注(2) 転作率は、地域協議会の水田台帳を基に、「各作物の作付面積（二毛作を除く。）／水田台帳上の水田面積」の式により算出している。

(ｴ) 経営規模別及び経営形態別の転作等の状況

検査の対象とした前記の160地域協議会全体の農業者について、経営規模別に26年度の転作率をみると、図表42のとおり、最も高いのは10ha以上の大規模農業者で39.1%、最も低いのは0.1ha以上0.5ha未満の農業者で17.4%となっており、0.1ha以上の農業者については、経営規模が大きいほど転作率が高くなる傾向がみられた。

また、同様に経営形態別にみると、図表43のとおり、転作率が最も高いのは法人の39.1%、次いで個人（認定農業者）の37.6%であり、最も低いのは個人（認定農業者以外）の19.7%となっていた。

さらに、二毛作を含めた場合の主食用水稲以外の作付面積の水田面積に対する割合（以下「作付率」という。）をみると、経営規模が大きいほど作付率が高くなる傾向がみられるとともに、経営形態別では集落営農及び法人の作付率が高くなっていた。

図表42　経営規模別の転作率等の状況（平成26年度）

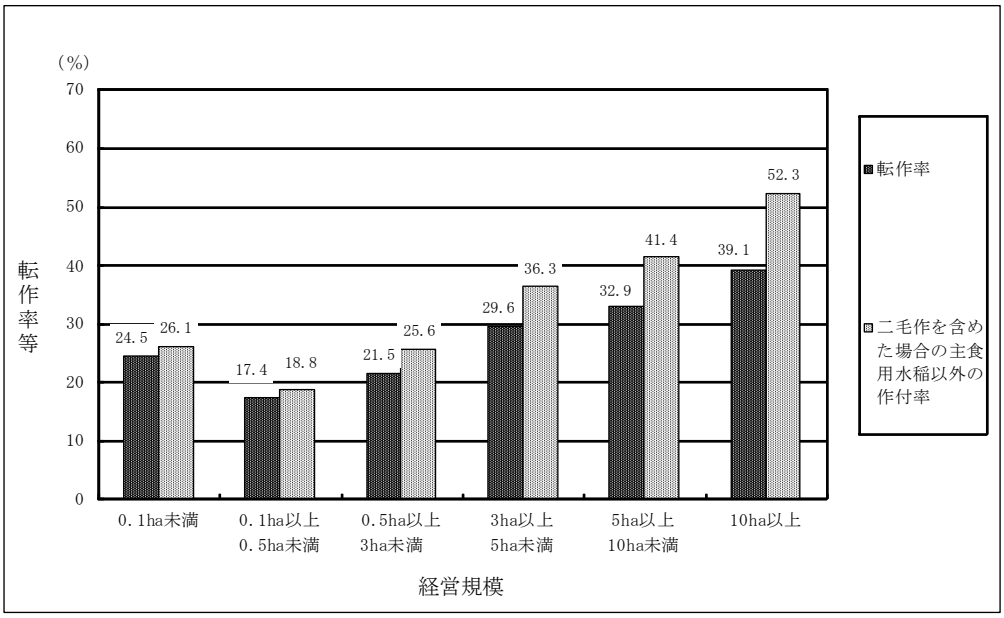

図表43　経営形態別の転作率等の状況（平成26年度）

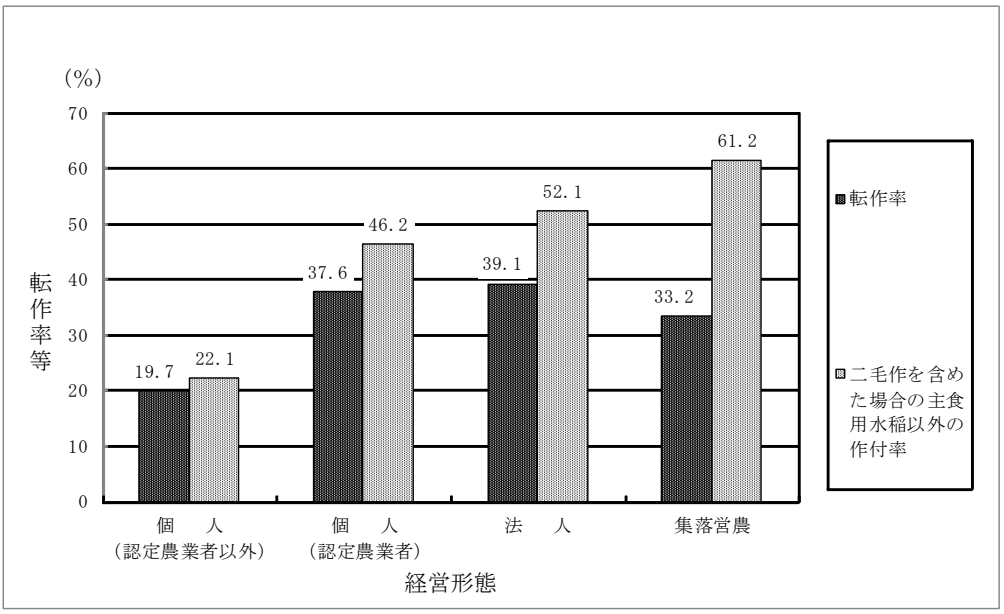

(ｵ) 非作付地等の状況

検査の対象とした前記の160地域協議会における26年度の水田台帳上の水田のうち、主食用水稲及び転作作物のいずれも作付けされていない水田（以下「非作付地」という。）について、地域協議会ごとの状況をみると、図表44のとおり、水田面積全体に占める非作付地の面積の割合は、0%から46.9%までとなっており、平均では14.9%となっていた。

図表44　非作付地の状況（平成26年度）

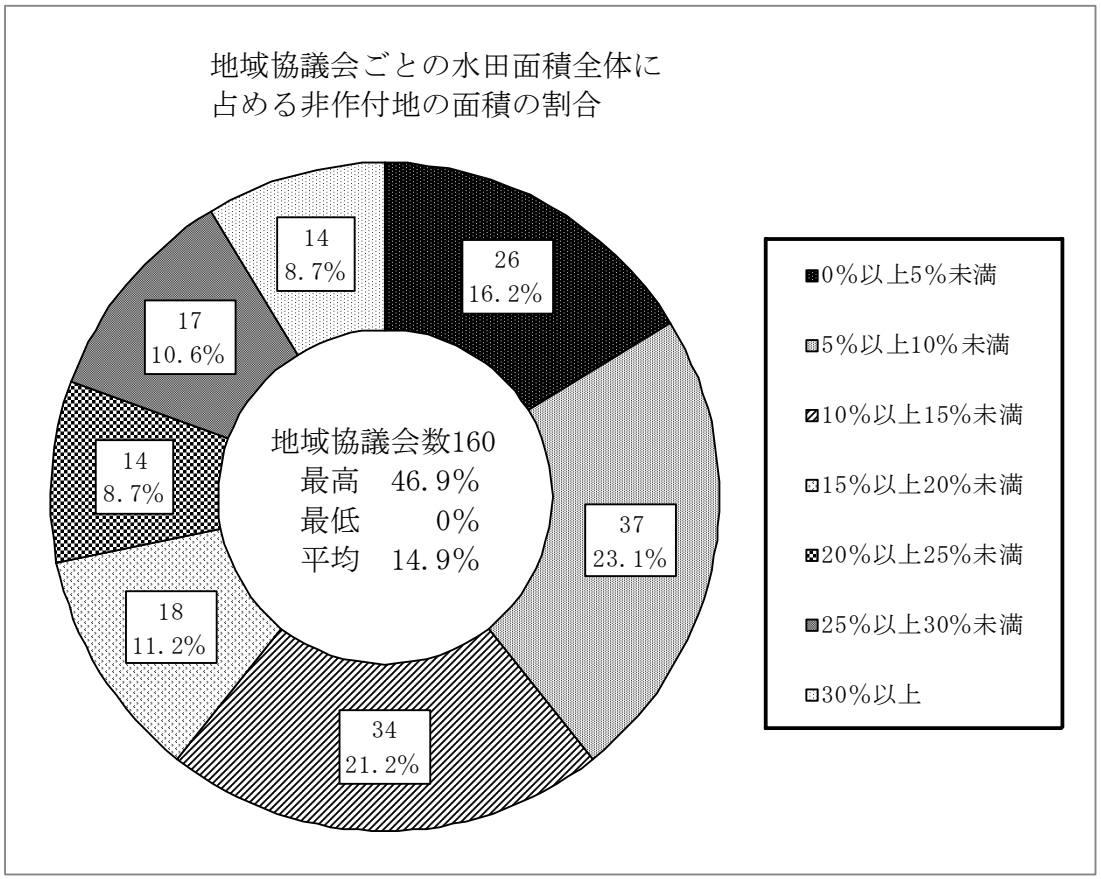

また、非作付地の中には荒廃化している水田があり、20年度から、農業委員会によって荒廃農地調査が実施されている。この調査結果を基に荒廃農地に該当していたり、林地や養魚池等に転換されていたりしていて、事実上、作物を作付けすることができない水田（以下「荒廃水田等」という。）について、地域協議会ごとの状況をみると、図表45のとおり、非作付地の面積全体に占める荒廃水田等の面積の割合は、0%から99.9%までとなっており、平均では21.1%となっていた。

図表45　荒廃水田等の状況（平成26年度）

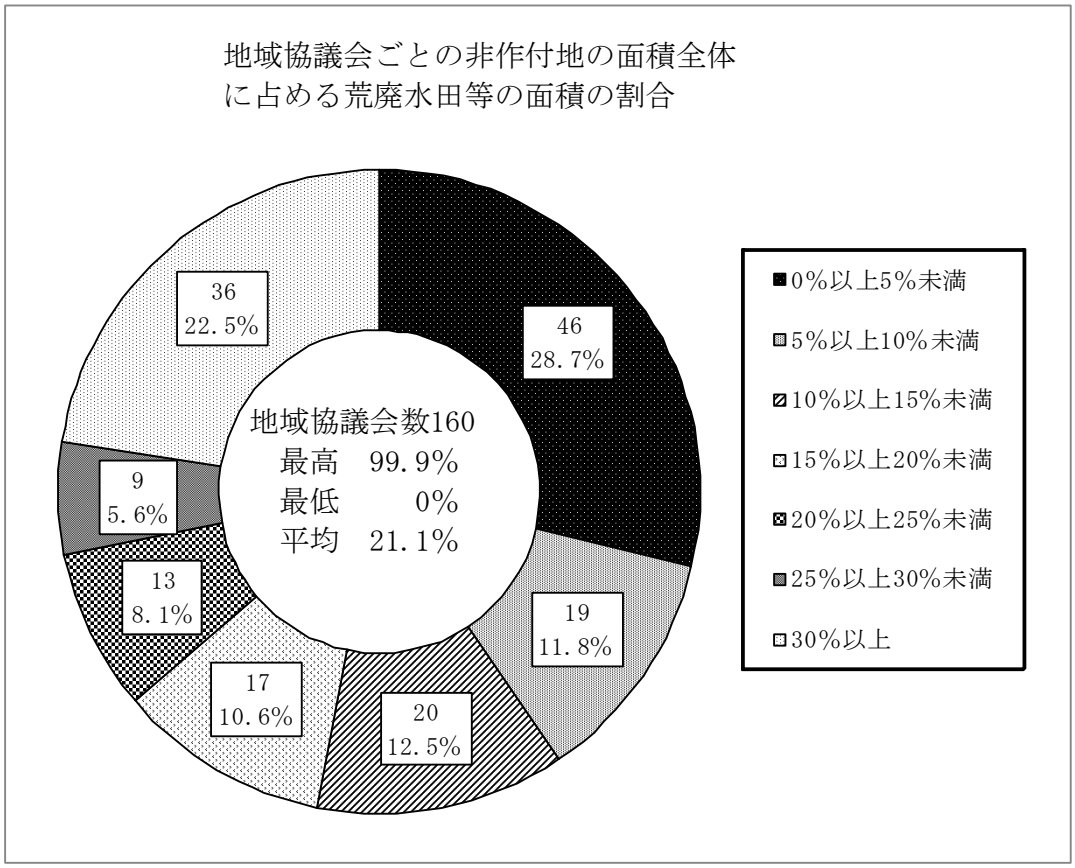

さらに、地域協議会ごとに転作率と水田面積全体に占める荒廃水田等の面積の割合を対比してみると、図表46のとおり、転作率が低い地域協議会の中には、荒廃水田等の面積の割合が高くなっている地域協議会も見受けられた。一般的に、荒廃農地等の発生は、農業者の高齢化や減少が主たる要因であると考えられるものの、一部の地域協議会においては、「米を作れないことが非作付地の拡大につながっている」との意見も見受けられた。

図表46　地域協議会ごとの転作率と水田面積全体に占める荒廃水田等の面積の割合の対比（平成26年度）

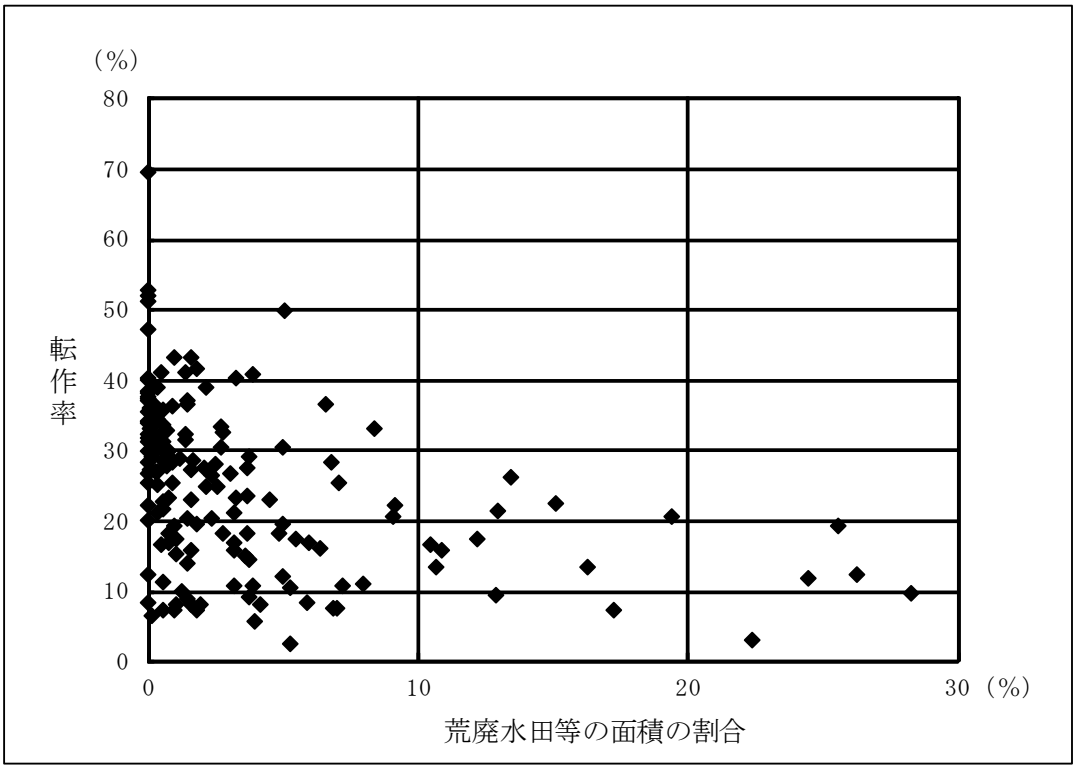

（注）地域協議会の水田台帳を基に、転作率は「転作面積／水田台帳上の水田面積」の式により、荒廃水田等の面積の割合は「荒廃水田等の面積／水田台帳上の水田面積」の式により、それぞれ算出している。

オ　生産調整対策のメリット及びデメリット

これまで実施されてきた生産調整対策のメリット及びデメリットについて、検査の対象とした前記の160地域協議会に聴取したところ、図表47のとおり、104地域協議会（160地域協議会の65.0%）が「米価が安定し、農業者の収入の安定につながっている」としたり、87地域協議会（同54.3%）が「転作が奨励されることで水田の有効活用につながっている」としたりするなど、多くの地域協議会において一定のメリットがあったと考えていた。一方、131地域協議会（同81.8%）が「制度が複雑で、頻繁に変更されたことが、農業者の不信感につながっている」としたり、72地域協議会（同45.0%）が「米を作れないことが非作付地の拡大につながっている」としたり、56地域協議会（同35.0%）が「米を作れないことで転作に適さない水田にも転作を行わざるを得ない」としたり、35地域協議会（同21.8%）が「出荷団体や農業者が主体的に判断する機会が失われてきた」としたりするなど、多くの地域協議会が一定のデメリットもあったと考えていた。

なお、農林水産省は、従来、麦や大豆等の米以外の転作作物の作付けに適さない

とされてきた産地においても、近年は、飼料用米が転作の選択肢として認識されるようになり、主食用以外の米を軸にした生産調整対策に取り組むことができるようになっているとしている。

図表47　生産調整対策のメリット及びデメリット（地域協議会に対する聴取結果）

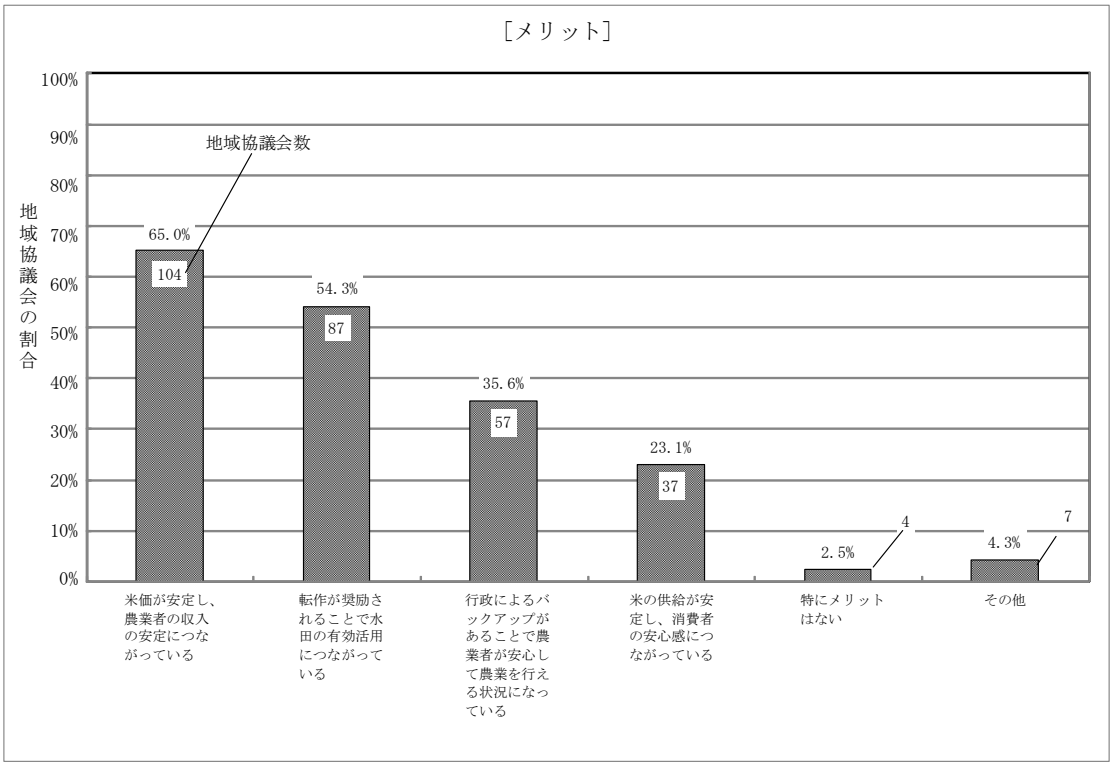

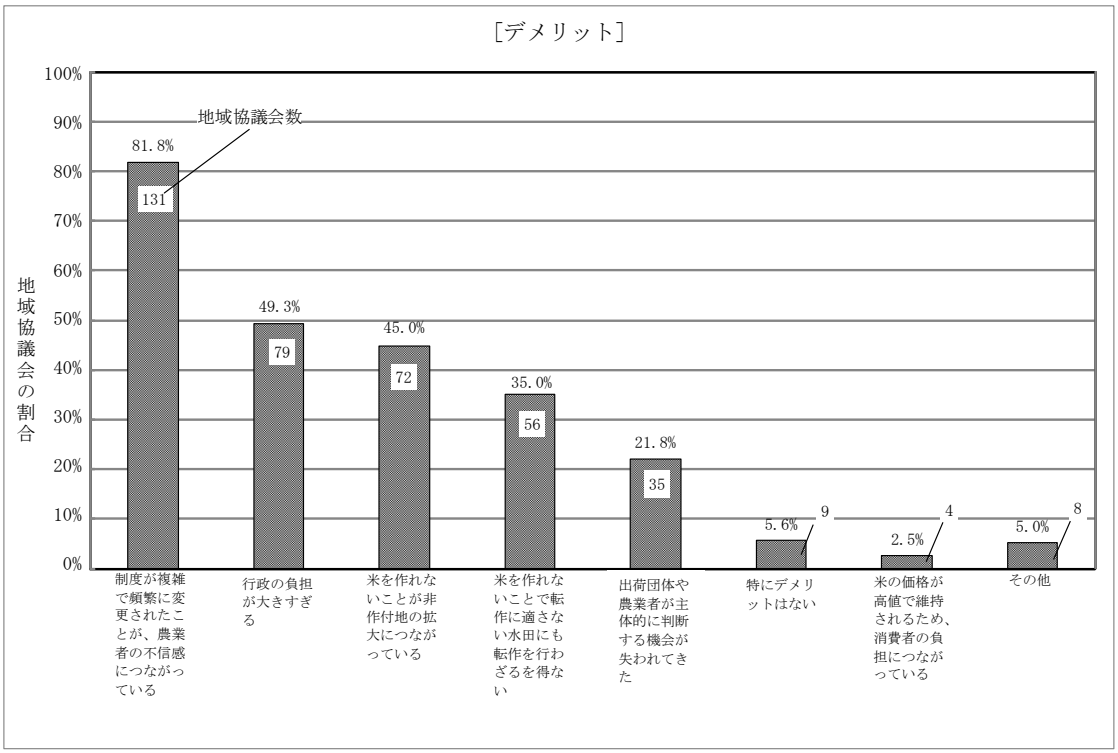

（注）複数回答のため、回答数の合計は地域協議会数より多い。

(4) 生産調整の見直しに向けた取組の状況等

農林水産省は、30年度を目途とした生産調整の見直しに向けての環境整備として、生産者や集荷業者・団体自らの経営判断や販売戦略による作付判断に資するよう、きめ細やかな情報を提供するなどの取組（以下「30年度に向けた取組」という。）を進めており、マンスリーレポートにおいて、米穀等に関する需給情報を毎月公表するなどしている。具体的には、26年4月から、産地別及び主要銘柄別の集荷、契約及び販売状況に関する情報並びに産地別の民間在庫量を公表し、同年12月から、飼料用米、麦及び大豆の需要情報を公表するなど、各生産者の経営判断等に資する需給情報の拡充を図っている。同省は、今後も必要に応じて、提供する情報を拡充したり、生産者にとってより理解しやすい内容・構成にする工夫を行ったりすることとしている。また、27年度においては、米の産地の自主的な生産の判断を促すために、生産数量目標を配分する際に前記の自主的取組参考値を付記して、幅を持った配分が行われるようにするとともに、各産地が他の産地の作付動向を参考にできるように、27年5月15日時点の飼料用米の中間的な取組状況を公表し、さらに、28年度においては、中間的な取組状況の公表対象に麦、大豆等を追加するなど、新たな30年度に向けた取組を行っている。

そこで、27年8月末時点における30年度に向けた取組の状況について、検査の対象とした前記の160地域協議会に聴取したところ、農林水産省が公表しているマンスリーレポートを活用したり、主食用米のブランド化を推進したりするなど具体的な取組を進めている地域協議会がある一方で、30年度以降の具体的な方向性が示されていないなどの理由により、30年度に向けた取組を意識的には行っていない地域協議会も多く見受けられるなど、地域協議会ごとにその取組状況は区々となっていた。また、マンスリーレポートを活用していなかった地域協議会にその理由を聴取したところ、具体的な活用方法が分からないとしたり、マンスリーレポートの存在自体を知らないとしたりしている地域協議会もあった。

また、行政による生産数量目標の配分に頼らずに需要に応じた米の生産を行うために、今後どのようなことが重要になると考えるかについて聴取したところ、図表48のとおり、110地域協議会（160地域協議会の68.7％）が「農業者のより高度な経営判断」とし、66地域協議会（同41.2％）が「行政による具体的な実施方法の説明」とするなどしていて、農業者等のより高度な経営判断が求められるとする一方で、行政による説明や情報提供を求めている状況が見受けられた。

図表48　今後重要となると考えられる事項（地域協議会に対する聴取結果）

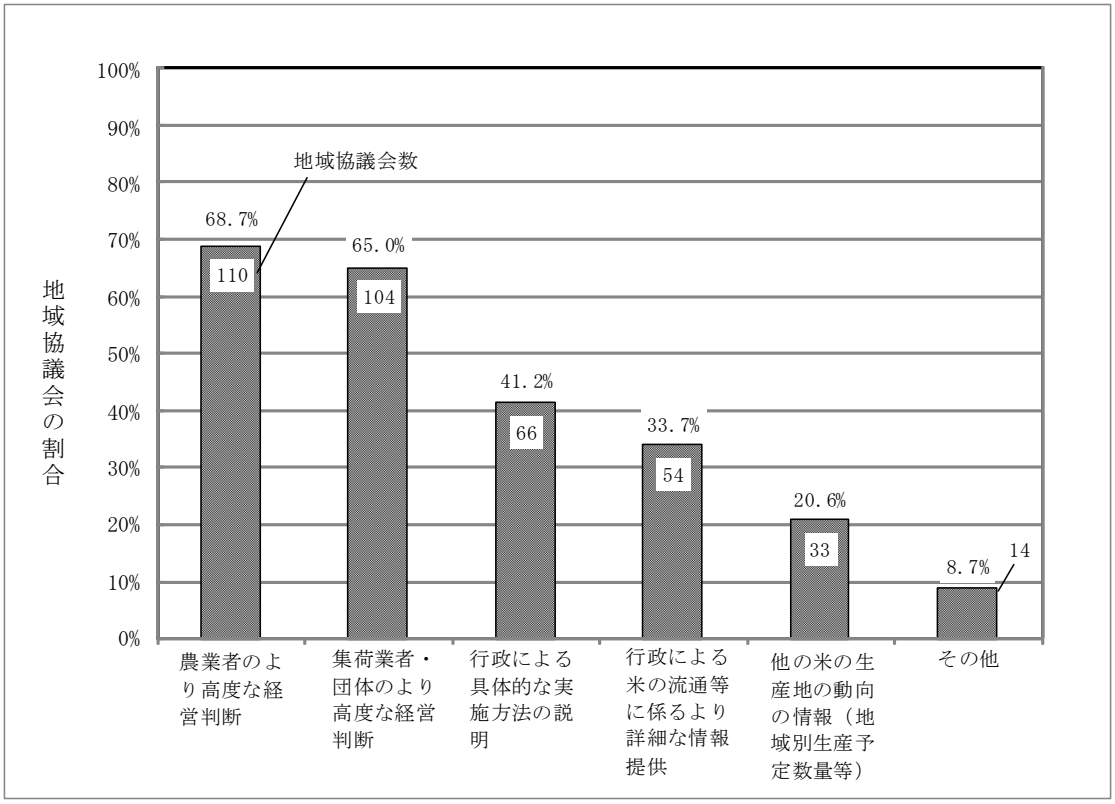

（注）複数回答のため、回答数の合計は地域協議会数よりも多い。

以上のとおり、農林水産省は、30年度に向けた取組を進めているところであるが、地域協議会等における上記の取組状況等を踏まえてマンスリーレポートの活用方法について具体的に示すなどの取組を行っていくことが肝要である。

4　所見

(1) 検査の状況の概要

米の生産調整対策は、その内容を変えながら45年以上にわたり実施され、昭和44年度から平成26年度までの間に実施された計15の生産調整対策に対して計約9兆0576億円もの交付金等が投入されてきている。そして、16年度以降は、米政策改革大綱等により、農業者主役の需給調整システムの構築に向けた改革が行われてきており、当該農業者主役の需給調整システムについては、19年度に一旦は移行したものの、20年度以降は、再び行政が強力に指導していく体制に改められたことなどにより、現在まで完全な移行には至っていない。

25年12月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、米政策は、需要に応じた米の生産を推進するために、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗情報及び在庫情報の提供等の環境整備を進めることなどとされ、30年度を目途に、行政に

よる生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した生産調整の見直しを含む米政策の改革が進められている。

このような状況の中で、これまで実施されてきた生産調整対策の内容、成果、課題等を分析して検証することは、今後の改革の着実な実施に向けて有益であると考えられる。

そこで、会計検査院は、生産調整対策は関係法令等の趣旨に沿って適切に行われていたか、生産調整目標の達成状況はどのようになっていたか、生産調整対策に係る事後評価は適切に行われてきたか、生産調整対策の実施により米の生産コストや転作等の水田活用状況等にどのような影響が生じていたか、生産調整の見直しに向けてどのような取組が行われているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア　生産調整対策の実施状況

(ｱ) 生産調整目標の達成状況

国段階における生産調整目標は、食管法施行期においてはおおむね達成されていたが、食糧法施行期においては達成と不達成が繰り返されており、改正食糧法施行期においては26年度まで達成されていなかった。

都道府県段階及び市町村段階においては、16年度から26年度までの間は、達成都道府県の割合が最大で約6割、達成市町村の割合が22年度以降約7割にとどまっていた。また、都道府県別の主食用水稲の作付面積と生産数量目標面積換算値とのかい離面積や市町村別の対目標作付率は、毎年度、都道府県間及び市町村間で大きな開差が生じていた。

地域協議会においては、22年度から26年度までの間は、達成者率が100％となっていた地域協議会が毎年度2割程度あった一方で、10％未満となっていた地域協議会が約4％から約8％までの間で推移しており、地域協議会間で達成状況に大きな差が生じていた（19～32ページ参照）。

(ｲ) 生産数量目標の配分等の実施状況

生産数量目標の配分方法は、地域の裁量に委ねられており、都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていた。

一方、生産数量目標は、米の直接支払交付金の交付判定にも用いられていて、

その配分方法が都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていることにより、農業者ごとの生産数量目標の配分率に高低が生ずる場合には、水田面積の規模が同じ農業者であっても、主食用水稲を作付けすることができる面積に差が生じ、米の直接支払交付金の交付額にも差が生ずることになる（32～40ページ参照）。

(ｳ) 生産数量目標の達成又は不達成の判定方法等

個々の農業者に係る農業者間調整後の生産数量目標面積換算値が主食用水稲の作付面積等と同一となっていて、主食用米の生産量の実質的な抑制に結び付いていなかったり、集落単位で生産数量目標を達成した場合は全農業者を達成農業者とし、達成しなかった場合は農業者ごとに達成又は不達成を判定していて判定方法が統一されていなかったりしている地域協議会が見受けられた（40～43ページ参照）。

(ｴ) 認定方針への参加状況等

22年度以降、毎年度、認定方針への参加率は全体で約9割となっているものの、地域協議会ごとにみると、参加率が著しく低くなっていたり、参加率が100％となっていたのに達成者率が著しく低くなっていたり、参加農業者が認定方針に参加する意思があるかを確認していなかったりしていて、生産調整要領において求められる運用が行われていないと認められる地域協議会が見受けられた（43～46ページ参照）。

(ｵ) 水稲生産実施計画書の提出状況

22年度以降、毎年度、計画書の提出率は約8割となっているものの、地域協議会ごとにみると、提出率が著しく低くなっていたり、提出率が参加率を下回っていたり、参加率が100％となっていても提出率が著しく低くなっていたりしていて、生産調整要領において求められる運用が行われていないと認められる地域協議会が見受けられた（46～49ページ参照）。

(ｶ) 主食用水稲の作付面積の確認状況

多くの地域協議会において、未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積を確認するに当たり、過去の主食用水稲の作付面積や水田台帳上の水田面積等を当年度の主食用水稲の作付面積とみなすなどしていて、主食用水稲の作付面積を現地確認等により確認していなかった。このため、市町村全体の主食用水稲の作付面積を正確には把握していなかった（49～51ページ参照）。

イ　生産調整対策に係る事後評価の状況

(ｱ) 生産調整対策の新基本法における位置付け等

生産調整対策は、新基本法上、「農産物の価格の形成と経営の安定」のための施策の一つとして位置付けられており、「国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする。」とされている（51、52ページ参照）。

(ｲ) 農林水産省における生産調整対策に係る事後評価の状況

農林水産省は、生産調整対策について、毎年度の主食用米の生産量が生産数量目標を達成したかを確認することにより評価できるとしている。16年度から26年度までの間の生産調整対策を対象として同省が実施した事後評価の状況をみると、一部の年度を除き、政策評価の中で米政策に重点を置いた評価指標を設定して評価を行っていた。同省は、政策評価以外に、国段階及び都道府県段階の生産数量目標の達成状況を評価した上で、その効果を翌年度の米の需給見通しや、支援体系の定期的な見直しの検討に反映したとしているが、生産調整対策の直接の評価や所見は明示されておらず、また、評価結果がどのように活用されてきたのかが必ずしも明らかではなかった（52～59ページ参照）。

ウ　生産調整対策による影響

(ｱ) 作付規模別の米の生産コスト及び単収の状況

米の生産コストは、水稲の作付規模が大きいほど低くなる傾向があり、単収は、作付規模が1ha以上になると多くなる傾向が見受けられた。

そして、特に、農業者に対する生産数量目標の配分が一律配分方式によって行われ、かつ、大規模農業者に生産数量目標を供出する農業者間調整が行われなかった場合、大規模農業者は作付規模を更に拡大できないため、生産調整対策には、作付規模の拡大による米の生産コストの低減に寄与しない側面があると考えられる（59、60ページ参照）。

(ｲ) 需給ギャップと米価の関係

米価は、需給ギャップと一定の関連性があると考えられるものの、需給ギャップ以外の影響も大きく受ける場合があることがうかがえる（60、61ページ参照）。

(ｳ) 転作作物に係る農業者収入の状況

転作作物のうち麦及び大豆についてみると、大部分の農業者の単位販売金額が転作に係る交付金の交付単価を下回っていて、交付金による収入が農業者収入の多くを占めていた（61～63ページ参照）。

(ｴ) 水田の活用状況

転作面積と交付金等の交付額は、連動して増減が繰り返されていた。主食用米の需要は依然として減少傾向にあり、今後も転作の重要性が見込まれることから、転作に係る交付金等の交付額の動向についても留意する必要があると考えられる。

転作率は、都道府県間で各年度大きな差が生じていた。また、転作率が低い地域協議会の中には荒廃水田等の面積の割合が高くなっている地域協議会が見受けられた（63～71ページ参照）。

(ｵ) 生産調整対策のメリット及びデメリット

これまで実施された生産調整対策について、「米価が安定し、農業者の収入の安定につながっている」「転作が奨励されることで水田の有効活用につながっている」など一定のメリットがあったとしている地域協議会が見受けられた一方で、「制度が複雑で、頻繁に変更されたことが、農業者の不信感につながっている」「米を作れないことが非作付地の拡大につながっている」「米を作れないことで転作に適さない水田にも転作を行わざるを得ない」など一定のデメリットもあったとしている地域協議会も見受けられた（71、72ページ参照）。

エ　生産調整の見直しに向けた取組の状況等

農林水産省は、従前から公表しているマンスリーレポートにおいて、26年4月から、各生産者の経営判断等に資する需給情報の拡充を図っている。また、27年度においては、米の産地の自主的な生産の判断を促すために、生産数量目標を配分する際にこれを下回る数値である自主的取組参考値を付記して、幅を持った配分が行われるようにするとともに、27年5月15日時点の飼料用米の中間的な取組状況を公表するなどの新たな取組を行っている。

27年8月末現在における30年度に向けた取組の状況についてみると、マンスリーレポートの活用や主食用米のブランド化の推進等の具体的な取組を進めている地域協議会が見受けられた一方で、意識的には30年度に向けた取組を行っていない地域協議会が見受けられるなど、地域協議会ごとにその取組状況は区々となっていた。また、マンスリーレポートの具体的な活用方法が分からないとしているなどの地域協

議会も見受けられた（73、74ページ参照）。

(2) 所見

我が国の農業は、農業者の高齢化の進展、荒廃農地の増加等を背景として、攻めの農業に向けた取組や生産調整の見直しを含む米政策の改革等の各種改革を着実に進めていくことが急務となっている。そして、45年以上にわたって実施されてきた生産調整対策については、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した改革の実施に向けて、大きな節目を迎えている。また、28年2月に、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定が参加国の代表により署名されるなど、米政策を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況の中で、農林水産省は、飼料用米等の作付けに対する助成を今後も引き続き行うこととしているほか、農林水産業・地域の活力創造プランや日本再興戦略等において、米の生産コストを今後10年間で現在の4割削減することなどを目標として掲げている。

16年度から施行された改正食糧法において、政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、地域の特性に応じて行うよう努めなければならないとされており、行政による生産数量目標の配分に頼らずに各産地において需要に応じた米の生産が行われることを推進するに当たっては、各産地における生産数量目標の達成状況、配分方法、認定方針への参加状況等の生産調整対策の実施状況を踏まえて推進を図っていくことが重要であると考えられる。

ついては、農林水産省において、米の生産調整の見直しを含む米政策の改革を確実に実行するために、改正食糧法の趣旨を踏まえつつ、次の点に留意して30年度に向けた取組を推進していくことが肝要である。

ア　今回の検査で明らかになった生産調整対策の実施状況を十分に踏まえつつ、27年度に生産数量目標を達成したことも踏まえて、各産地において需要に応じた米の生産が円滑に行われるよう必要な取組を更に進めていくこと

イ　生産調整対策に係る事後評価において、これまで評価や活用の状況が十分に明示されてこなかったことに鑑み、今後の事後評価の実施に当たっては、分かりやすい成果目標及び評価指標を設定するなどの工夫や評価結果の活用を行っていくこと

ウ　生産調整対策は、米の生産コスト、水田の活用状況等に関連していることから、今後の生産調整対策の推進に当たっては、生産コストの低減に係る施策等の他の施策との整合性に留意するとともに、転作の推進に当たっては、転作に係る交付金について、農業者収入における状況や交付額の動向についても留意し施策を行うこと

エ　マンスリーレポートの公表に当たっては、引き続き生産者等の経営判断に資する需給情報等の拡充に努めるとともに、地域協議会に対して、30年度に向けた取組を意識的に進めている優良事例等を参考として示したり、マンスリーレポートの具体的な活用方法を示したりするなどして、生産者等が自主的な経営判断により需要に応じた生産を行うことができるよう取組を進めること

会計検査院としては、これまでの生産調整対策の実施状況等を踏まえつつ、30年度を目途とした米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

別表1　各生産調整対策の背景及び目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
別表2　生産調整対策に係る交付金等の助成対象等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
別表3　国段階の生産調整目標の達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
別表4　平成16年度から26年度までの間における都道府県別の生産調整目標の
達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
別表5　都道府県別のかい離面積等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
別表6　都道府県別の配分率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
別表7　政策評価における生産調整対策に係る評価指標及び評価結果 ・・・・・・・ 100
別表8　麦又は大豆への転作を行った場合の交付金等の交付単価の推移 ・・・・・ 102
別表9　転作状況の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
別表10　都道府県別の米以外の作物への転作率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 105

別表1　各生産調整対策の背景及び目的

年度等		生産調整対策	背景	目的
食管法施行期	昭和44	稲作転換対策	米の需給が大幅に緩和しており、今後、米が相当過剰となる見通しである一方、畜産物、野菜等の需要が増大しているものの、これらの生産が需要に対応していない状況	需要に応じた農業生産を進めるため、稲から飼料作物、園芸作物等への自主的な作付転換に誘導し、昭和44年度に1万haを対象として作付転換を進めること
	45	米生産調整対策	米の消費が減退する一方、生産が著しく増加しているため、米が恒常的に過剰な状況	米の需給の均衡を図るため、水稲から稲以外の作物への作付転換等を推進し、昭和45年度に100万ｔ以上の生産調整を推進すること
	46～50	米生産調整及び稲作転換対策	米が恒常的に過剰状態にある一方、需要の増大が期待される飼料作物、園芸作物等の生産が需要に対応していない状況	米の生産調整を更に行うとともに、水稲から他の作物等への作付転換を行うこと
	51、52	水田総合利用対策	米の過剰基調が続くとともに、転作が十分に定着せず、他方、増産が必要な米以外の農産物がある状況	総合的な食料自給力の向上を図るため、農産物の需要動向に対応した水田の総合的な利用を推進すること
	53～61	水田利用再編対策	米の過剰基調が一層強まるとともに、増産の必要な農産物の生産が停滞している状況	農産物の需要の動向に即した総合的な食料自給力の向上を図るため、生産振興の必要な農産物の生産拡大、農業の中核的担い手等への水田利用の集積及び高度化を促進すること
	62～平成4	水田農業確立対策	米の潜在的な需給ギャップが引き続き拡大する傾向となるとともに、それまで転作に力点が置かれ、稲作の生産性の向上を図る観点が希薄であったことから、稲作を含めた水田農業全体の構造改革による効率化が必須の課題となっている状況	農業の担い手を中心とした生産組織の育成や規模拡大を進めつつ、稲作と転作の合理的な組合せによる地域輪作農法の確立を促進することにより、水田利用の高度化、生産性の向上、需要に応じた米の計画的な生産及び品質面も含めた需要の動向に即した農産物の生産を推進すること
	5～7	水田営農活性化対策	米の潜在的な需給ギャップが依然として生じていたことから、引き続き生産調整が必要であるとともに、米の生産面で良質米への志向が強まっていて、多様な需要に適切に対応できていない状況	生産組織の育成や規模拡大を進めつつ、稲作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立、他用途利用米を含む望ましい米づくりの推進による米の制度別・用途別の需給均衡を図るとともに、生産者の創意工夫と地域の自主性が活かされる生産体制の確立に向けた条件整備を推進すること
食糧法施行期	8、9	新生産調整推進対策	米の潜在的な生産力が需要を大きく上回っている状況下において、引き続き生産調整を行うことが必要な状況	需給に応じた価格形成等の市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化、生産者の主体的取組等を重視するという食糧法の理念を踏まえて、生産調整の実効性の確保、生産者・地域の自主性の尊重及び望ましい営農の実現に重点を置いてその推進を図ること
	10、11	緊急生産調整推進対策	大幅な需給緩和状況による自主流通米の価格の下落が生じている状況	緊急に生産調整規模を拡大して、早期に需給均衡の回復を図るとともに、大豆、麦、飼料作物等の作物を取り込み、稲作及び転作を一体とした望ましい水田営農を確立し、水田の有効活用と合理的な営農の実現を図ること
	12～15	水田農業経営確立対策	米について、需給の不均衡が拡大していたり、産地ごとの価格、販売動向等に格差が生じていたりする一方、転作は暫定的に行うという意識が強く、転作の定着及び拡大が図られていない状況	農業者において、需要に応じた米の計画的生産が進められるようにするとともに、水稲の作付けを行わない水田を有効活用して、自給率の低い麦、大豆、飼料作物等の本格的生産の定着及び拡大を推進することにより、米、麦、大豆、飼料作物等を適切に組み合わせた収益の高い安定した水田農業経営を確立すること
改正食糧法施行期	16～21	水田農業構造改革対策	これまでの水田農業に係る政策においては、生産調整の推進が至上命題化し、地域の関係者の精力がその他の生産対策や経営対策に向けられにくかったこと、他の農業分野に比べて担い手の育成が遅れ生産構造が脆弱であったこと、生産調整に関する助成措置が全国一律の要件及び単価であり、地域の特色を生かした産地づくりの観点に欠けていたこと、需要に応じた米の計画的生産という意図が農業者に伝わりにくかったことなどの状況	これまでの生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、米政策改革大綱に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、米づくりの本来あるべき姿の実現を図ること
	22	戸別所得補償モデル対策	農業従事者が減少及び高齢化しているとともに、農業所得が激減しているなどの厳しい状況	意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにすること
	23、24	農業者戸別所得補償制度		
	25	経営所得安定対策		
	26	経営所得安定対策等	国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することなど	

別表2　生産調整対策に係る交付金等の助成対象等

年度	生産調整対策	主な交付金等の名称	左の交付金等の助成対象	助成対象の主な内容	交付単価（円／10ａ）
昭和44	稲作転換対策				
		稲作転換奨励金	転作水田等	転作等を行った水田面積	20,000
45	米生産調整対策				
		米生産調整奨励補助金	転作水田等	転作等を行った水田に係る削減数量	81(円/kg)
46～50	米生産調整及び稲作転換対策				
		米生産調整奨励補助金			
		普通転作奨励補助金	転作水田	小麦、ビール大麦、なたね等への転作を行った水田に係る米の削減数量及び面積	68(円/kg) 5,000
		特別転作奨励補助金	転作水田	集団転作面積及び永年性作物（木本性の作物、ホップ、竹類及び林木）への転作を行った水田に係る米の削減数量及び面積	68(円/kg) 10,000
		農地保有合理化法人賃貸奨励補助金	貸付水田	農地保有合理化法人への貸付けを行った水田に係る米の削減数量及び面積	68(円/kg) 5,000
		休耕奨励補助金（48年度まで）	休耕水田	小麦、ビール大麦及びなたね等への転作、集団転作、永年性作物への転作、ＪＡ等への寄託、養魚池等への転換及び農地保有合理化法人への貸付け以外により、水稲を作付けしなかった水田に係る削減数量	68(円/kg)
		寄託休耕奨励補助金（48年度まで）	休耕水田	ＪＡ等に寄託して休耕している水田に係る削減数量及び面積	68(円/kg) 5,000
			転換水田	養魚池等へ転換した水田に係る削減数量及び面積	
		土地改良通年施行補助金（49年度から）	土地改良水田	土地改良事業の通年施行による米の削減数量	68(円/kg)
51、52	水田総合利用対策				
		水田総合利用奨励補助金			
		転作奨励補助金	転作水田	一般奨励作物（大豆、飼料作物、野菜、りんご、日本なし、もも、かき、てん菜、さとうきび、麦及びそば）、特認作物（一般奨励作物及び経過措置対象作物以外の作物）及び経過措置対象作物（植栽後5年を経過していない果樹、茶）等への転作面積	1,000～65,000
		土地改良通年施行補助金	土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	1,000～55,000
		加算措置	集団転作加算	営農集団等の農業者の組織する団体等において、一定規模以上の転作が行われた場合に対する加算措置	3,000～10,000
53～61	水田利用再編対策				
		水田利用再編奨励補助金			
		転作奨励補助金	転作水田	特定作物（大豆、飼料作物、麦、そば及びてん菜）、永年性作物（果樹その他木本性の作物、アスパラガス及びホップ）及び一般作物（稲、特定作物、果樹その他木本性の作物、アスパラガス及びホップ以外の作物）への転作面積	6,000～79,000
			転換水田	林地、養魚池、施設園芸用施設等への転換面積	6,000～64,000
		管理転作奨励補助金	預託水田	農協等へ預託（転作、保全管理）した水田面積	1,000～64,000
		土地改良通年施行補助金	土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	1,000～64,000
		加算措置	計画的転作等	水田利用再編計画に従って、地域において計画的に転作等を行ったり、転作水田を地縁的なまとまりに団地化したりした場合等に対する加算措置	5,000～20,000
			経過的集団転作（53年度から55年度まで）		3,000～10,000
			団地化加算（56年度から58年度まで）		7,500、10,000
			地域振興作物作付（56年度から58年度まで）		5,000
62～平成4	水田農業確立対策				
		水田農業確立助成補助金	転作水田	永年性作物（果樹その他木本性作物又はホップ。以下同じ。）、特例作物（野菜、たばこ又はこんにゃく。以下同じ。）及び一般作物（永年性作物等及び特例作物以外の作物。以下同じ。）への転作面積	3,000～36,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、施設園芸用施設等への転換面積	
			預託水田	農協等へ預託（管理転作、保全管理、管理農園）した水田面積	3,000～31,000
			土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	3,000～13,000
			加算措置		
			生産性向上等（規模拡大、生産組織、団地、畜産複合、産地形成、畑転換、特認）	地区内農業者の転作等の面積合計が、当該地区内農業者に係る転作等目標面積の合計を下回らない地区について、生産性の向上、地域営農の推進が図られている場合における当該地区内農業者に対する加算措置	5,000～20,000
			地域営農		5,000又は10,000

年度	生産調整対策	主な交付金等の名称	左の交付金等の助成対象	助成対象の主な内容	交付単価（円／10ａ）
5～7	水田営農活性化対策				
		水田営農活性化助成補助金	転作水田	一般作物、永年性作物及び特例作物への転作面積 ※ 上記について、六つの助成の種類（高度水田営農推進助成、水田営農確立助成、地域営農推進助成、地域集約・複合型転作推進助成、特定転作推進助成及び計画推進助成）を組み合わせて交付金等が交付される。	3,000～33,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、レクリエーション農園、施設園芸用施設等への転換面積 ※ 転作水田と同様、六つの助成の種類を組み合わせて交付金等が交付される。	
			預託水田	農協等へ預託（管理転作、保全管理、管理農園）した水田面積 ※ 上記について、二つの助成の種類（特定転作推進助成及び計画推進助成）を組み合わせて交付金等が交付される。	3,000又は4,000
			自己保全水田	常に耕作可能な状態に管理している水田面積	4,000
			土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	4,000
8、9	新生産調整推進対策				
		新生産調整推進助成補助金	転作水田	一般作物、永年性作物及び特例作物への転作面積 ※ 上記について、五つの助成の種類（高度水田営農推進助成、水田営農確立助成、地域集約・複合型転作推進助成、特定転作推進助成及び計画推進助成）を組み合わせて交付金等が交付される。	2,000～23,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、施設園芸用施設等への転換面積 ※ 転作水田と同様、五つの助成の種類を組み合わせて交付金等が交付される。	
			預託水田	農協等へ預託（管理転作、保全管理、管理農園）した水田面積 ※ 上記について、二つの助成の種類（特定転作推進助成及び計画推進助成）を組み合わせて交付金等が交付される。	3,000又は4,000
			自己保全水田	常に耕作可能な状態に管理している水田面積	4,000
			調整水田	水を張ることにより水稲の生産力が維持される状態に管理している水田面積 ※ 上記について、二つの助成の種類（特定転作推進助成及び計画推進助成）を組み合わせて交付金等が交付される。	3,000又は4,000
			多面的機能水田	景観形成作物等の作付面積、レクリエーション農園、学童農園等への転換面積 ※ 上記について、二つの助成の種類（特定転作推進助成及び計画推進助成）を組み合わせて交付金等が交付される。	3,000又は4,000
			土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	4,000
10、11	緊急生産調整推進対策				
		緊急生産調整対策水田農業営農確立助成補助金	転作水田	一般作物、永年性作物及び特例作物への転作面積 ※ 上記について、複数の助成の種類（高度水田営農確立助成、団地形成助成、生産組織・集落営農助成、畜産複合助成、中山間産地形成助成等）のうち、一つの助成の種類のみに係る交付金等が交付される。	2,000～20,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、施設園芸用施設等への転換面積 ※ 転作水田と同様、複数の助成の種類のうち、一つの助成の種類のみに係る交付金等が交付される。	
		とも補償 （米需給安定対策） 全国農業協同組合連合会が、農業者の拠出と国の助成により資金（全国とも補償資金）を造成し、当該全国とも補償資金から米の生産調整を実施した農業者に対して、補償金を交付する事業 （農業者拠出金3,000（円/10a））	転作水田	一般作物、永年性作物及び特例作物への転作面積	4,000又は25,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、施設園芸用施設等への転換面積	
			預託水田	農協等へ預託（管理農園及び保全管理）した水田面積	4,000又は25,000
			自己保全水田	常に耕作可能な状態に管理している水田面積	4,000
			調整水田	水を張ることにより水稲の生産力が維持される状態に管理している水田面積	10,000
			多面的機能水田	景観形成作物等の作付面積、レクリエーション農園、学童農園等への転換面積	25,000
			土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	4,000
			加算措置		
			地域集団加入促進	地域における本事業への集団的な加入を促進するため、転作水田、多面的機能水田、預託水田（うち管理農園）及び調整水田面積に対する加算措置	5,000

年度	生産調整対策	主な交付金等の名称	左の交付金等の助成対象	助成対象の主な内容	交付単価（円／10ａ）
12～15	水田農業経営確立対策				
		水田農業経営確立助成補助金	転作水田	稲以外の作物及び稲発酵粗飼料への転作面積、飼料用米用水稲及び青刈り稲の作付面積	10,000～40,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、施設園芸用施設等への転換面積	
			加算措置		
			水田高度利用等	麦、大豆及び飼料作物への転作水田のうち高度利用が行われる水田面積	10,000
		とも補償 全国農業協同組合連合会が、農業者の拠出と国の助成により資金（全国とも補償資金）を造成し、当該全国とも補償資金から米の生産調整を実施した農業者に対して、補償金を交付する事業 （農業者拠出金4,000(円/10a)）	転作水田	永年性作物及び特例作物への転作面積	10,000又は20,000
			転換水田	転換畑、林地、養魚池、養魚水田、施設園芸用施設等への転換面積	
			多面的機能水田	景観形成作物等の作付面積、レクリエーション農園、学童農園等への転換面積	10,000
			預託水田	農協等へ預託した水田面積（保全管理については面積を3分の1に換算）	10,000
			調整水田	水を張ることにより水稲の生産力が維持される状態に管理している水田面積（面積を3分の2に換算）	10,000
			自己保全水田	常に耕作可能な状態に管理している水田面積（面積を3分の2に換算）	10,000
			土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積（面積を3分の1に換算）	10,000
			加算措置		
			地区達成	地区において、米の計画的生産を達成した場合における転作水田、転換水田、預託水田（保全管理を除く。）、多面的機能水田及び調整水田の面積に対する加算措置	3,000
16～21	水田農業構造改革対策				
		水田農業改革交付金 (産地づくり交付金(21年度は産地確立交付金))	基本部分（国から都道府県協議会への単価。農業者に対しては地域協議会が助成要件、助成水準等を設定する。）		
			転作水田	一般作物、永年性作物及び特例作物への転作面積	5,000～10,000
			多面的機能水田	景観形成作物等の作付面積	5,000
			預託水田	農協等へ預託した水田面積	1,000又は5,000
			調整水田	水を張ることにより水稲の生産力が維持される状態に管理している水田面積	2,000
			自己保全水田	常に耕作可能な状態に管理している水田面積	1,000
			土地改良水田	土地改良通年施行の実施面積	1,000
			加算措置		
			担い手加算	基本部分の面積に都道府県別の担い手割合を乗じて算出される面積	20,000～40,000
22	戸別所得補償モデル対策				
		米戸別所得補償モデル事業に係る交付金	定額部分		
			水稲作付水田	主食用水稲の作付面積	15,000
			加算部分		
			水稲作付水田	（販売価格が標準的な販売価格を下回った場合）主食用水稲の作付面積	販売価格と標準的な販売価格の差額を基に算定した交付単価
		水田利活用自給力向上事業に係る交付金	転作水田	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね及び加工用米）への転作面積／その他作物への転作面積	20,000～80,000／10,000（基本）
			二毛作水田	主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作の作付面積	15,000

年度	生産調整対策	主な交付金等の名称	左の交付金等の助成対象	助成対象の主な内容	交付単価（円／10ａ）
23、24	農業者戸別所得補償制度				
		米の所得補償交付金	水稲作付水田	主食用水稲の作付面積	15,000
		米価変動補塡交付金	水稲作付水田	（販売価格が標準的な販売価格を下回った場合）前年度に交付を受けた米の所得補償交付金の交付対象面積	販売価格と標準的な販売価格の差額を基に算定した交付単価
		水田活用の所得補償交付金	転作水田	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね及び加工用米）への転作面積	20,000～80,000
			二毛作水田	主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作の作付面積	15,000
			耕畜連携水田	飼料作物等を作付けし、耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）の取組を行う水田の面積	13,000
			転作水田等（産地資金）	都道府県が設定した作物の作付面積（戦略作物の生産性向上等の取組が行われた水田、景観形成作物や地力増進作物の作付水田等の面積）	国から配分された資金枠の範囲内で、都道府県が設定した単価
25	経営所得安定対策				
		米の直接支払交付金	水稲作付水田	主食用水稲の作付面積	15,000
		米価変動補塡交付金	水稲作付水田	（販売価格が標準的な販売価格を下回った場合）前年度に交付を受けた米の所得補償交付金の交付対象面積	販売価格と標準的な販売価格の差額を基に算定した交付単価
		水田活用の直接支払交付金	転作水田	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね及び加工用米）への転作面積	20,000～80,000
			二毛作水田	主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作の作付面積	15,000
			耕畜連携水田	飼料作物等を作付けし、耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）の取組を行う水田の面積	13,000
			転作水田等（産地資金）	都道府県が設定した作物の作付面積（戦略作物の生産性向上等の取組が行われた水田、景観形成作物や地力増進作物の作付水田等の面積）	国から配分された資金枠の範囲内で、都道府県が設定した単価
26	経営所得安定対策等				
		米の直接支払交付金	水稲作付水田	主食用水稲の作付面積	7,500
		米価変動補塡交付金	水稲作付水田	（販売価格が標準的な販売価格を下回った場合）前年度に交付を受けた米の直接支払交付金の交付対象面積	販売価格と標準的な販売価格の差額を基に算定した交付単価
		水田活用の直接支払交付金	転作水田	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米及び米粉用米）への転作面積	20,000～105,000
			二毛作水田	主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作の作付面積	15,000
			耕畜連携水田	飼料作物等を作付けし、耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）の取組を行う水田の面積	13,000
			転作水田等（産地交付金）	都道府県が設定した作物の作付面積（戦略作物の生産性向上等の取組が行われた水田、景観形成作物や地力増進作物の作付水田等の面積）	国から配分された交付金枠の範囲内で、都道府県が設定した単価

別表3　国段階の生産調整目標の達成状況

（単位：万ha）

生産調整対策名	年度	目標値 A 注(1)	実績値 B 注(2)	かい離面積 C=B-A	削減目標かい離率 D=C/A	達成の場合「○」、不達成の場合「×」	生産調整対策名	年度	目標値 A 注(1)	実績値 B 注(2)	かい離面積 C=B-A	削減目標かい離率又は作付目標かい離率 D=C/A 注(3)	達成の場合「○」、不達成の場合「×」
米生産調整及び稲作転換対策	昭和46	54.7	54.1	△ 0.6	△ 1.0％	×	水田営農活性化対策	5	67.6	71.3	3.7	5.4％	○
	47	52.0	56.6	4.6	8.8％	○		6	60.0	58.8	△ 1.2	△ 2.0％	×
	48	49.8	56.2	6.4	12.8％	○		7	68.0	66.3	△ 1.7	△ 2.5％	×
	49	32.5	31.3	△ 1.2	△ 3.6％	×	新生産調整推進対策	8	78.7	78.7	0.0	0.0％	○
	50	24.4	26.4	2.0	8.1％	○		9	78.7	79.8	1.1	1.3％	○
水田総合利用対策	51	21.5	19.4	△ 2.1	△ 9.7％	×	緊急生産調整推進対策	10	96.3	95.5	△ 0.8	△ 0.8％	×
	52	21.5	21.2	△ 0.3	△ 1.3％	×		11	96.3	96.0	△ 0.3	△ 0.3％	×
水田利用再編対策	53	39.1	43.8	4.7	12.0％	○	水田農業経営確立対策	12	96.3	96.9	0.6	0.6％	○
	54	39.1	47.2	8.1	20.7％	○		13	101.0	97.3	△ 3.7	△ 3.6％	×
	55	53.5	58.5	5.0	9.3％	○		14	97.0	97.8	0.8	0.8％	○
	56	63.1	66.8	3.7	5.8％	○		15	102.0	102.2	0.2	0.1％	○
	57	63.1	67.2	4.1	6.4％	○	水田農業構造改革対策	16	163.3	165.8	2.5	1.5％	×
	58	60.0	63.9	3.9	6.5％	○		17	161.5	165.2	3.7	2.2％	×
	59	60.0	62.0	2.0	3.3％	○		18	157.5	164.3	6.8	4.3％	×
	60	57.4	59.4	2.0	3.4％	○		19	156.6	163.7	7.1	4.5％	×
	61	60.0	61.8	1.8	3.0％	○		20	154.2	159.6	5.4	3.5％	×
水田農業確立対策	62	77.0	79.1	2.1	2.7％	○		21	154.3	159.2	4.9	3.1％	×
	63	77.0	79.4	2.4	3.1％	○	戸別所得補償モデル対策	22	153.9	158.0	4.1	2.6％	×
	平成元	77.0	79.5	2.5	3.2％	○	農業者戸別所得補償制度	23	150.4	152.6	2.2	1.4％	×
	2	83.0	84.9	1.9	2.2％	○		24	150.0	152.4	2.4	1.6％	×
	3	83.0	85.2	2.2	2.6％	○	経営所得安定対策	25	149.5	152.2	2.7	1.8％	×
	4	70.0	75.1	5.1	7.2％	○	経営所得安定対策等	26	144.6	147.4	2.8	1.9％	×

注(1)　目標値は、昭和46年度から50年度までは削減数量目標の面積換算値、51年度から平成15年度までは削減面積目標、16年度以降は生産数量目標の面積換算値である。

注(2)　実績値は、昭和46年度から平成15年度までは転作等面積、16年度以降は主食用水稲の作付面積である。

注(3)　平成15年度以前は削減目標かい離率、16年度以降は作付目標かい離率

別表4　平成16年度から26年度までの間における都道府県別の生産調整目標の達成状況

年度等 / 都道府県名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	生産調整達成回数	16年度から26年度までの達成年度の割合
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
青森県	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	3	27.2 %
岩手県	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	7	63.6 %
宮城県	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	7	63.6 %
秋田県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
山形県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
福島県	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	2	18.1 %
茨城県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
栃木県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
群馬県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
埼玉県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
千葉県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
神奈川県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	9.0 %
新潟県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
福井県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	10	90.9 %
山梨県	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	8	72.7 %
長野県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
岐阜県	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	9	81.8 %
静岡県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
愛知県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
三重県	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	6	54.5 %
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
京都府	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	10	90.9 %
大阪府	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	9	81.8 %
奈良県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
和歌山県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	9.0 %
鳥取県	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	9	81.8 %
島根県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	10	90.9 %
岡山県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
広島県	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	10	90.9 %
山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
徳島県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
高知県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0.0 %
福岡県	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	8	72.7 %
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
長崎県	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	6	54.5 %
熊本県	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	9	81.8 %
大分県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	10	90.9 %
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	100.0 %
生産調整達成都道府県数	26	25	20	16	24	25	24	26	28	27	26	全ての年度で達成	全ての年度で不達成
												都道府県数 12 / 割合 % 25.5	都道府県数 16 / 割合 % 34.0
達成都道府県率(%)	55.3	53.1	42.5	**34.0**	51.0	53.1	51.0	55.3	**59.5**	57.4	55.3	達成都道府県率の平均値 51.5	

注(1)　「○」は達成、「×」は不達成を示している。

注(2)　「都道府県別の需給調整の取組状況」(農林水産省)を基に作成している。

別表5　都道府県別のかい離面積等の状況

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)	年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)
16	北海道	117,864	117,759	△ 105	99.9	17	北海道	115,892	115,585	△ 307	99.7
	青森	51,031	52,578	1,547	103.0		青森	50,581	51,852	1,271	102.5
	岩手	58,083	58,714	631	101.0		岩手	58,195	58,453	258	100.4
	宮城	77,806	78,270	464	100.5		宮城	78,169	78,685	516	100.6
	秋田	87,313	91,328	4,015	104.5		秋田	87,732	91,536	3,804	104.3
	山形	67,128	68,483	1,355	102.0		山形	67,516	68,951	1,435	102.1
	福島	74,734	80,756	6,022	108.0		福島	72,821	80,517	7,696	110.5
	茨城	73,515	77,407	3,892	105.2		茨城	72,117	76,303	4,186	105.8
	栃木	64,426	66,969	2,543	103.9		栃木	63,716	66,409	2,693	104.2
	群馬	17,587	19,017	1,430	108.1		群馬	17,733	19,054	1,321	107.4
	埼玉	34,708	36,794	2,086	106.0		埼玉	33,675	36,354	2,679	107.9
	千葉	54,222	62,367	**8,145**	**115.0**		千葉	52,913	62,142	**9,229**	**117.4**
	東京	259	207	△ 52	**79.9**		東京	253	201	△ 52	**79.4**
	神奈川	3,319	3,271	△ 48	98.5		神奈川	3,256	3,261	5	100.1
	新潟	108,996	113,122	4,126	103.7		新潟	110,012	113,965	3,953	103.5
	富山	39,255	39,105	△ 150	99.6		富山	39,379	39,097	△ 282	99.2
	石川	26,612	26,390	△ 222	99.1		石川	26,323	26,261	△ 62	99.7
	福井	27,855	27,205	△ 650	97.6		福井	27,372	27,005	△ 367	98.6
	山梨	5,720	5,438	△ 282	95.0		山梨	5,543	5,362	△ 181	96.7
	長野	35,761	36,120	359	101.0		長野	35,163	36,390	1,227	103.4
	岐阜	27,062	25,759	△ 1,303	95.1		岐阜	26,028	25,611	△ 417	98.3
	静岡	17,739	18,105	366	102.0		静岡	17,369	18,208	839	104.8
	愛知	30,950	31,019	69	100.2		愛知	29,737	31,570	1,833	106.1
	三重	32,133	31,434	△ 699	97.8		三重	31,501	31,381	△ 120	99.6
	滋賀	35,150	34,534	△ 616	98.2		滋賀	35,027	34,316	△ 711	97.9
	京都	16,727	16,331	△ 396	97.6		京都	16,278	16,072	△ 206	98.7
	大阪	6,144	6,295	151	102.4		大阪	5,918	6,165	247	104.1
	兵庫	40,163	38,570	**△ 1,593**	96.0		兵庫	39,282	39,219	△ 63	99.8
	奈良	9,208	9,681	473	105.1		奈良	9,016	9,612	596	106.6
	和歌山	7,967	7,836	△ 131	98.3		和歌山	7,785	7,914	129	101.6
	鳥取	14,584	13,999	△ 585	95.9		鳥取	14,497	14,104	△ 393	97.2
	島根	20,550	20,232	△ 318	98.4		島根	20,040	19,915	△ 125	99.3
	岡山	33,885	34,859	974	102.8		岡山	33,422	34,501	1,079	103.2
	広島	27,582	26,875	△ 707	97.4		広島	27,239	26,705	△ 534	98.0
	山口	24,883	24,167	△ 716	97.1		山口	24,554	23,976	△ 578	97.6
	徳島	13,854	13,952	98	100.7		徳島	13,534	13,904	370	102.7
	香川	15,745	15,177	△ 568	96.3		香川	15,631	15,135	△ 496	96.8
	愛媛	16,942	15,723	△ 1,219	92.8		愛媛	16,432	15,805	△ 627	96.1
	高知	12,401	13,370	969	107.8		高知	12,090	13,510	1,420	111.7
	福岡	40,882	41,132	250	100.6		福岡	40,232	40,176	△ 56	99.8
	佐賀	28,834	28,805	△ 29	99.8		佐賀	28,681	28,553	△ 128	99.5
	長崎	14,811	14,431	△ 380	97.4		長崎	14,512	14,437	△ 75	99.4
	熊本	41,408	40,059	△ 1,349	96.7		熊本	40,880	40,354	△ 526	98.7
	大分	26,549	25,985	△ 564	97.8		大分	26,288	25,669	△ 619	97.6
	宮崎	22,472	21,101	△ 1,371	93.8		宮崎	22,158	20,994	△ 1,164	94.7
	鹿児島	26,973	25,559	△ 1,414	94.7		鹿児島	26,563	25,124	**△ 1,439**	94.5
	沖縄	1,125	1,073	△ 52	95.3		沖縄	1,113	1,053	△ 60	94.6
	最大値			**8,145**（千葉）	**115.0**（千葉）		**最大値**			**9,229**（千葉）	**117.4**（千葉）
	最小値			**△ 1,593**（兵庫）	**79.9**（東京）		**最小値**			**△ 1,439**（鹿児島）	**79.4**（東京）
	平均値			**520.1**	**99.7**		**平均値**			**791.4**	**100.9**

（注）網掛けしたものが、かい離面積の大きい上位25%の都道府県である。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)	年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)
18	北海道	112,210	111,962	△ 248	99.7	19	北海道	113,891	112,410	**△ 1,481**	98.6
	青森	48,750	51,101	2,351	104.8		青森	47,067	49,721	2,654	105.6
	岩手	57,284	57,450	166	100.2		岩手	55,777	56,398	621	101.1
	宮城	76,220	77,092	872	101.1		宮城	73,111	74,801	1,690	102.3
	秋田	86,793	90,768	3,975	104.5		秋田	87,134	91,871	4,737	105.4
	山形	67,161	68,600	1,439	102.1		山形	65,610	67,477	1,867	102.8
	福島	69,643	81,754	12,111	117.3		福島	68,715	82,091	**13,376**	119.4
	茨城	68,685	76,972	8,287	112.0		茨城	69,396	77,000	7,604	110.9
	栃木	61,950	65,292	3,342	105.3		栃木	62,234	66,110	3,876	106.2
	群馬	17,265	19,076	1,811	110.4		群馬	17,194	18,618	1,424	108.2
	埼玉	32,313	36,882	4,569	114.1		埼玉	32,691	36,840	4,149	112.6
	千葉	47,883	62,258	**14,375**	**130.0**		千葉	50,100	62,673	12,573	**125.0**
	東京	243	191	△ 52	**78.6**		東京	232	187	△ 45	**80.6**
	神奈川	3,133	3,265	132	104.2		神奈川	3,143	3,258	115	103.6
	新潟	109,340	113,866	4,526	104.1		新潟	110,763	115,553	4,790	104.3
	富山	39,422	39,017	△ 405	98.9		富山	39,179	39,048	△ 131	99.6
	石川	25,734	25,733	△ 1	99.9		石川	25,974	25,839	△ 135	99.4
	福井	26,993	26,858	△ 135	99.4		福井	26,685	26,748	63	100.2
	山梨	5,376	5,367	△ 9	99.8		山梨	5,320	5,500	180	103.3
	長野	33,697	35,795	2,098	106.2		長野	33,374	35,489	2,115	106.3
	岐阜	25,430	25,451	21	100.0		岐阜	25,250	25,155	△ 95	99.6
	静岡	16,795	18,238	1,443	108.5		静岡	16,946	18,255	1,309	107.7
	愛知	28,458	31,463	3,005	110.5		愛知	28,761	31,716	2,955	110.2
	三重	31,078	31,598	520	101.6		三重	30,644	31,164	520	101.6
	滋賀	34,329	33,953	△ 376	98.9		滋賀	33,313	33,249	△ 64	99.8
	京都	16,033	16,028	△ 5	99.9		京都	15,882	15,961	79	100.4
	大阪	5,682	6,164	482	108.4		大阪	5,717	6,186	469	108.2
	兵庫	38,577	38,576	△ 1	99.9		兵庫	38,831	38,801	△ 30	99.9
	奈良	8,645	9,720	1,075	112.4		奈良	8,618	9,694	1,076	112.4
	和歌山	7,591	7,928	337	104.4		和歌山	7,562	7,859	297	103.9
	鳥取	14,331	14,087	△ 244	98.2		鳥取	13,996	13,981	△ 15	99.8
	島根	19,681	19,672	△ 9	99.9		島根	19,642	19,699	57	100.2
	岡山	32,658	34,585	1,927	105.9		岡山	32,230	33,981	1,751	105.4
	広島	27,059	26,402	△ 657	97.5		広島	26,772	26,298	△ 474	98.2
	山口	24,507	24,410	△ 97	99.6		山口	24,198	23,982	△ 216	99.1
	徳島	13,093	14,123	1,030	107.8		徳島	13,143	14,000	857	106.5
	香川	15,729	15,282	△ 447	97.1		香川	15,118	14,971	△ 147	99.0
	愛媛	16,233	15,869	△ 364	97.7		愛媛	16,223	16,000	△ 223	98.6
	高知	11,137	13,637	2,500	122.4		高知	11,405	13,800	2,395	120.9
	福岡	40,170	40,419	249	100.6		福岡	39,373	39,383	10	100.0
	佐賀	28,904	28,611	△ 293	98.9		佐賀	28,138	27,926	△ 212	99.2
	長崎	14,264	14,691	427	102.9		長崎	14,110	14,571	461	103.2
	熊本	40,843	40,979	136	100.3		熊本	40,089	40,413	324	100.8
	大分	26,074	25,999	△ 75	99.7		大分	25,501	25,853	352	101.3
	宮崎	21,670	21,240	△ 430	98.0		宮崎	21,016	20,901	△ 115	99.4
	鹿児島	26,146	25,378	**△ 768**	97.0		鹿児島	25,472	25,274	△ 198	99.2
	沖縄	1,087	1,040	△ 47	95.6		沖縄	1,055	1,020	△ 35	96.6
	最大値			**14,375**（千葉）	**130.0**（千葉）		**最大値**			**13,376**（福島）	**125.0**（千葉）
	最小値			**△ 768**（鹿児島）	**78.6**（東京）		**最小値**			**△ 1,481**（北海道）	**80.6**（東京）
	平均値			**1,458.3**	**103.3**		**平均値**			**1,513.4**	**103.5**

（注）網掛けしたものが、かい離面積の大きい上位25%の都道府県である。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)	年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)
20	北海道	112,286	110,931	**△ 1,355**	98.7	21	北海道	113,430	112,532	△ 898	99.2
	青森	46,165	47,690	1,525	103.3		青森	46,000	47,553	1,553	103.3
	岩手	55,459	55,090	△ 369	99.3		岩手	55,500	54,960	△ 540	99.0
	宮城	70,850	70,790	△ 60	99.9		宮城	72,210	72,101	△ 109	99.8
	秋田	82,917	86,816	3,899	104.7		秋田	81,615	85,572	3,957	104.8
	山形	64,261	65,531	1,270	101.9		山形	64,451	65,518	1,067	101.6
	福島	68,397	80,839	**12,442**	118.1		福島	68,134	80,194	**12,060**	117.7
	茨城	68,479	76,381	7,902	111.5		茨城	68,280	75,778	7,498	110.9
	栃木	59,650	62,457	2,807	104.7		栃木	59,600	62,103	2,503	104.1
	群馬	16,858	18,128	1,270	107.5		群馬	16,835	17,809	974	105.7
	埼玉	32,790	35,605	2,815	108.5		埼玉	32,655	35,431	2,776	108.5
	千葉	49,786	61,791	12,005	**124.1**		千葉	49,730	61,610	11,880	**123.8**
	東京	230	187	△ 43	**81.3**		東京	230	186	△ 44	**80.8**
	神奈川	3,137	3,228	91	102.9		神奈川	3,070	3,217	147	104.7
	新潟	106,903	111,486	4,583	104.2		新潟	106,948	111,167	4,219	103.9
	富山	38,720	38,276	△ 444	98.8		富山	38,720	38,224	△ 496	98.7
	石川	25,780	25,618	△ 162	99.3		石川	25,990	25,918	△ 72	99.7
	福井	26,370	26,214	△ 156	99.4		福井	26,370	26,115	△ 255	99.0
	山梨	5,240	5,253	13	100.2		山梨	5,290	5,290	0	100.0
	長野	33,208	34,107	899	102.7		長野	33,474	34,241	767	102.2
	岐阜	24,951	24,767	△ 184	99.2		岐阜	24,953	24,685	△ 268	98.9
	静岡	16,736	18,016	1,280	107.6		静岡	16,710	17,619	909	105.4
	愛知	28,455	31,104	2,649	109.3		愛知	28,430	30,814	2,384	108.3
	三重	30,026	30,745	719	102.3		三重	30,063	30,518	455	101.5
	滋賀	33,626	32,698	△ 928	97.2		滋賀	33,750	32,689	**△ 1,061**	96.8
	京都	15,814	15,720	△ 94	99.4		京都	15,842	15,708	△ 134	99.1
	大阪	5,661	5,846	185	103.2		大阪	5,678	5,836	158	102.7
	兵庫	38,389	38,370	△ 19	99.9		兵庫	38,370	38,229	△ 141	99.6
	奈良	8,506	9,495	989	111.6		奈良	8,500	9,310	810	109.5
	和歌山	7,511	7,730	219	102.9		和歌山	7,474	7,648	174	102.3
	鳥取	14,220	13,972	△ 248	98.2		鳥取	14,106	14,022	△ 84	99.4
	島根	19,314	19,204	△ 110	99.4		島根	19,261	19,159	△ 102	99.4
	岡山	31,793	33,482	1,689	105.3		岡山	31,773	33,429	1,656	105.2
	広島	26,440	26,042	△ 398	98.4		広島	26,461	25,886	△ 575	97.8
	山口	24,135	23,861	△ 274	98.8		山口	24,180	23,750	△ 430	98.2
	徳島	12,989	13,873	884	106.8		徳島	12,847	13,749	902	107.0
	香川	15,355	15,190	△ 165	98.9		香川	15,361	15,186	△ 175	98.8
	愛媛	16,031	15,656	△ 375	97.6		愛媛	16,030	15,557	△ 473	97.0
	高知	11,377	13,579	2,202	119.3		高知	11,363	13,549	2,186	119.2
	福岡	39,370	39,191	△ 179	99.5		福岡	39,530	38,994	△ 536	98.6
	佐賀	27,389	26,732	△ 657	97.6		佐賀	27,260	26,810	△ 450	98.3
	長崎	14,002	14,215	213	101.5		長崎	14,001	14,028	27	100.1
	熊本	40,088	39,319	△ 769	98.0		熊本	40,090	39,244	△ 846	97.8
	大分	25,278	24,829	△ 449	98.2		大分	25,140	24,756	△ 384	98.4
	宮崎	20,955	20,318	△ 637	96.9		宮崎	20,921	20,182	△ 739	96.4
	鹿児島	25,180	24,895	△ 285	98.8		鹿児島	25,180	24,577	△ 603	97.6
	沖縄	1,046	1,010	△ 36	96.5		沖縄	1,044	941	△ 103	90.1
	最大値			**12,442**（福島）	**124.1**（千葉）		**最大値**			**12,060**（福島）	**123.8**（千葉）
	最小値			**△ 1,355**（北海道）	**81.3**（東京）		**最小値**			**△ 1,061**（滋賀）	**80.8**（東京）
	平均値			**1,152.2**	**102.4**		**平均値**			**1,054.1**	**101.9**

（注）網掛けしたものが、かい離面積の大きい上位25%の都道府県である。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)	年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)
22	北海道	112,990	112,396	△ 594	99.4	23	北海道	109,467	109,085	△ 382	99.6
	青森	46,090	47,072	982	102.1		青森	45,962	45,526	△ 436	99.0
	岩手	55,390	54,810	△ 580	98.9		岩手	52,920	52,179	△ 741	98.5
	宮城	72,121	71,820	△ 301	99.5		宮城	67,639	66,145	△ 1,494	97.7
	秋田	80,703	82,279	1,576	101.9		秋田	78,481	79,341	860	101.0
	山形	64,170	65,279	1,109	101.7		山形	62,520	63,584	1,064	101.7
	福島	68,025	79,362	11,337	116.6		福島	63,303	64,087	784	101.2
	茨城	68,340	75,410	7,070	110.3		茨城	68,550	74,563	6,013	108.7
	栃木	59,700	61,913	2,213	103.7		栃木	60,001	61,445	1,444	102.4
	群馬	16,850	17,269	419	102.4		群馬	16,570	16,780	210	101.2
	埼玉	32,857	35,408	2,551	107.7		埼玉	32,745	34,866	2,121	106.4
	千葉	49,180	60,801	**11,621**	**123.6**		千葉	48,692	59,768	**11,076**	**122.7**
	東京	230	179	△ 51	**77.8**		東京	192	165	△ 27	**85.9**
	神奈川	3,060	3,215	155	105.0		神奈川	3,040	3,212	172	105.6
	新潟	104,243	108,647	4,404	104.2		新潟	104,375	108,094	3,719	103.5
	富山	38,640	38,129	△ 511	98.6		富山	36,742	36,530	△ 212	99.4
	石川	25,551	25,467	△ 84	99.6		石川	25,408	25,232	△ 176	99.3
	福井	26,320	26,060	△ 260	99.0		福井	25,820	25,623	△ 197	99.2
	山梨	5,260	5,264	4	100.0		山梨	5,277	5,255	△ 22	99.5
	長野	33,088	34,007	919	102.7		長野	32,640	33,677	1,037	103.1
	岐阜	25,158	24,709	△ 449	98.2		岐阜	24,720	24,473	△ 247	99.0
	静岡	16,797	17,332	535	103.1		静岡	16,780	17,153	373	102.2
	愛知	28,453	30,573	2,120	107.4		愛知	28,110	29,951	1,841	106.5
	三重	30,110	30,539	429	101.4		三重	30,126	29,931	△ 195	99.3
	滋賀	33,680	32,489	**△ 1,191**	96.4		滋賀	32,700	32,063	△ 637	98.0
	京都	15,810	15,653	△ 157	99.0		京都	15,601	15,449	△ 152	99.0
	大阪	5,680	5,815	135	102.3		大阪	5,620	5,729	109	101.9
	兵庫	38,327	38,121	△ 206	99.4		兵庫	37,929	37,598	△ 331	99.1
	奈良	8,519	9,326	807	109.4		奈良	8,564	9,274	710	108.2
	和歌山	7,536	7,617	81	101.0		和歌山	7,485	7,586	101	101.3
	鳥取	14,096	14,107	11	100.0		鳥取	13,908	13,928	20	100.1
	島根	19,250	19,163	△ 87	99.5		島根	18,990	18,799	△ 191	98.9
	岡山	31,790	33,441	1,651	105.1		岡山	31,820	32,684	864	102.7
	広島	26,400	26,046	△ 354	98.6		広島	25,430	25,452	22	100.0
	山口	24,130	23,870	△ 260	98.9		山口	22,580	22,371	△ 209	99.0
	徳島	12,860	13,453	593	104.6		徳島	12,840	13,217	377	102.9
	香川	15,331	15,250	△ 81	99.4		香川	14,740	14,544	△ 196	98.6
	愛媛	16,000	15,822	△ 178	98.8		愛媛	15,440	15,280	△ 160	98.9
	高知	11,383	13,075	1,692	114.8		高知	11,500	12,856	1,356	111.7
	福岡	39,550	38,980	△ 570	98.5		福岡	38,430	38,102	△ 328	99.1
	佐賀	28,379	27,708	△ 671	97.6		佐賀	26,975	26,379	△ 596	97.7
	長崎	14,160	13,942	△ 218	98.4		長崎	13,820	13,735	△ 85	99.3
	熊本	40,210	39,084	△ 1,126	97.1		熊本	39,230	37,348	**△ 1,882**	95.2
	大分	25,230	24,308	△ 922	96.3		大分	24,620	23,411	△ 1,209	95.0
	宮崎	20,880	19,971	△ 909	95.6		宮崎	20,230	18,834	△ 1,396	93.0
	鹿児島	25,130	24,409	△ 721	97.1		鹿児島	24,430	23,490	△ 940	96.1
	沖縄	1,040	910	△ 130	87.5		沖縄	1,000	921	△ 79	92.1
	最大値			**11,621**（千葉）	**123.6**（千葉）		**最大値**			**11,076**（千葉）	**122.7**（千葉）
	最小値			**△ 1,191**（滋賀）	**77.8**（東京）		**最小値**			**△ 1,882**（熊本）	**85.9**（東京）
	平均値			**889.4**	**101.2**		**平均値**			**462.8**	**100.6**

（注）網掛けしたものが、かい離面積の大きい上位25%の都道府県である。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)	年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)
24	北海道	109,200	108,700	△ 500	99.5	25	北海道	107,100	107,000	△ 100	99.9
	青森	44,700	45,200	500	101.1		青森	44,600	44,600	0	100.0
	岩手	53,100	52,400	△ 700	98.6		岩手	53,700	53,100	△ 600	98.8
	宮城	69,600	69,300	△ 300	99.5		宮城	71,400	70,400	△ 1,000	98.5
	秋田	77,600	78,600	1,000	101.2		秋田	78,100	78,700	600	100.7
	山形	62,100	63,000	900	101.4		山形	63,000	63,500	500	100.7
	福島	66,500	66,000	△ 500	99.2		福島	65,300	65,700	400	100.6
	茨城	67,400	74,000	6,600	109.7		茨城	66,800	73,600	6,800	110.1
	栃木	59,500	60,900	1,400	102.3		栃木	59,600	61,000	1,400	102.3
	群馬	16,600	16,800	200	101.2		群馬	16,300	16,500	200	101.2
	埼玉	32,300	34,700	2,400	107.4		埼玉	32,000	34,500	2,500	107.8
	千葉	48,200	59,500	**11,300**	**123.4**		千葉	48,000	59,400	**11,400**	**123.7**
	東京	200	161	△ 39	**80.5**		東京	199	161	△ 38	**80.9**
	神奈川	3,030	3,210	180	105.9		神奈川	2,970	3,150	180	106.0
	新潟	103,200	107,300	4,100	103.9		新潟	102,800	107,100	4,300	104.1
	富山	36,700	36,300	△ 400	98.9		富山	36,600	36,300	△ 300	99.1
	石川	25,300	25,100	△ 200	99.2		石川	25,000	25,000	0	100.0
	福井	25,700	25,400	△ 300	98.8		福井	25,800	25,600	△ 200	99.2
	山梨	5,240	5,230	△ 10	99.8		山梨	5,210	5,210	0	100.0
	長野	32,700	33,600	900	102.7		長野	32,800	33,700	900	102.7
	岐阜	24,700	24,400	△ 300	98.7		岐阜	24,400	24,300	△ 100	99.5
	静岡	16,700	17,000	300	101.7		静岡	16,500	16,900	400	102.4
	愛知	27,900	29,600	1,700	106.0		愛知	27,600	29,500	1,900	106.8
	三重	29,800	29,700	△ 100	99.6		三重	29,800	29,500	△ 300	98.9
	滋賀	33,100	32,200	△ 900	97.2		滋賀	32,900	32,000	△ 900	97.2
	京都	15,700	15,400	△ 300	98.0		京都	15,400	15,300	△ 100	99.3
	大阪	5,500	5,670	170	103.0		大阪	5,450	5,630	180	103.3
	兵庫	37,600	37,500	△ 100	99.7		兵庫	37,300	37,500	200	100.5
	奈良	8,500	9,200	700	108.2		奈良	8,390	9,150	760	109.0
	和歌山	7,350	7,430	80	101.0		和歌山	7,310	7,380	70	100.9
	鳥取	13,900	13,900	0	100.0		鳥取	13,800	13,800	0	100.0
	島根	18,900	18,900	0	100.0		島根	18,900	18,800	△ 100	99.4
	岡山	31,500	32,100	600	101.9		岡山	31,600	32,000	400	101.2
	広島	25,600	25,500	△ 100	99.6		広島	25,700	25,500	△ 200	99.2
	山口	22,700	22,500	△ 200	99.1		山口	22,900	22,800	△ 100	99.5
	徳島	12,600	13,100	500	103.9		徳島	12,600	13,100	500	103.9
	香川	14,500	14,400	△ 100	99.3		香川	14,700	14,500	△ 200	98.6
	愛媛	15,300	15,200	△ 100	99.3		愛媛	15,300	15,200	△ 100	99.3
	高知	11,200	12,800	1,600	114.2		高知	11,300	12,900	1,600	114.1
	福岡	38,300	37,900	△ 400	98.9		福岡	38,300	38,100	△ 200	99.4
	佐賀	26,800	26,400	△ 400	98.5		佐賀	26,900	26,400	△ 500	98.1
	長崎	13,800	13,600	△ 200	98.5		長崎	13,700	13,500	△ 200	98.5
	熊本	38,900	37,600	△ 1,300	96.6		熊本	38,400	37,500	△ 900	97.6
	大分	24,600	23,500	△ 1,100	95.5		大分	24,400	23,700	△ 700	97.1
	宮崎	20,300	18,900	**△ 1,400**	93.1		宮崎	20,000	18,700	**△ 1,300**	93.5
	鹿児島	24,300	23,200	△ 1,100	95.4		鹿児島	23,900	23,000	△ 900	96.2
	沖縄	990	919	△ 71	92.8		沖縄	980	890	△ 90	90.8
	最大値			**11,300**（千葉）	**123.4**（千葉）		**最大値**			**11,400**（千葉）	**123.7**（千葉）
	最小値			**△ 1,400**（宮崎）	**80.5**（東京）		**最小値**			**△ 1,300**（宮崎）	**80.9**（東京）
	平均値			**510.8**	**100.7**		**平均値**			**554.5**	**100.8**

（注）網掛けしたものが、かい離面積の大きい上位25%の都道府県である。

（単位:ha、%）

年度	都道府県名	生産数量目標面積換算値 A	主食用水稲作付面積 B	かい離面積 (B-A)	対目標作付率 (B/A)
26	北海道	103,600	103,500	△ 100	99.9
	青森	42,400	42,200	△ 200	99.5
	岩手	51,700	51,200	△ 500	99.0
	宮城	68,400	67,900	△ 500	99.2
	秋田	75,800	76,000	200	100.2
	山形	60,400	61,100	700	101.1
	福島	63,900	62,600	△ 1,300	97.9
	茨城	65,400	72,300	6,900	110.5
	栃木	57,300	58,300	1,000	101.7
	群馬	15,600	15,900	300	101.9
	埼玉	31,200	33,900	2,700	108.6
	千葉	46,800	58,300	**11,500**	**124.5**
	東京	190	159	△ 31	**83.6**
	神奈川	2,900	3,140	240	108.2
	新潟	100,400	105,300	4,900	104.8
	富山	35,800	35,700	△ 100	99.7
	石川	24,400	24,300	△ 100	99.5
	福井	24,800	24,700	△ 100	99.5
	山梨	5,040	5,040	0	100.0
	長野	31,600	32,800	1,200	103.7
	岐阜	23,400	23,500	100	100.4
	静岡	16,100	16,600	500	103.1
	愛知	26,900	28,400	1,500	105.5
	三重	29,200	28,900	△ 300	98.9
	滋賀	31,500	31,300	△ 200	99.3
	京都	15,000	14,900	△ 100	99.3
	大阪	5,300	5,540	240	104.5
	兵庫	36,100	36,500	400	101.1
	奈良	8,160	9,040	880	110.7
	和歌山	7,090	7,230	140	101.9
	鳥取	13,100	13,000	△ 100	99.2
	島根	18,200	18,200	0	100.0
	岡山	30,500	31,100	600	101.9
	広島	24,900	24,800	△ 100	99.5
	山口	22,000	21,500	△ 500	97.7
	徳島	12,300	12,800	500	104.0
	香川	14,200	14,200	0	100.0
	愛媛	15,000	14,900	△ 100	99.3
	高知	10,900	12,700	1,800	116.5
	福岡	37,000	36,900	△ 100	99.7
	佐賀	25,800	25,300	△ 500	98.0
	長崎	13,100	13,200	100	100.7
	熊本	36,900	36,100	△ 800	97.8
	大分	23,400	22,700	△ 700	97.0
	宮崎	19,000	17,400	**△ 1,600**	91.5
	鹿児島	23,100	22,200	△ 900	96.1
	沖縄	950	860	△ 90	90.5
	最大値			**11,500**（千葉）	**124.5**（千葉）
	最小値			**△ 1,600**（宮崎）	**83.6**（東京）
	平均値			**582.5**	**101.2**

（注）網掛けしたものが、かい離面積の大きい上位25%の都道府県である。

別表6　都道府県別の配分率

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率	年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率
16	北海道	215,700	117,864	54.6	17	北海道	214,600	115,892	54.0
	青森県	81,000	51,031	63.0		青森県	80,700	50,581	62.6
	岩手県	90,100	58,083	64.4		岩手県	90,000	58,195	64.6
	宮城県	108,100	77,806	71.9		宮城県	107,700	78,169	72.5
	秋田県	125,900	87,313	69.3		秋田県	125,900	87,732	69.6
	山形県	93,600	67,128	71.7		山形県	93,000	67,516	72.5
	福島県	102,200	74,734	73.1		福島県	101,600	72,821	71.6
	茨城県	98,900	73,515	74.3		茨城県	98,700	72,117	73.0
	栃木県	99,100	64,426	65.0		栃木県	98,600	63,716	64.6
	群馬県	27,900	17,587	63.0		群馬県	27,500	17,733	64.4
	埼玉県	46,900	34,708	74.0		埼玉県	46,000	33,675	73.2
	千葉県	75,500	54,222	71.8		千葉県	74,600	52,913	70.9
	東京都	318	259	81.4		東京都	308	253	82.1
	神奈川県	4,100	3,319	80.9		神奈川県	4,080	3,256	79.8
	新潟県	148,900	108,996	73.2		新潟県	147,700	110,012	74.4
	富山県	55,700	39,255	70.4		富山県	55,500	39,379	70.9
	石川県	36,500	26,612	72.9		石川県	35,900	26,323	73.3
	福井県	36,700	27,855	75.8		福井県	36,600	27,372	74.7
	山梨県	8,190	5,720	69.8		山梨県	8,150	5,543	68.0
	長野県	50,500	35,761	70.8		長野県	50,100	35,163	70.1
	岐阜県	42,700	27,062	63.3		岐阜県	42,200	26,028	61.6
	静岡県	24,100	17,739	73.6		静岡県	23,900	17,369	72.6
	愛知県	45,600	30,950	67.8		愛知県	45,200	29,737	65.7
	三重県	46,100	32,133	69.7		三重県	45,900	31,501	68.6
	滋賀県	48,000	35,150	73.2		滋賀県	47,900	35,027	73.1
	京都府	24,500	16,727	68.2		京都府	24,100	16,278	67.5
	大阪府	10,200	6,144	60.2		大阪府	10,200	5,918	58.0
	兵庫県	65,600	40,163	61.2		兵庫県	64,500	39,282	60.9
	奈良県	15,600	9,208	59.0		奈良県	15,500	9,016	58.1
	和歌山県	10,900	7,967	73.0		和歌山県	10,900	7,785	71.4
	鳥取県	22,300	14,584	65.3		鳥取県	22,100	14,497	65.5
	島根県	29,000	20,550	70.8		島根県	28,800	20,040	69.5
	岡山県	51,800	33,885	65.4		岡山県	51,300	33,422	65.1
	広島県	40,300	27,582	68.4		広島県	40,100	27,239	67.9
	山口県	38,000	24,883	65.4		山口県	37,700	24,554	65.1
	徳島県	20,800	13,854	66.6		徳島県	20,600	13,534	65.6
	香川県	25,300	15,745	62.2		香川県	24,900	15,631	62.7
	愛媛県	24,200	16,942	70.0		愛媛県	23,900	16,432	68.7
	高知県	20,700	12,401	59.9		高知県	20,700	12,090	58.4
	福岡県	66,900	40,882	61.1		福岡県	66,500	40,232	60.4
	佐賀県	42,700	28,834	67.5		佐賀県	42,600	28,681	67.3
	長崎県	22,400	14,811	66.1		長崎県	22,400	14,512	64.7
	熊本県	68,100	41,408	60.8		熊本県	67,900	40,880	60.2
	大分県	39,000	26,549	68.0		大分県	38,800	26,288	67.7
	宮崎県	35,700	22,472	62.9		宮崎県	35,500	22,158	62.4
	鹿児島県	37,500	26,973	71.9		鹿児島県	37,300	26,563	71.2
	沖縄県	831	1,125	135.3		沖縄県	822	1,113	135.4
	最高値			81.4		最高値			82.1
	最低値			54.6		最低値			54.0

（注）最高値及び最低値の算定に沖縄県は含めていない。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率	年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率
18	北海道	214,200	112,210	52.3	19	北海道	213,600	113,891	53.3
	青森県	80,300	48,750	60.7		青森県	80,000	47,067	58.8
	岩手県	89,800	57,284	63.7		岩手県	89,700	55,777	62.1
	宮城県	107,300	76,220	71.0		宮城県	107,000	73,111	68.3
	秋田県	125,700	86,793	69.0		秋田県	125,500	87,134	69.4
	山形県	92,500	67,161	72.6		山形県	92,200	65,610	71.1
	福島県	101,200	69,643	68.8		福島県	100,700	68,715	68.2
	茨城県	98,500	68,685	69.7		茨城県	98,300	69,396	70.5
	栃木県	98,000	61,950	63.2		栃木県	97,400	62,234	63.8
	群馬県	27,300	17,265	63.2		群馬県	27,100	17,194	63.4
	埼玉県	45,600	32,313	70.8		埼玉県	45,000	32,691	72.6
	千葉県	73,800	47,883	64.8		千葉県	72,900	50,100	68.7
	東京都	297	243	81.8		東京都	292	232	79.4
	神奈川県	4,040	3,133	77.5		神奈川県	3,970	3,143	79.1
	新潟県	147,500	109,340	74.1		新潟県	147,000	110,763	75.3
	富山県	55,400	39,422	71.1		富山県	55,200	39,179	70.9
	石川県	35,700	25,734	72.0		石川県	35,400	25,974	73.3
	福井県	36,500	26,993	73.9		福井県	36,400	26,685	73.3
	山梨県	7,990	5,376	67.2		山梨県	7,930	5,320	67.0
	長野県	49,700	33,697	67.8		長野県	49,400	33,374	67.5
	岐阜県	42,100	25,430	60.4		岐阜県	41,900	25,250	60.2
	静岡県	23,600	16,795	71.1		静岡県	23,200	16,946	73.0
	愛知県	44,800	28,458	63.5		愛知県	44,400	28,761	64.7
	三重県	45,700	31,078	68.0		三重県	45,200	30,644	67.7
	滋賀県	47,700	34,329	71.9		滋賀県	47,400	33,313	70.2
	京都府	23,800	16,033	67.3		京都府	23,700	15,882	67.0
	大阪府	10,100	5,682	56.2		大阪府	10,000	5,717	57.1
	兵庫県	64,700	38,577	59.6		兵庫県	64,600	38,831	60.1
	奈良県	15,400	8,645	56.1		奈良県	15,300	8,618	56.3
	和歌山県	10,700	7,591	70.9		和歌山県	10,600	7,562	71.3
	鳥取県	22,000	14,331	65.1		鳥取県	22,000	13,996	63.6
	島根県	28,600	19,681	68.8		島根県	28,500	19,642	68.9
	岡山県	50,800	32,658	64.2		岡山県	50,300	32,230	64.0
	広島県	39,700	27,059	68.1		広島県	39,400	26,772	67.9
	山口県	37,400	24,507	65.5		山口県	37,200	24,198	65.0
	徳島県	20,500	13,093	63.8		徳島県	20,400	13,143	64.4
	香川県	25,000	15,729	62.9		香川県	24,800	15,118	60.9
	愛媛県	23,700	16,233	68.4		愛媛県	23,500	16,223	69.0
	高知県	20,600	11,137	54.0		高知県	20,600	11,405	55.3
	福岡県	66,100	40,170	60.7		福岡県	65,600	39,373	60.0
	佐賀県	42,400	28,904	68.1		佐賀県	42,300	28,138	66.5
	長崎県	22,300	14,264	63.9		長崎県	22,200	14,110	63.5
	熊本県	67,600	40,843	60.4		熊本県	67,400	40,089	59.4
	大分県	38,500	26,074	67.7		大分県	38,300	25,501	66.5
	宮崎県	35,300	21,670	61.3		宮崎県	35,200	21,016	59.7
	鹿児島県	37,100	26,146	70.4		鹿児島県	36,900	25,472	69.0
	沖縄県	820	1,087	132.5		沖縄県	825	1,055	127.8
	最高値			81.8		最高値			79.4
	最低値			52.3		最低値			53.3

（注）最高値及び最低値の算定に沖縄県は含めていない。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率	年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率
20	北海道	213,200	112,286	52.6	21	北海道	212,900	113,430	53.2
	青森県	79,700	46,165	57.9		青森県	79,400	46,000	57.9
	岩手県	89,600	55,459	61.8		岩手県	89,500	55,500	62.0
	宮城県	106,700	70,850	66.4		宮城県	106,400	72,210	67.8
	秋田県	125,400	82,917	66.1		秋田県	125,300	81,615	65.1
	山形県	91,900	64,261	69.9		山形県	91,800	64,451	70.2
	福島県	100,200	68,397	68.2		福島県	99,900	68,134	68.2
	茨城県	98,200	68,479	69.7		茨城県	98,100	68,280	69.6
	栃木県	96,600	59,650	61.7		栃木県	96,200	59,600	61.9
	群馬県	26,800	16,858	62.9		群馬県	26,600	16,835	63.2
	埼玉県	44,000	32,790	74.5		埼玉県	43,400	32,655	75.2
	千葉県	72,300	49,786	68.8		千葉県	72,100	49,730	68.9
	東京都	287	230	80.1		東京都	285	230	80.7
	神奈川県	3,900	3,137	80.4		神奈川県	3,860	3,070	79.5
	新潟県	146,500	106,903	72.9		新潟県	145,500	106,948	73.5
	富山県	55,100	38,720	70.2		富山県	54,900	38,720	70.5
	石川県	35,200	25,780	73.2		石川県	34,900	25,990	74.4
	福井県	36,300	26,370	72.6		福井県	36,200	26,370	72.8
	山梨県	7,820	5,240	67.0		山梨県	7,680	5,290	68.8
	長野県	48,700	33,208	68.1		長野県	48,400	33,474	69.1
	岐阜県	41,600	24,951	59.9		岐阜県	41,400	24,953	60.2
	静岡県	22,900	16,736	73.0		静岡県	22,600	16,710	73.9
	愛知県	43,300	28,455	65.7		愛知県	42,700	28,430	66.5
	三重県	44,700	30,026	67.1		三重県	44,500	30,063	67.5
	滋賀県	47,200	33,626	71.2		滋賀県	47,000	33,750	71.8
	京都府	23,600	15,814	67.0		京都府	23,400	15,842	67.7
	大阪府	9,870	5,661	57.3		大阪府	9,700	5,678	58.5
	兵庫県	64,400	38,389	59.6		兵庫県	64,200	38,370	59.7
	奈良県	15,100	8,506	56.3		奈良県	15,000	8,500	56.6
	和歌山県	10,400	7,511	72.2		和歌山県	10,200	7,474	73.2
	鳥取県	21,900	14,220	64.9		鳥取県	21,900	14,106	64.4
	島根県	28,300	19,314	68.2		島根県	28,200	19,261	68.3
	岡山県	49,800	31,793	63.8		岡山県	49,500	31,773	64.1
	広島県	39,100	26,440	67.6		広島県	38,900	26,461	68.0
	山口県	37,000	24,135	65.2		山口県	36,900	24,180	65.5
	徳島県	20,300	12,989	63.9		徳島県	20,200	12,847	63.5
	香川県	24,600	15,355	62.4		香川県	24,500	15,361	62.6
	愛媛県	23,300	16,031	68.8		愛媛県	23,100	16,030	69.3
	高知県	20,500	11,377	55.4		高知県	20,500	11,363	55.4
	福岡県	65,300	39,370	60.2		福岡県	65,000	39,530	60.8
	佐賀県	42,200	27,389	64.9		佐賀県	42,100	27,260	64.7
	長崎県	22,000	14,002	63.6		長崎県	21,900	14,001	63.9
	熊本県	67,100	40,088	59.7		熊本県	66,800	40,090	60.0
	大分県	38,000	25,278	66.5		大分県	37,800	25,140	66.5
	宮崎県	35,100	20,955	59.7		宮崎県	35,000	20,921	59.7
	鹿児島県	36,800	25,180	68.4		鹿児島県	36,600	25,180	68.7
	沖縄県	813	1,046	128.6		沖縄県	822	1,044	127.0
	最高値			80.4		最高値			80.7
	最低値			52.6		最低値			53.2

（注）最高値及び最低値の算定に沖縄県は含めていない。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率	年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率
22	北海道	212,300	112,990	53.2	23	北海道	212,100	109,467	51.6
	青森県	79,300	46,090	58.1		青森県	79,200	45,962	58.0
	岩手県	89,400	55,390	61.9		岩手県	88,600	52,920	59.7
	宮城県	106,200	72,121	67.9		宮城県	98,200	67,639	68.8
	秋田県	125,200	80,703	64.4		秋田県	125,100	78,481	62.7
	山形県	91,600	64,170	70.0		山形県	91,500	62,520	68.3
	福島県	99,600	68,025	68.2		福島県	95,100	63,303	66.5
	茨城県	98,000	68,340	69.7		茨城県	97,400	68,550	70.3
	栃木県	95,700	59,700	62.3		栃木県	95,100	60,001	63.0
	群馬県	26,300	16,850	64.0		群馬県	26,000	16,570	63.7
	埼玉県	43,100	32,857	76.2		埼玉県	42,700	32,745	76.6
	千葉県	71,900	49,180	68.4		千葉県	71,500	48,692	68.1
	東京都	283	230	81.2		東京都	279	192	68.8
	神奈川県	3,840	3,060	79.6		神奈川県	3,800	3,040	80.0
	新潟県	145,000	104,243	71.8		新潟県	144,500	104,375	72.2
	富山県	54,800	38,640	70.5		富山県	54,800	36,742	67.0
	石川県	34,700	25,551	73.6		石川県	34,600	25,408	73.4
	福井県	36,100	26,320	72.9		福井県	36,100	25,820	71.5
	山梨県	7,550	5,260	69.6		山梨県	7,470	5,277	70.6
	長野県	48,200	33,088	68.6		長野県	48,000	32,640	68.0
	岐阜県	41,200	25,158	61.0		岐阜県	41,100	24,720	60.1
	静岡県	22,400	16,797	74.9		静岡県	22,300	16,780	75.2
	愛知県	42,400	28,453	67.1		愛知県	42,200	28,110	66.6
	三重県	44,100	30,110	68.2		三重県	43,800	30,126	68.7
	滋賀県	46,900	33,680	71.8		滋賀県	46,800	32,700	69.8
	京都府	23,300	15,810	67.8		京都府	23,200	15,601	67.2
	大阪府	9,560	5,680	59.4		大阪府	9,420	5,620	59.6
	兵庫県	63,900	38,327	59.9		兵庫県	63,700	37,929	59.5
	奈良県	14,900	8,519	57.1		奈良県	14,800	8,564	57.8
	和歌山県	10,100	7,536	74.6		和歌山県	9,980	7,485	75.0
	鳥取県	21,800	14,096	64.6		鳥取県	21,500	13,908	64.6
	島根県	28,100	19,250	68.5		島根県	27,800	18,990	68.3
	岡山県	48,800	31,790	65.1		岡山県	48,600	31,820	65.4
	広島県	38,600	26,400	68.3		広島県	38,300	25,430	66.3
	山口県	36,600	24,130	65.9		山口県	36,400	22,580	62.0
	徳島県	20,200	12,860	63.6		徳島県	20,100	12,840	63.8
	香川県	24,400	15,331	62.8		香川県	24,300	14,740	60.6
	愛媛県	22,900	16,000	69.8		愛媛県	22,800	15,440	67.7
	高知県	20,400	11,383	55.7		高知県	20,300	11,500	56.6
	福岡県	64,700	39,550	61.1		福岡県	64,500	38,430	59.5
	佐賀県	41,900	28,379	67.7		佐賀県	41,800	26,975	64.5
	長崎県	21,800	14,160	64.9		長崎県	21,800	13,820	63.3
	熊本県	66,700	40,210	60.2		熊本県	66,600	39,230	58.9
	大分県	37,600	25,230	67.1		大分県	37,500	24,620	65.6
	宮崎県	34,900	20,880	59.8		宮崎県	34,900	20,230	57.9
	鹿児島県	36,600	25,130	68.6		鹿児島県	36,500	24,430	66.9
	沖縄県	823	1,040	126.3		沖縄県	811	1,000	123.3
	最高値			81.2		最高値			80.0
	最低値			53.2		最低値			51.6

（注）最高値及び最低値の算定に沖縄県は含めていない。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率	年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率
24	北海道	211,700	109,200	51.5	25	北海道	211,600	107,100	50.6
	青森県	79,100	44,700	56.5		青森県	78,800	44,600	56.5
	岩手県	88,700	53,100	59.8		岩手県	88,500	53,700	60.6
	宮城県	99,900	69,600	69.6		宮城県	101,800	71,400	70.1
	秋田県	125,000	77,600	62.0		秋田県	125,000	78,100	62.4
	山形県	91,400	62,100	67.9		山形県	91,300	63,000	69.0
	福島県	95,300	66,500	69.7		福島県	95,400	65,300	68.4
	茨城県	97,500	67,400	69.1		茨城県	97,300	66,800	68.6
	栃木県	94,600	59,500	62.8		栃木県	94,300	59,600	63.2
	群馬県	25,800	16,600	64.3		群馬県	25,700	16,300	63.4
	埼玉県	42,300	32,300	76.3		埼玉県	41,900	32,000	76.3
	千葉県	71,700	48,200	67.2		千葉県	71,600	48,000	67.0
	東京都	277	200	72.2		東京都	275	199	72.3
	神奈川県	3,780	3,030	80.1		神奈川県	3,740	2,970	79.4
	新潟県	143,800	103,200	71.7		新潟県	143,800	102,800	71.4
	富山県	54,700	36,700	67.0		富山県	54,500	36,600	67.1
	石川県	34,400	25,300	73.5		石川県	34,300	25,000	72.8
	福井県	36,000	25,700	71.3		福井県	36,000	25,800	71.6
	山梨県	7,410	5,240	70.7		山梨県	7,370	5,210	70.6
	長野県	47,900	32,700	68.2		長野県	47,600	32,800	68.9
	岐阜県	41,000	24,700	60.2		岐阜県	40,900	24,400	59.6
	静岡県	22,200	16,700	75.2		静岡県	22,000	16,500	75.0
	愛知県	42,100	27,900	66.2		愛知県	41,900	27,600	65.8
	三重県	43,500	29,800	68.5		三重県	43,300	29,800	68.8
	滋賀県	46,700	33,100	70.8		滋賀県	46,600	32,900	70.6
	京都府	23,100	15,700	67.9		京都府	22,900	15,400	67.2
	大阪府	9,320	5,500	59.0		大阪府	9,200	5,450	59.2
	兵庫県	63,500	37,600	59.2		兵庫県	63,300	37,300	58.9
	奈良県	14,800	8,500	57.4		奈良県	14,700	8,390	57.0
	和歌山県	9,780	7,350	75.1		和歌山県	9,780	7,310	74.7
	鳥取県	21,400	13,900	64.9		鳥取県	21,400	13,800	64.4
	島根県	27,700	18,900	68.2		島根県	27,700	18,900	68.2
	岡山県	48,100	31,500	65.4		岡山県	47,700	31,600	66.2
	広島県	38,200	25,600	67.0		広島県	38,000	25,700	67.6
	山口県	36,200	22,700	62.7		山口県	36,100	22,900	63.4
	徳島県	20,000	12,600	63.0		徳島県	20,000	12,600	63.0
	香川県	24,200	14,500	59.9		香川県	24,100	14,700	60.9
	愛媛県	22,600	15,300	67.6		愛媛県	22,500	15,300	68.0
	高知県	20,300	11,200	55.1		高知県	20,200	11,300	55.9
	福岡県	64,200	38,300	59.6		福岡県	64,100	38,300	59.7
	佐賀県	41,800	26,800	64.1		佐賀県	41,700	26,900	64.5
	長崎県	21,700	13,800	63.5		長崎県	21,700	13,700	63.1
	熊本県	66,000	38,900	58.9		熊本県	66,100	38,400	58.0
	大分県	37,200	24,600	66.1		大分県	37,200	24,400	65.5
	宮崎県	34,800	20,300	58.3		宮崎県	34,700	20,000	57.6
	鹿児島県	36,400	24,300	66.7		鹿児島県	36,300	23,900	65.8
	沖縄県	797	990	124.2		沖縄県	797	980	122.9
	最高値			80.1		最高値			79.4
	最低値			51.5		最低値			50.6

（注）最高値及び最低値の算定に沖縄県は含めていない。

（単位：ha、%）

年度	都道府県名	水田面積	生産数量目標面積換算値	配分率
26	北海道	211,600	103,600	48.9
	青森県	78,100	42,400	54.2
	岩手県	88,400	51,700	58.4
	宮城県	102,600	68,400	66.6
	秋田県	124,900	75,800	60.6
	山形県	91,300	60,400	66.1
	福島県	95,800	63,900	66.7
	茨城県	97,100	65,400	67.3
	栃木県	94,200	57,300	60.8
	群馬県	25,500	15,600	61.1
	埼玉県	41,700	31,200	74.8
	千葉県	71,400	46,800	65.5
	東京都	269	190	70.6
	神奈川県	3,710	2,900	78.1
	新潟県	143,600	100,400	69.9
	富山県	54,400	35,800	65.8
	石川県	34,100	24,400	71.5
	福井県	35,900	24,800	69.0
	山梨県	7,390	5,040	68.2
	長野県	47,400	31,600	66.6
	岐阜県	40,700	23,400	57.4
	静岡県	21,900	16,100	73.5
	愛知県	41,700	26,900	64.5
	三重県	43,200	29,200	67.5
	滋賀県	46,400	31,500	67.8
	京都府	22,700	15,000	66.0
	大阪府	9,040	5,300	58.6
	兵庫県	63,000	36,100	57.3
	奈良県	14,500	8,160	56.2
	和歌山県	9,600	7,090	73.8
	鳥取県	21,300	13,100	61.5
	島根県	27,500	18,200	66.1
	岡山県	47,400	30,500	64.3
	広島県	37,800	24,900	65.8
	山口県	35,900	22,000	61.2
	徳島県	19,900	12,300	61.8
	香川県	23,900	14,200	59.4
	愛媛県	22,300	15,000	67.2
	高知県	20,200	10,900	53.9
	福岡県	63,900	37,000	57.9
	佐賀県	41,500	25,800	62.1
	長崎県	21,500	13,100	60.9
	熊本県	66,000	36,900	55.9
	大分県	37,200	23,400	62.9
	宮崎県	34,600	19,000	54.9
	鹿児島県	36,200	23,100	63.8
	沖縄県	798	950	119.0
	最高値			78.1
	最低値			48.9

（注）最高値及び最低値の算定に沖縄県は含めていない。

別表7　政策評価における生産調整対策に係る評価指標及び評価結果

基本計画	政策評価対象年度	目標に対する評価指標	実績	評価結果	備考
12年度	16	（政策分野） 米の需給政策 （評価指標） ① 主食用等生産量857万ｔ ② 主食用等供給量859万ｔ以上 ※ 豊作・平年作(作況指数99以上)の場合は①、不作(作況指数98以下)の場合は②により評価	1,125万ｔ （目標値②を適用）	達成ランク Ａ	達成ランク ① 目標値に対する達成度90%以上：Ａ ② 目標値に対する達成度50%以上90%未満：Ｂ ③ 目標値に対する達成度50%未満：Ｃ
17年度	17	（政策分野） 主要食糧の需給の安定の確保 （評価指標） ① 都道府県、地域段階における生産目標数量の配分要素 a）都道府県段階における販売戦略要素を用いた設定割合の増加 b）市町村段階における販売戦略要素を用いた設定割合の増加 ② 情報提供の体制 ＪＡから農業者への情報提供の実施率の増加 ③ 需要に応じた米づくりの取組状況 地域水田農業ビジョンにおいて、需要に応じた米づくりに向けた取組を実施している協議会の割合の増加 ④ 流通の多様化 農協等における独自販売数量の増加 ⑤ 豊作時における過剰米の区分出荷	① a）87%→91% b）11%→24% ② 60%→95% ③ 80%→91% ④ 109万ｔ→120万ｔ ⑤ 適切に区分出荷された	所期の目標は達成している	達成ランク (定量的な目標を設定したもの) ① 達成度90%以上：Ａ ② 達成度50%以上90%未満：Ｂ ③ 達成度50%未満：Ｃ (定性的な目標を設定したもの) ① おおむね有効 ② 有効性の向上が必要 ③ 有効性に問題あり
	18		① a）91%→98% b）24%→29% ② 95%→97% ③ 91%→95% ④ 145万ｔ→165万ｔ ⑤ 該当なし	おおむね有効	
	19	（政策分野） 主要食糧の需給の安定の確保 （評価指標） ① 全ての生産調整方針作成者が生産数量目標の配分の一般ルールの設定等の議論に参加している地域協議会の割合 ② 議事録を公開している地域協議会数 ③ 豊作時における過剰米数量に対する区分出荷数量の割合	① 99% ② 335(21%) →397(25%) ③ 該当なし	おおむね有効	
	20	（政策分野） 主要食糧の需給の安定の確保 （評価指標） ① 全ての水稲生産農業者に対して生産数量の目標を通知している地域協議会等の割合 ② 全国の需要量に関する情報に対する水稲生産実施計画書を提出している農業者の生産数量目標の割合 ③ 豊作における区分出荷予定数量に対する区分出荷実績数量の割合	① 99% ② 87% ③ 96%	おおむね有効	
	21	（政策分野） 主要食糧の需給の安定の確保 （評価指標） ① 全ての水稲生産農業者に対して生産数量の目標を通知している地域協議会等の割合：100% ② 全国の需要量に関する情報に対する水稲生産実施計画書を提出している農業者の生産数量目標の割合：100% ③ 全国の需要量に関する情報に対する主食用米の過剰生産量の割合：0% ④ 豊作時における過剰米数量のうち区分出荷された数量の割合：100% ⑤ 新規需要米(米粉・飼料用米)の生産拡大面積：前年より増加	① 100% ② 94% ③ 2% ④ 該当なし ⑤ 4,811ha増加	① Ａ ② Ａ ③ Ａ ④ － ⑤ おおむね有効	
22年度	22	（政策分野） 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 （評価指標） ① 米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数：52件 ② パン・中華麺用品小麦品種の作付シェア：9% その他	① 39件 ② 10%	① 46% Ｃ ② 150% Ａ	達成度合 (定量的に判定する場合) ① 目標値に対する達成度合90%以上：Ａ ② 目標値に対する達成度合50%以上90%未満：Ｂ ③ 目標値に対する達成度合50%未満：Ｃ (定性的に判定する場合) ① おおむね有効 ② 有効性の向上が必要 ③ 有効性に問題あり
		（政策分野） 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 （評価指標） ① 農地面積のうち販売農家が担う面積の割合：70.4% ② 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合：4.6% ③ 農地面積のうち集落営農が担う面積の割合：11.4%	① 69.5% ② 4.2% ③ 10.8%	① おおむね有効 ② 91% Ａ ③ 95% Ａ	

基本計画	政策評価対象年度	目標に対する評価指標	実績	評価結果	備考
22年度	23	（政策分野） 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 （評価指標） ① 米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数：76件 ② パン・中華麺用品小麦品種の作付シェア：9% その他	① 52件 ② 10%	① 50% B ② 150% A	達成度合 （定量的に判定する場合） ① 目標値に対する達成度合90%以上：A ② 目標値に対する達成度合50%以上90%未満：B ③ 目標値に対する達成度合50%未満：C （定性的に判定する場合） ① おおむね有効 ② 有効性の向上が必要 ③ 有効性に問題あり
		（政策分野） 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 （評価指標） ① 農地面積のうち販売農家が担う面積の割合：70.2% ② 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合：5.1% ③ 農地面積のうち集落営農が担う面積の割合：12%	① 69.1% ② 4.6% ③ 11%	① おおむね有効 ② おおむね有効 ③ おおむね有効	
	24	（政策分野） 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 （評価指標） ① 米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数：100件 ② パン・中華麺用品小麦品種の作付シェア：10% その他	① 53件 ② 12%	① 35% C ② 150%超 （※ 150%を超える達成度合となったため、達成度合の判定を行わない）	
		（政策分野） 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 （評価指標） ① 農地面積のうち販売農家が担う面積の割合：70.0% ② 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合：5.7% ③ 農地面積のうち集落営農が担う面積の割合：12.7%	① 68.2% ② 4.9% ③ 11.0%	① おおむね有効 ② 有効性の向上が必要 ③ 有効性の向上が必要	
	25	（政策分野） 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 （評価指標） ① 米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数：77件 ② パン・中華麺用品小麦品種の作付シェア：11% その他	① 56件 ② 16%	① 13% C ② 225% A	達成度合 （定量的に判定する場合） ① 目標値に対する達成度合90%以上：A ② 目標値に対する達成度合50%以上90%未満：B ③ 目標値に対する達成度合50%未満：C （定性的に判定する場合） ① おおむね有効：A ② 有効性の向上が必要：B ③ 有効性に問題あり：C
		（政策分野） 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 （評価指標） ① 農地面積のうち販売農家が担う面積の割合：69.9% ② 農地面積のうち法人経営が担う面積の割合：6.2% ③ 農地面積のうち集落営農が担う面積の割合：13.4%	① 67.8% ② 5.2% ③ 10.9%	① おおむね有効 A ② 有効性の向上が必要 B ③ 有効性に問題がある C	
	26	（政策分野） 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 （評価指標） ① 飼料用米・米粉用米の作付面積：45,657ha ② パン・中華麺用品小麦品種の作付シェア：12% その他	① 37,282ha ② 21%（暫定値）	－	27年3月に政策評価体系が見直されたことから、見直し前の政策評価体系での評価は実施されていない。 ただし、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事前分析表が作成されており、当該事前分析表において設定された目標値に対する実績の測定が行われている。
		（政策分野） 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 （評価指標） ① 担い手が利用する農地面積の割合：年間14万ha	① 6.3万ha	－	

（注）生産調整対策と関連性が高いと考えられる主な評価指標等について記載している。

別表8　麦又は大豆への転作を行った場合の交付金等の交付単価の推移

生産調整対策名	年度	転作を行った場合に通常交付された交付金等		とも補償金	加算措置	
		基本単価（円）	交付金等の内訳	とも補償単価（円）	加算単価（円）	加算措置の内訳
稲作転換対策	昭和44	20,000	稲作転換奨励金	－	－	
米生産調整対策	45	34,911	米生産調整奨励補助金 81円×431kg	－	－	
米生産調整及び稲作転換対策	46	34,920	普通転作奨励補助金 68円×440kg＋5000円	－	－	
	47	35,056	普通転作奨励補助金 68円×442kg＋5000円	－	－	
	48	35,192	普通転作奨励補助金 68円×444kg＋5000円	－	－	
	49	35,328	普通転作奨励補助金 68円×446kg＋5000円	－	－	
	50	35,600	普通転作奨励補助金 68円×450kg＋5000円	－	－	
水田総合利用対策	51	41,000	転作奨励補助金（一般奨励作物、単収455kg）	－	10,000	集団転作加算
	52	41,000	転作奨励補助金（一般奨励作物、単収455kg）	－	10,000	集団転作加算
水田利用再編対策	53	56,000	転作奨励補助金（特定作物、単収460kg）	－	20,000	計画加算等
	54	56,000	転作奨励補助金（特定作物、単収466kg）	－	20,000	計画加算等
	55	56,000	転作奨励補助金（特定作物、単収471kg）	－	20,000	計画加算等
	56	50,000	転作奨励補助金（特定作物、単収474kg）	－	13,500	計画加算等
	57	51,000	転作奨励補助金（特定作物、単収477kg）	－	13,500	計画加算等
	58	51,000	転作奨励補助金（特定作物、単収478kg）	－	13,500	計画加算等
	59	43,000	転作奨励補助金（特定作物、単収479kg）	－	20,000	計画加算等
	60	43,000	転作奨励補助金（特定作物、単収481kg）	－	20,000	計画加算等
	61	44,000	転作奨励補助金（特定作物、単収484kg）	－	20,000	計画加算等
水田農業確立対策	62	21,000	水田農業確立助成補助金（一般作物、単収487kg）	－	30,000	生産性向上等加算20,000円、地域営農加算10,000円
	63	21,000	水田農業確立助成補助金（一般作物、単収490kg）	－	30,000	生産性向上等加算20,000円、地域営農加算10,000円
	平成元	21,000	水田農業確立助成補助金（一般作物、単収492kg）	－	30,000	生産性向上等加算20,000円、地域営農加算10,000円
	2	21,000	水田農業確立助成補助金（一般作物、単収494kg）	－	30,000	生産性向上等加算20,000円、地域営農加算10,000円
	3	21,000	水田農業確立助成補助金（一般作物、単収497kg）	－	30,000	生産性向上等加算20,000円、地域営農加算10,000円
	4	21,000	水田農業確立助成補助金（一般作物、単収498kg）	－	30,000	生産性向上等加算20,000円、地域営農加算10,000円

生産調整対策名	年度	転作を行った場合に通常交付された交付金等		とも補償金	加算措置	
		基本単価（円）	交付金等の内訳	とも補償単価（円）	加算単価（円）	加算措置の内訳
水田営農活性化対策	5	20,000	水田営農確立助成（一般作物）	－	17,000	地域営農推進助成10,000円、特定転作推進助成3,000円、計画推進助成4,000円
	6	20,000	水田営農確立助成（一般作物）	－	17,000	地域営農推進助成10,000円、特定転作推進助成3,000円、計画推進助成4,000円
	7	20,000	水田営農確立助成（一般作物）	－	17,000	地域営農推進助成10,000円、特定転作推進助成3,000円、計画推進助成4,000円
新生産調整推進対策	8	12,000	水田営農確立助成（一般作物）	－	7,000	特定転作推進助成3,000円、計画推進助成4,000円
	9	12,000	水田営農確立助成（一般作物）	－	7,000	特定転作推進助成3,000円、計画推進助成4,000円
緊急生産調整推進対策	10	10,000	水田営農確立助成（一般作物）	25,000	－	
	11	10,000	団地形成助成（一般作物）	25,000	－	
水田農業経営確立対策	12	40,000	基本助成（一般型）	20,000	10,000	水田高度利用等加算
	13	40,000	基本助成（一般型）	20,000	10,000	水田高度利用等加算
	14	40,000	基本助成（一般型）	20,000	10,000	水田高度利用等加算
	15	40,000	基本助成（一般型）	20,000	10,000	水田高度利用等加算
水田農業構造改革対策	16	10,000	産地づくり交付金	－	40,000	担い手加算
	17	10,000	産地づくり交付金	－	40,000	担い手加算
	18	10,000	産地づくり交付金	－	40,000	担い手加算
	19	10,000	産地づくり交付金	－	40,000	担い手加算
	20	10,000	産地づくり交付金	－	40,000	担い手加算
	21	5,000	産地確立交付金	－	30,000	担い手加算
戸別所得補償モデル対策	22	35,000	水田利活用自給力向上事業に係る交付金	－	－	
農業者戸別所得補償制度	23	35,000	水田活用の所得補償交付金	－	－	
	24	35,000	水田活用の所得補償交付金	－	－	
経営所得安定対策	25	35,000	水田活用の直接支払交付金	－	－	
経営所得安定対策等	26	35,000	水田活用の直接支払交付金	－	－	

別表9　転作状況の推移

（単位：ha、億円）

年 度	水田面積	転作面積	生産調整に係る交付金等の交付額
昭和44	3,204,000	34,500	10
45	3,180,000	88,100	1,124
46	3,134,000	195,300	1,711
47	3,088,000	216,100	1,809
48	3,053,000	216,400	1,806
49	2,994,000	203,700	1,105
50	2,959,000	172,300	928
51	2,936,000	145,700	759
52	2,927,000	158,400	925
53	2,905,000	282,400	2,600
54	2,881,000	305,700	2,827
55	2,858,000	367,300	3,578
56	2,836,000	414,900	3,567
57	2,817,000	420,500	3,592
58	2,798,000	404,400	3,381
59	2,783,000	378,100	2,409
60	2,766,000	347,600	2,225
61	2,748,000	359,900	2,322
62	2,729,000	445,500	1,946
63	2,710,000	457,900	1,924
平成元	2,692,000	449,000	1,833
2	2,672,000	446,400	1,677
3	2,652,000	443,000	1,648
4	2,631,000	382,500	1,374
5	2,613,000	336,600	975
6	2,596,000	280,800	697
7	2,579,000	303,800	840
8	2,560,000	344,500	1,359
9	2,539,000	346,100	1,363
10	2,519,000	421,500	1,156
11	2,501,000	427,100	1,137
12	2,485,000	437,900	1,440
13	2,469,000	469,500	1,736
14	2,454,000	473,500	1,857
15	2,440,000	481,300	1,973
16	2,425,000	447,700	1,443
17	2,410,000	431,100	1,443
18	2,398,000	428,100	1,442
19	2,386,000	428,600	1,475
20	2,373,000	480,000	1,475
21	2,364,000	483,500	2,236
22	2,355,000	504,500	1,890
23	2,334,000	532,800	2,218
24	2,329,000	535,600	2,223
25	2,326,000	541,700	2,161
26	2,320,000	581,300	2,498

(注)生産調整に係る交付金等の交付額には、米戸別所得補償モデル事業に係る交付金交付額（平成22年度）、米の所得補償交付金交付額（平成23、24両年度）、米の直接支払交付金交付額（平成25、26両年度）は含まれていない。

別表10　都道府県別の米以外の作物への転作率の状況

年度等 / 都道府県名	16			17		
	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)
北海道	215,700	93,000	43.1	214,600	93,200	43.4
青森県	81,000	19,000	23.4	80,700	18,900	23.4
岩手県	90,100	20,300	22.5	90,000	19,200	21.3
宮城県	108,100	18,500	17.1	107,700	18,200	16.8
秋田県	125,900	22,000	17.4	125,900	20,200	16.0
山形県	93,600	18,200	19.4	93,000	17,100	18.3
福島県	102,200	12,900	12.6	101,600	11,500	11.3
茨城県	98,900	11,600	11.7	98,700	11,300	11.4
栃木県	99,100	16,200	16.3	98,600	16,000	16.2
群馬県	27,900	4,470	16.0	27,500	4,400	16.0
埼玉県	46,900	2,720	5.7	46,000	2,510	5.4
千葉県	75,500	3,700	4.9	74,600	3,430	4.5
東京都	318	40	12.5	308	42	13.6
神奈川県	4,100	344	8.3	4,080	320	7.8
新潟県	148,900	15,400	10.3	147,700	14,800	10.0
富山県	55,700	9,760	17.5	55,500	9,220	16.6
石川県	36,500	3,390	9.2	35,900	2,970	8.2
福井県	36,700	4,960	13.5	36,600	4,500	12.2
山梨県	8,190	1,460	17.8	8,150	1,430	17.5
長野県	50,500	10,100	20.0	50,100	9,840	19.6
岐阜県	42,700	5,790	13.5	42,200	5,750	13.6
静岡県	24,100	2,760	11.4	23,900	2,570	10.7
愛知県	45,600	6,740	14.7	45,200	6,520	14.4
三重県	46,100	4,540	9.8	45,900	4,750	10.3
滋賀県	48,000	5,980	12.4	47,900	6,000	12.5
京都府	24,500	3,890	15.8	24,100	3,420	14.1
大阪府	10,200	1,510	14.8	10,200	1,530	15.0
兵庫県	65,600	12,500	19.0	64,500	12,200	18.9
奈良県	15,600	2,060	13.2	15,500	2,060	13.2
和歌山県	10,900	1,190	10.9	10,900	1,100	10.0
鳥取県	22,300	5,030	22.5	22,100	4,820	21.8
島根県	29,000	3,470	11.9	28,800	3,330	11.5
岡山県	51,800	6,400	12.3	51,300	6,070	11.8
広島県	40,300	5,820	14.4	40,100	5,200	12.9
山口県	38,000	5,730	15.0	37,700	5,450	14.4
徳島県	20,800	3,830	18.4	20,600	3,650	17.7
香川県	25,300	5,440	21.5	24,900	4,840	19.4
愛媛県	24,200	4,580	18.9	23,900	4,060	16.9
高知県	20,700	5,060	24.4	20,700	5,010	24.2
福岡県	66,900	14,800	22.1	66,500	14,100	21.2
佐賀県	42,700	10,800	25.2	42,600	10,500	24.6
長崎県	22,400	4,140	18.4	22,400	4,070	18.1
熊本県	68,100	15,000	22.0	67,900	14,100	20.7
大分県	39,000	7,390	18.9	38,800	6,690	17.2
宮崎県	35,700	10,200	28.5	35,500	9,550	26.9
鹿児島県	37,500	4,730	12.6	37,300	4,760	12.7
沖縄県	831	65	7.8	822	70	8.5

年度等 / 都道府県名	18			19		
	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)
北海道	214,200	96,200	44.9	213,600	95,000	44.4
青森県	80,300	18,800	23.4	80,000	19,800	24.7
岩手県	89,800	19,100	21.2	89,700	19,500	21.7
宮城県	107,300	18,700	17.4	107,000	20,400	19.0
秋田県	125,700	19,200	15.2	125,500	19,000	15.1
山形県	92,500	16,700	18.0	92,200	18,000	19.5
福島県	101,200	10,900	10.7	100,700	10,700	10.6
茨城県	98,500	11,200	11.3	98,300	11,200	11.3
栃木県	98,000	15,500	15.8	97,400	15,100	15.5
群馬県	27,300	4,330	15.8	27,100	4,160	15.3
埼玉県	45,600	2,250	4.9	45,000	2,000	4.4
千葉県	73,800	3,360	4.5	72,900	3,060	4.1
東京都	297	30	10.1	292	29	9.9
神奈川県	4,040	309	7.6	3,970	303	7.6
新潟県	147,500	14,800	10.0	147,000	14,300	9.7
富山県	55,400	9,090	16.4	55,200	9,120	16.5
石川県	35,700	2,900	8.1	35,400	2,880	8.1
福井県	36,500	4,730	12.9	36,400	4,670	12.8
山梨県	7,990	1,390	17.3	7,930	1,360	17.1
長野県	49,700	9,650	19.4	49,400	9,500	19.2
岐阜県	42,100	5,970	14.1	41,900	5,950	14.2
静岡県	23,600	2,410	10.2	23,200	2,310	9.9
愛知県	44,800	6,440	14.3	44,400	6,190	13.9
三重県	45,700	4,830	10.5	45,200	4,840	10.7
滋賀県	47,700	6,320	13.2	47,400	6,730	14.1
京都府	23,800	3,470	14.5	23,700	3,450	14.5
大阪府	10,100	1,510	14.9	10,000	1,500	15.0
兵庫県	64,700	11,800	18.2	64,600	11,800	18.2
奈良県	15,400	2,020	13.1	15,300	1,980	12.9
和歌山県	10,700	1,080	10.0	10,600	1,060	10.0
鳥取県	22,000	4,760	21.6	22,000	4,800	21.8
島根県	28,600	3,380	11.8	28,500	3,400	11.9
岡山県	50,800	5,910	11.6	50,300	5,960	11.8
広島県	39,700	5,440	13.7	39,400	5,340	13.5
山口県	37,400	5,360	14.3	37,200	5,120	13.7
徳島県	20,500	3,420	16.6	20,400	3,390	16.6
香川県	25,000	4,150	16.6	24,800	4,100	16.5
愛媛県	23,700	3,960	16.7	23,500	3,780	16.0
高知県	20,600	4,930	23.9	20,600	4,970	24.1
福岡県	66,100	13,500	20.4	65,600	13,500	20.5
佐賀県	42,400	10,400	24.5	42,300	10,900	25.7
長崎県	22,300	4,020	18.0	22,200	3,990	17.9
熊本県	67,600	13,800	20.4	67,400	13,900	20.6
大分県	38,500	6,210	16.1	38,300	5,810	15.1
宮崎県	35,300	9,320	26.4	35,200	9,160	26.0
鹿児島県	37,100	4,460	12.0	36,900	4,510	12.2
沖縄県	820	71	8.6	825	71	8.6

年度等 / 都道府県名	20			21		
	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)
北海道	213,200	95,800	44.9	212,900	95,900	45.0
青森県	79,700	20,400	25.5	79,400	20,800	26.1
岩手県	89,600	21,100	23.5	89,500	20,800	23.2
宮城県	106,700	22,400	20.9	106,400	21,500	20.2
秋田県	125,400	22,000	17.5	125,300	21,200	16.9
山形県	91,900	19,500	21.2	91,800	19,300	21.0
福島県	100,200	11,000	10.9	99,900	11,000	11.0
茨城県	98,200	11,500	11.7	98,100	11,400	11.6
栃木県	96,600	15,100	15.6	96,200	16,400	17.0
群馬県	26,800	4,050	15.1	26,600	3,980	14.9
埼玉県	44,000	2,100	4.7	43,400	2,140	4.9
千葉県	72,300	3,100	4.2	72,100	3,030	4.2
東京都	287	37	12.8	285	31	10.8
神奈川県	3,900	294	7.5	3,860	274	7.0
新潟県	146,500	15,000	10.2	145,500	14,300	9.8
富山県	55,100	8,550	15.5	54,900	9,050	16.4
石川県	35,200	2,940	8.3	34,900	2,830	8.1
福井県	36,300	5,170	14.2	36,200	5,410	14.9
山梨県	7,820	1,310	16.7	7,680	1,240	16.1
長野県	48,700	9,730	19.9	48,400	9,610	19.8
岐阜県	41,600	5,930	14.2	41,400	6,020	14.5
静岡県	22,900	2,240	9.7	22,600	2,230	9.8
愛知県	43,300	6,160	14.2	42,700	6,120	14.3
三重県	44,700	5,100	11.4	44,500	5,270	11.8
滋賀県	47,200	7,020	14.8	47,000	7,070	15.0
京都府	23,600	3,700	15.6	23,400	3,640	15.5
大阪府	9,870	1,460	14.7	9,700	1,430	14.7
兵庫県	64,400	11,700	18.1	64,200	11,700	18.2
奈良県	15,100	1,970	13.0	15,000	1,930	12.8
和歌山県	10,400	1,030	9.9	10,200	1,010	9.9
鳥取県	21,900	5,220	23.8	21,900	5,190	23.6
島根県	28,300	3,360	11.8	28,200	3,400	12.0
岡山県	49,800	5,890	11.8	49,500	5,760	11.6
広島県	39,100	5,410	13.8	38,900	5,380	13.8
山口県	37,000	4,800	12.9	36,900	4,750	12.8
徳島県	20,300	3,240	15.9	20,200	3,260	16.1
香川県	24,600	4,020	16.3	24,500	3,860	15.7
愛媛県	23,300	3,620	15.5	23,100	3,510	15.1
高知県	20,500	5,000	24.3	20,500	4,990	24.3
福岡県	65,300	13,400	20.5	65,000	13,500	20.7
佐賀県	42,200	11,900	28.1	42,100	11,800	28.0
長崎県	22,000	3,920	17.8	21,900	4,030	18.4
熊本県	67,100	14,100	21.0	66,800	13,900	20.8
大分県	38,000	5,860	15.4	37,800	5,950	15.7
宮崎県	35,100	9,230	26.2	35,000	9,130	26.0
鹿児島県	36,800	4,600	12.5	36,600	4,610	12.5
沖縄県	813	66	8.1	822	71	8.6

年度等 / 都道府県名	22			23		
	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)
北海道	212,300	94,900	44.7	212,100	95,700	45.1
青森県	79,300	19,600	24.7	79,200	18,800	23.7
岩手県	89,400	20,800	23.2	88,600	20,400	23.0
宮城県	106,200	20,800	19.5	98,200	19,900	20.2
秋田県	125,200	20,100	16.0	125,100	20,600	16.4
山形県	91,600	18,500	20.1	91,500	18,500	20.2
福島県	99,600	10,700	10.7	95,100	10,400	10.9
茨城県	98,000	11,400	11.6	97,400	11,300	11.6
栃木県	95,700	15,300	15.9	95,100	14,300	15.0
群馬県	26,300	3,920	14.9	26,000	3,670	14.1
埼玉県	43,100	2,130	4.9	42,700	1,950	4.5
千葉県	71,900	2,870	3.9	71,500	2,840	3.9
東京都	283	39	13.7	279	31	11.1
神奈川県	3,840	266	6.9	3,800	261	6.8
新潟県	145,000	14,300	9.8	144,500	13,900	9.6
富山県	54,800	8,090	14.7	54,800	9,130	16.6
石川県	34,700	3,010	8.6	34,600	2,970	8.5
福井県	36,100	5,390	14.9	36,100	5,580	15.4
山梨県	7,550	1,200	15.8	7,470	1,140	15.2
長野県	48,200	9,300	19.2	48,000	9,450	19.6
岐阜県	41,200	5,750	13.9	41,100	5,840	14.2
静岡県	22,400	2,240	10.0	22,300	2,120	9.5
愛知県	42,400	5,950	14.0	42,200	5,710	13.5
三重県	44,100	5,370	12.1	43,800	5,530	12.6
滋賀県	46,900	7,090	15.1	46,800	7,410	15.8
京都府	23,300	3,610	15.4	23,200	3,440	14.8
大阪府	9,560	1,450	15.1	9,420	1,470	15.6
兵庫県	63,900	11,300	17.6	63,700	11,500	18.0
奈良県	14,900	1,920	12.8	14,800	1,890	12.7
和歌山県	10,100	956	9.4	9,980	964	9.6
鳥取県	21,800	5,130	23.5	21,500	5,150	23.9
島根県	28,100	3,320	11.8	27,800	3,560	12.8
岡山県	48,800	5,570	11.4	48,600	5,280	10.8
広島県	38,600	5,360	13.8	38,300	5,310	13.8
山口県	36,600	4,660	12.7	36,400	4,460	12.2
徳島県	20,200	3,210	15.8	20,100	3,060	15.2
香川県	24,400	3,750	15.3	24,300	3,810	15.6
愛媛県	22,900	3,530	15.4	22,800	3,630	15.9
高知県	20,400	5,000	24.5	20,300	4,910	24.1
福岡県	64,700	13,000	20.0	64,500	13,400	20.7
佐賀県	41,900	10,600	25.2	41,800	11,300	27.0
長崎県	21,800	3,990	18.3	21,800	4,050	18.5
熊本県	66,700	13,300	19.9	66,600	13,000	19.5
大分県	37,600	6,250	16.6	37,500	6,180	16.4
宮崎県	34,900	8,670	24.8	34,900	8,340	23.8
鹿児島県	36,600	4,780	13.0	36,500	4,510	12.3
沖縄県	823	95	11.5	811	95	11.7

年度等 / 都道府県名	24			25		
	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)
北海道	211,700	96,100	45.3	211,600	96,300	45.5
青森県	79,100	18,500	23.3	78,800	18,100	22.9
岩手県	88,700	20,100	22.6	88,500	19,600	22.1
宮城県	99,900	18,400	18.4	101,800	18,900	18.5
秋田県	125,000	20,500	16.4	125,000	19,600	15.6
山形県	91,400	18,000	19.6	91,300	17,600	19.2
福島県	95,300	9,380	9.8	95,400	9,490	9.9
茨城県	97,500	11,200	11.4	97,300	11,100	11.4
栃木県	94,600	13,500	14.2	94,300	13,300	14.1
群馬県	25,800	3,690	14.3	25,700	3,600	14.0
埼玉県	42,300	1,780	4.2	41,900	1,730	4.1
千葉県	71,700	2,870	4.0	71,600	2,850	3.9
東京都	277	54	19.4	275	71	25.8
神奈川県	3,780	257	6.7	3,740	264	7.0
新潟県	143,800	13,200	9.1	143,800	12,700	8.8
富山県	54,700	8,870	16.2	54,500	8,640	15.8
石川県	34,400	3,000	8.7	34,300	2,870	8.3
福井県	36,000	6,140	17.0	36,000	6,680	18.5
山梨県	7,410	1,110	14.9	7,370	1,080	14.6
長野県	47,900	9,420	19.6	47,600	9,280	19.4
岐阜県	41,000	5,750	14.0	40,900	6,100	14.9
静岡県	22,200	2,110	9.5	22,000	2,090	9.5
愛知県	42,100	5,480	13.0	41,900	5,470	13.0
三重県	43,500	5,780	13.2	43,300	5,690	13.1
滋賀県	46,700	7,700	16.4	46,600	7,450	15.9
京都府	23,100	3,320	14.3	22,900	3,330	14.5
大阪府	9,320	1,490	15.9	9,200	1,510	16.4
兵庫県	63,500	11,400	17.9	63,300	11,300	17.8
奈良県	14,800	1,880	12.7	14,700	1,850	12.5
和歌山県	9,780	898	9.1	9,780	896	9.1
鳥取県	21,400	4,780	22.3	21,400	5,060	23.6
島根県	27,700	3,440	12.4	27,700	3,390	12.2
岡山県	48,100	5,450	11.3	47,700	5,650	11.8
広島県	38,200	5,280	13.8	38,000	5,320	14.0
山口県	36,200	4,370	12.0	36,100	4,400	12.1
徳島県	20,000	3,040	15.2	20,000	2,980	14.9
香川県	24,200	3,750	15.4	24,100	3,630	15.0
愛媛県	22,600	3,390	15.0	22,500	3,360	14.9
高知県	20,300	4,890	24.0	20,200	4,880	24.1
福岡県	64,200	13,200	20.5	64,100	13,200	20.5
佐賀県	41,800	11,100	26.5	41,700	10,900	26.1
長崎県	21,700	4,090	18.8	21,700	4,140	19.0
熊本県	66,000	12,600	19.0	66,100	12,600	19.0
大分県	37,200	5,940	15.9	37,200	5,820	15.6
宮崎県	34,800	8,140	23.3	34,700	8,060	23.2
鹿児島県	36,400	3,950	10.8	36,300	3,780	10.4
沖縄県	797	105	13.1	797	91	11.4

年度等 / 都道府県名	26		
	水田面積 (ha)	転作面積 (ha)	転作率 (%)
北海道	211,600	97,100	45.8
青森県	78,100	17,300	22.1
岩手県	88,400	19,300	21.8
宮城県	102,600	19,800	19.2
秋田県	124,900	20,400	16.3
山形県	91,300	17,500	19.1
福島県	95,800	9,320	9.7
茨城県	97,100	10,600	10.9
栃木県	94,200	13,200	14.0
群馬県	25,500	3,470	13.6
埼玉県	41,700	1,700	4.0
千葉県	71,400	2,740	3.8
東京都	269	43	15.9
神奈川県	3,710	250	6.7
新潟県	143,600	12,400	8.6
富山県	54,400	8,690	15.9
石川県	34,100	2,570	7.5
福井県	35,900	6,670	18.5
山梨県	7,390	1,100	14.8
長野県	47,400	9,350	19.7
岐阜県	40,700	6,290	15.4
静岡県	21,900	1,970	8.9
愛知県	41,700	5,410	12.9
三重県	43,200	5,730	13.2
滋賀県	46,400	7,910	17.0
京都府	22,700	3,210	14.1
大阪府	9,040	1,530	16.9
兵庫県	63,000	11,300	17.9
奈良県	14,500	1,850	12.7
和歌山県	9,600	861	8.9
鳥取県	21,300	4,920	23.0
島根県	27,500	3,380	12.2
岡山県	47,400	5,480	11.5
広島県	37,800	5,120	13.5
山口県	35,900	4,390	12.2
徳島県	19,900	2,890	14.5
香川県	23,900	3,600	15.0
愛媛県	22,300	3,350	15.0
高知県	20,200	4,790	23.7
福岡県	63,900	13,400	20.9
佐賀県	41,500	11,600	27.9
長崎県	21,500	4,110	19.1
熊本県	66,000	12,500	18.9
大分県	37,200	5,640	15.1
宮崎県	34,600	7,960	23.0
鹿児島県	36,200	3,520	9.7
沖縄県	798	75	9.3